

# 第 79 回 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

日時 令和 5 年 10 月 23 日(月)  
14 時 00 分から 16 時 00 分まで  
会場 横浜市役所 18 階会議室  
※オンライン併用

## 次 第

### 1 開会

- (1) 委員紹介【資料 1】
- (2) 資源循環局経営責任職紹介【資料 2】

### 2 議題事項

- (1) 会長・会長代理選任【資料 3】
- (2) 横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）について【資料 4】 【資料 5】

### 3 報告事項

記者発表資料等【資料 6】

### 4 閉会

## 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

令和5年10月23日現在

氏名	役職
おおいし みなこ 大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
おおさこ まさひろ 大迫 政浩	国立環境研究所 資源循環領域 領域長
おおもり のぞむ 大森 望	神奈川県弁護士会 弁護士
おしき まさみ 押木 昌巳	日本チェーンストア協会 関東支部
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科 教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
さとう あけみ 佐藤 明美	南区環境事業推進委員連絡協議会 副会長
しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学 総合政策学部教授
はやし しげかつ 林 重克	横浜市町内会連合会 (旭区連合自治会町内会連絡協議会会長)
ほんだ ひろと 本多 寛人	消費生活推進員戸塚区副代表
もらい とみこ 桃井 富子	港北3R夢サポーター 会長
もり けんじ 森 健二	横浜商工会議所 専務理事
もり ともこ 森 朋子	東京都市大学環境学部環境経営システム学科 准教授

## 第79回 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 座席表

(五十音順)

おおさこ まさひろ 大迫 政浩委員 国立環境研究所 資源循環領域 領域長	Web参加
おのだ ひろし 小野田 弘士委員 早稲田大学理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科 教授	欠席

しのき みきこ 篠木 幹子委員 中央大学 総合政策学部 教授
さとう あけみ 佐藤 明美委員 南区環境事業推進委員 連絡協議会 副会長
さきた ゆうこ 崎田 裕子委員 ジャーナリスト・ 環境カウンセラー
おしき まさみ 押木 昌巳委員 日本チェーンストア協会 関東支部
おおもり のぞむ 大森 望委員 神奈川県弁護士会 弁護士
おおいし みなこ 大石 美奈子委員 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会

はやし しげかつ 林 重克委員 横浜市町内会連合会 (旭区連合自治会町内会連絡協議会会長)
ほんだ ひろと 本多 寛人委員 消費生活推進員 戸塚区副代表
ももい とみこ 桃井 富子委員 港北3R夢サポーター 会長
もり けんじ 森 健二委員 横浜商工会議所 専務理事
もり ともこ 森 朋子委員 東京都市大学環境学部環境 経営システム学科 准教授

出入口

事務局			
かしわぎ 柏木 副局長 (総務部長)	かねたか 金高 資源循環局長	なかつぼ 中坪 政策調整部長	いまい 今井 政策調整課長

欠席 おの 小野 家庭系廃棄物 対策部担当部長
-------------------------------------

たちばな 立花 家庭系廃棄物 対策部長	こばやし 小林 事業系廃棄物 対策部長	やすむろ 安室 適正処理計画 部長	なまい 生井 適正処理計画部 担当部長	とみおか 富岡 担当部長 横浜市資源循環 公社事務局長
------------------------------	------------------------------	----------------------------	------------------------------	---

つしま 津島 3R推進課長	さわだ 澤田 業務課長	ますや 舛谷 施設計画課長	あらい 荒井 施設課長
---------------------	-------------------	---------------------	-------------------

すずき 鈴木 総務課長	ふじづか 藤塚 街の美化 推進課長	こんどう 近藤 職員課 担当課長	すずき 鈴木 政策調整課 担当課長
-------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------

あきやま 秋山 処分地管理 課長	たじま 田島 事業系廃棄物 対策課担当課長	ちややま 茶山 事業系廃棄物 対策課長
---------------------------	--------------------------------	------------------------------

出入口

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

平成4年10月23日

規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第10条の規定に基づき、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、資源循環局において処理する。

(平17規則70・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。



議題 2

# 横浜市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

説明資料

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

- |          |                 |          |             |
|----------|-----------------|----------|-------------|
| <b>1</b> | <b>計画の位置づけ</b>  | <b>…</b> | <b>P.3</b>  |
| <b>2</b> | <b>策定の背景</b>    | <b>…</b> | <b>P.5</b>  |
| <b>3</b> | <b>計画の概要</b>    | <b>…</b> | <b>P.13</b> |
| <b>4</b> | <b>答申の反映状況</b>  | <b>…</b> | <b>P.24</b> |
| <b>5</b> | <b>経過・今後の予定</b> | <b>…</b> | <b>P.35</b> |

# 1 計画の位置づけ

# 1 計画の位置づけ

## ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、策定が義務付けられている法定計画

【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の**排出の抑制のための方策**に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理**施設の整備**に関する事項

## 2 策定の背景

## 2-1 策定の背景

- 「3 R 夢プラン」策定以降、時代の変化とともにSDGsの達成や脱炭素社会の実現など、世界的な課題をふまえた対応が求められるようになっています。
- 横浜市として、人口減少や高齢化がごみ処理に与える影響をふまえ、今後のあり方を検討していくことや、安定したごみ処理を継続していくために、老朽化が進む施設の計画的な再整備や災害への備えなども重要となっています。
- こうした時代の変化に着実に対応していくため、「横浜G30プラン」「ヨコハマ3 R 夢プラン」に続く、新たなプランを現計画の期間終了を待たず、前倒して策定します。

## 2-2 計画の変遷（策定の背景）

## 横浜G30プラン

【2002(平成14)年度～2010(平成22)年度】

## 背景

- ・市の最終処分場がひっ迫
- ・各種リサイクル法の成立
- ごみ減量・リサイクルに向けた分別ルール変更の必要性

## 取組

- ・ 分別収集品目の拡大  
(5分別→10分別15品目)

## 成果

- ・ 「ごみ量30%削減」を2年で達成
- ・ 焼却工場2か所（栄、港南）廃止
- ・ 最終処分場を10年延命化

## 課題

- ・ より一層のごみ減量を進めるため、3Rの中でリサイクル以外の施策として、ごみのリデュース（発生抑制）の施策を推進する必要性が生じる。

## ヨコハマ3R夢プラン

【2010(平成22)年度～2025(令和7)年度】

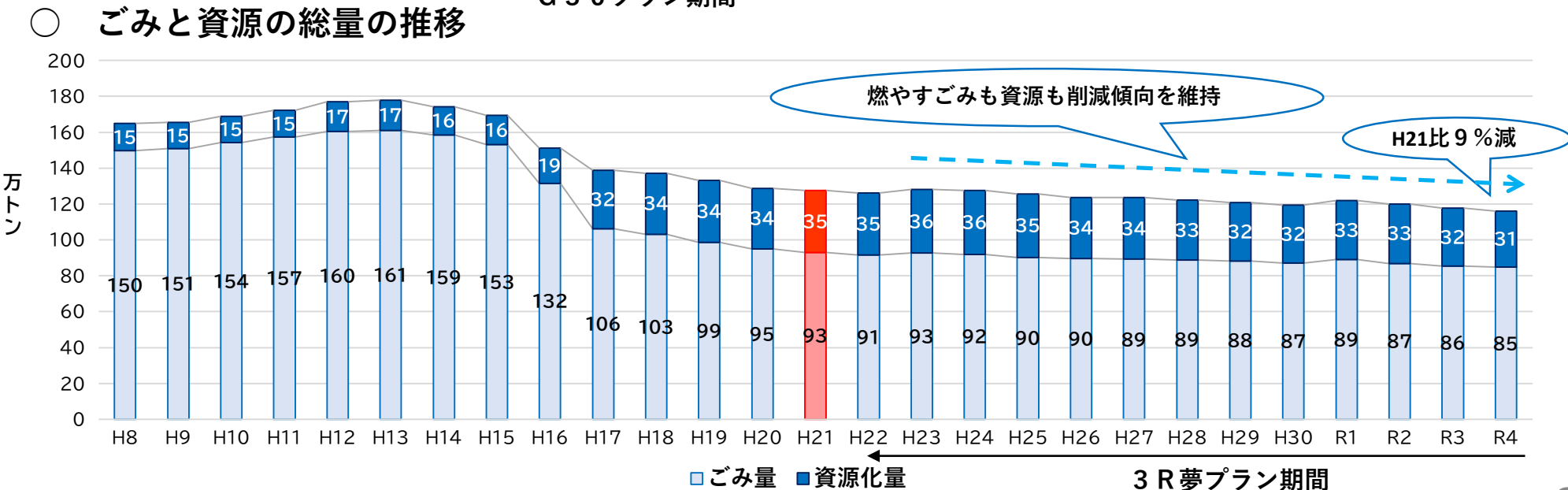
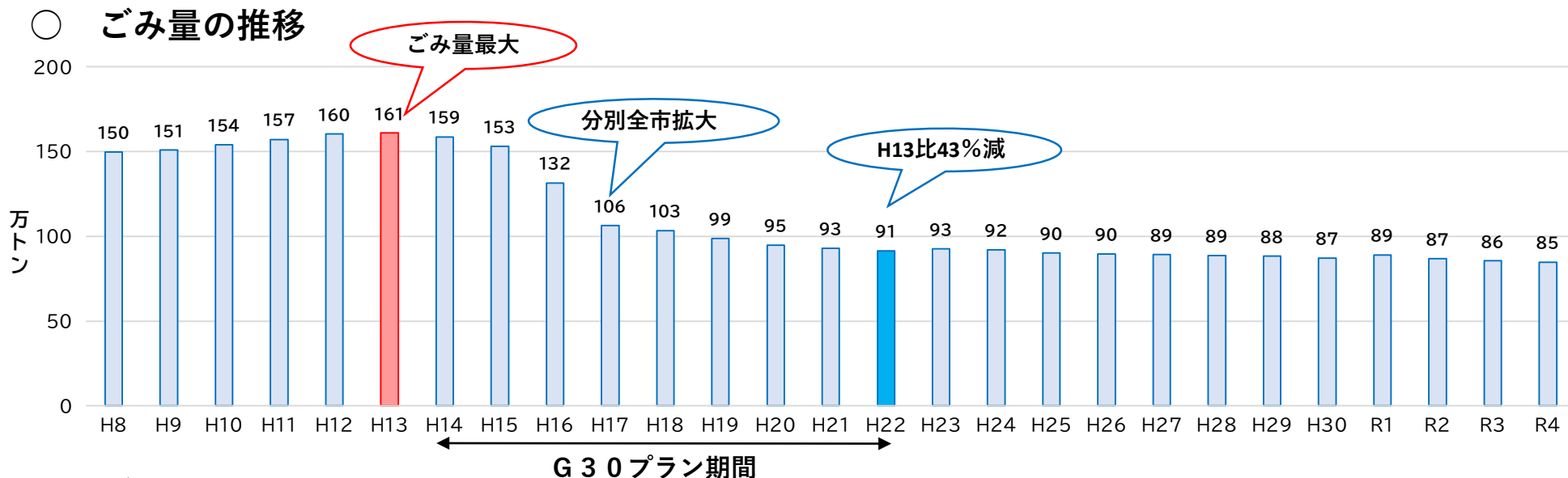
- ・ 地球温暖化への関心の高まり
- 3Rのなかで効果の高い、ごみになるものを作らない、受け取らないといったリデュース（発生抑制）の取組が必要

- ・ マイバッグ・マイボトルの利用など、環境にやさしいライフスタイルの転換を推進（分別ルール変更なし）

- ・ ごみと資源の総量は削減傾向を維持
- ・ 3Rに対する意識が市民・事業者に広がる
- ・ 市民生活と市内経済を支える、ごみの収集・運搬・処理・処分を着実に実施

- ・ 分別に加え、もう一步踏み込んだ環境行動を実施するか否かは、個人の裁量
- ・ 時代の変化を踏まえつつ、行動変容をもう一段、加速化させる施策を推進する必要性が生じる。

# 2-3 ごみと資源の量の推移 (策定の背景)





## 2-4 近年の社会情勢の変化（策定の背景）

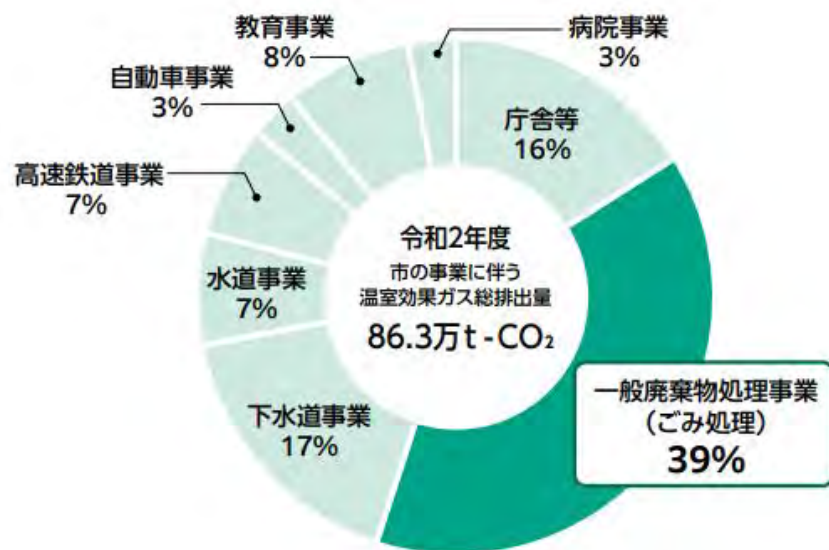
年	世界及び国	横浜市
2011	3月：東日本大震災の発災（2,901名を派遣）	1月：「ヨコハマ3R夢プラン」を策定
2014		9月：都筑工場の長寿命化工事に着手
2015	9月： <b>国連サミットでSDGsが採択</b>	
2016	4月：熊本地震の発災（726名を派遣） 11月：パリ協定が発効	
2017		10月：新たな最終処分場の供用開始
2018	7月：平成30年7月豪雨の発災（1,701名を派遣）	4月：鶴見工場の長寿命化工事着手 6月：「SDGs未来都市」に選定 10月： <b>「Zero Carbon Yokohama」を宣言</b>
2019	6月：「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 10月： <b>「食品ロス削減推進法」施行</b>	9月：台風に伴う高潮により金沢工場等が被災
2020	1月：国内で新型コロナウイルス感染を初確認 7月：プラスチック製買物袋の有料化が開始 10月：国が2050年カーボンニュートラルを宣言	2月：DP号からの廃棄物受入処理を実施
2021	4月：国が2030年温室効果ガス46%削減表明	6月：「脱炭素条例」が施行
2022	4月： <b>「プラスチック資源循環法」が施行</b>	1月：前年の市推計人口が戦後初のマイナス 2月： <b>2030年度の温室効果ガス半減を宣言</b> 3月：保土ヶ谷工場再整備計画の策定 （再整備における3つの視点を決定） 6月：財政ビジョンの策定 12月：「横浜市中期計画2022～2025」策定

## 2-5 主要な課題①：地球温暖化（策定の背景）

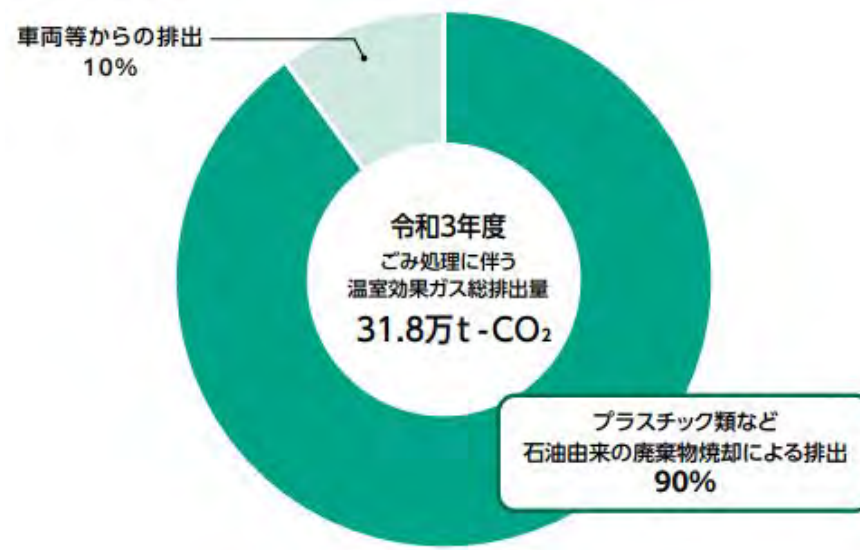
- ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業に伴い発生する温室効果ガスの約4割を占め、そのうち約9割がプラスチックなどの焼却によるものです。

令和4年4月には「プラスチック資源循環法」が施行され、市町村にはプラスチック資源の分別収集の拡大と資源化が求められています。2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市民の皆様のご行動変容を一層加速化させる取組を推進する必要性が生じています。

市の事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳



ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの内訳



【出典】「横浜市中期計画2022～2025」

## 2-6 主要な課題②：食品ロス（策定の背景）

- 食品ロス削減は、**SDGs**に位置付けられた**重要課題**であり、削減を進めることで、SDGsの様々な目標の同時達成につながります。

令和元年10月には、「**食品ロス削減推進法**」が施行されて、**行政・事業者・消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する**ことが明文化され、様々な主体と連携しながら、食品ロスの削減を更に進める必要があります。

【参考】食品ロス削減とSDGs目標との関連（消費者庁資料を基に作成）

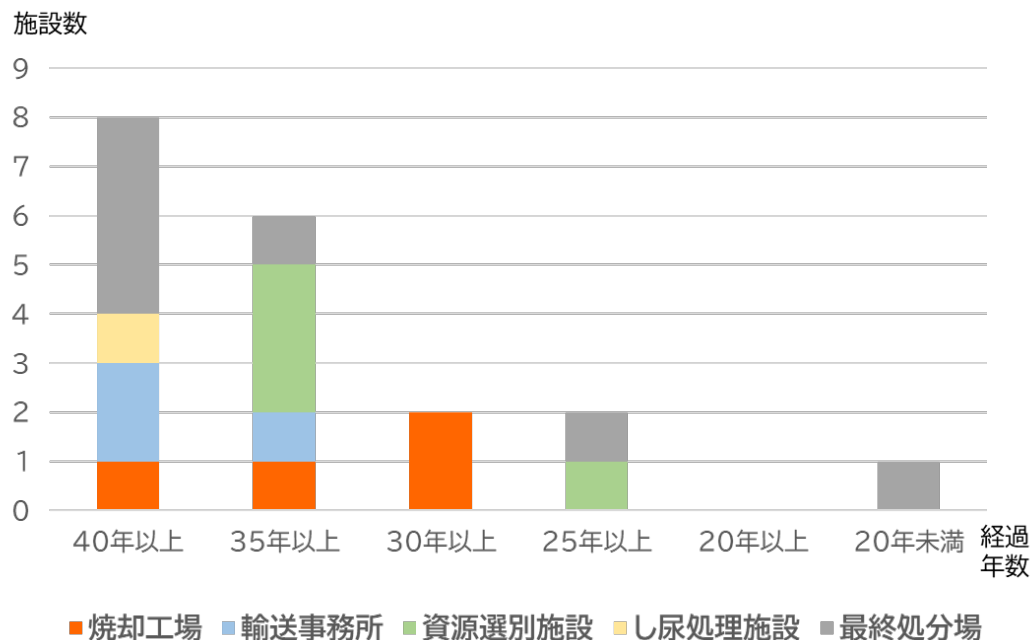


## 2-7 主要な課題③：ごみ処理の継続（策定の背景）

- 本市の人口は、今後、緩やかに減少していくことが見込まれます。一方、高齢者人口は今後も増加していくことを見込んでおり、ふれあい収集などのごみ出しの支援に対するニーズが高まることが予想されます。

また、本市の廃棄物処理施設の多くは昭和後期～平成初期に建設されており、老朽化が進んでいます。日々の維持管理や計画的な修繕、さらには長寿命化対策を実施し、可能な限り廃棄物処理施設を長く使用するための取組を進めていますが、耐用年数をふまえた適切な時期に施設の建替えによる整備が必要になっています。

【参考】廃棄物処理施設の稼働年数（2030年時点）



## 3 計画の概要

## 3 - 1 基本理念と計画期間（計画の概要）

### ○ 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

### ○ 計画期間

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

## 3-2 計画目標（計画の概要）

- 横浜市役所が事業活動により排出する温室効果ガスのうち、ごみ処理に伴って排出される量は約4割を占めており、その大半は、石油由来のプラスチックが焼却されることに起因しています。

プラスチックをリサイクルすることで温室効果ガスの排出を抑制するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の行動の変化を促していく必要があります。

今回、市民の皆様が脱炭素の取組についての成果を実感いただき、次の一步を踏み出していただくために目標を設定しました。

**燃やすごみに含まれるプラスチック量※を年間で2万トン削減します。**

（市民一人あたりで約5.3kg削減）

※プラスチック素材のみが対象

- **達成効果**

- ① **焼却量の削減**

【分別対象外の合成繊維や複合素材、合成ゴムなどを含めた石油由来プラスチックの年間焼却量約14万トンを約12万トンに削減】

- ② **2030年度温室効果ガス50%削減に貢献**

【約4.7万トン-CO2削減。市民生活をお支えする市役所の事業活動全体の約5.5%に相当】

- ③ **市民の皆様の日常生活における脱炭素行動の浸透**



## 3-3 体系図（計画の概要）

### 【基本理念】

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

### 【目標】

燃やすごみに含まれるプラスチック量を年間で2万トン削減

#### 基本方針1（市民・事業者編） SDGsの達成と脱炭素社会の実現

政策1 プラスチック対策の推進

政策2 食品ロス削減の推進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

#### 基本方針2（行政編） 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

政策4 多様な社会ニーズへの対応

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

政策6 将来を見据えた施設整備



# 政策1 プラスチック対策の推進

- 脱炭素社会の実現に向け、**使い捨てプラスチックの削減**（リデュース）に取り組み、不要になったものは適切に**分別・リサイクル**するなど、市民・事業者の皆様による主体的なプラスチックの3R + Renewableの取組を促進していくことで、**温室効果ガスの排出につながるプラスチックごみの焼却量削減を進めます。**

また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

- **主な施策**

- 1 発生抑制（リデュース）の推進
- 2 分別・リサイクルの推進
- 3 事業者等への働きかけ
- 4 海洋流出対策



マイボトルスポットの  
利用促進



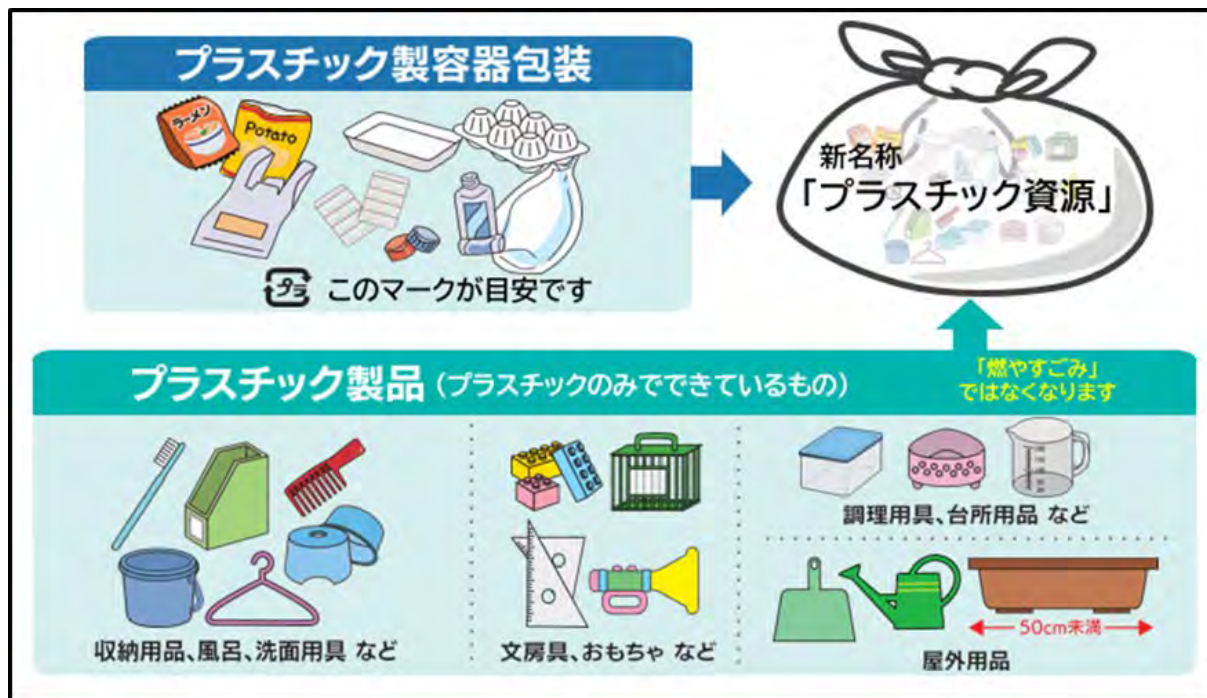
店頭回収・自主回収の推進  
【おくすりシートのリサイクル】

# 分別・リサイクルの拡大（政策1 プラスチック対策）

○ 現在、食品トレイや洗剤ボトルなどのプラスチック製容器包装を分別・リサイクルしています。今後、ハンガーやバケツなどのプラスチック製品についても、リサイクル対象を拡大して、脱炭素社会の実現を目指していきます。令和6年10月に9区※で先行実施し、令和7年4月から全市実施を想定しています。

なお、新たに分別していただくプラスチック製品は、プラスチック製容器包装と一緒にまとめて、排出していただけます。

※ 中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区



プラスチック資源として分別区分を新設  
【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

## 政策 2 食品ロス削減の推進

- 市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における**食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行います。**

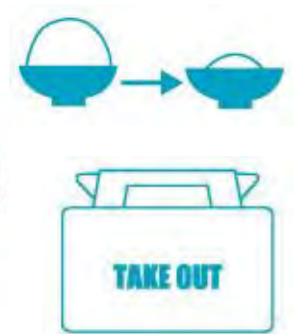
また、先進的な取組の波及・普及を図ることで、市域全体での食品ロス削減につなげていきます。発生抑制の取組を進めても、なお残る生ごみについては、有効利用を進めます。

- **主な施策**

- 1 価値観の醸成ときっかけづくり
- 2 場面に応じた実践行動の推進
- 3 多様な主体との連携・共有
- 4 事業者への働きかけ
- 5 生ごみの減量・リサイクル



「てまえどり」の実践



小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する  
「食べきり協力店」

※ 本計画は「食品ロス削減推進法」に規定がある「食品ロス削減推進計画」を兼ねています。

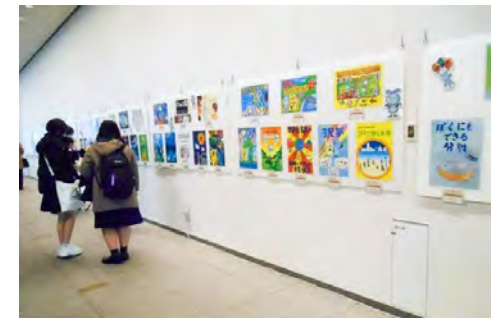
## 政策3 環境学習・普及啓発の推進

- 「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、**市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。**

さらに、「GREEN×EXPO 2027」の開催を契機に、SDGsやGXの実現に向けた市民・事業者の皆様の取組を加速させていきます。

### ○ 主な施策

- 1 小学校や地域等との連携や説明会(出前講座)の実施
- 2 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 3 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 4 3Rに関する表彰等の実施
- 5 環境プロモーションの実施



「きれいなまちに」をテーマにした  
ポスターコンクール



小学校向けの出前講座



## 政策4 多様な社会ニーズへの対応

- 誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出しの支援に対するニーズ増加やまちの美化、災害への備えなど、社会状況や市民ニーズの変化に着実に対応していきます。

また、デジタル技術の活用により、行政サービスの向上と業務の効率化、施策の推進におけるデータの活用を進めます。



見守りや孤独死の防止にもつながる  
ふれあい収集

### ○ 主な施策

- 1 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- 2 まちの美化の推進
- 3 災害への備え
- 4 デジタル化の推進
- 5 廃棄物分野における国際協力
- 6 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し



デジタル技術の活用  
【粗大ごみの申込や分別案内】

## 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

- 市民生活と市内経済を支えるごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、安全作業の徹底を図ります。  
また、施設の適切な維持管理・補修を着実に実施します。  
さらに、ごみの適正処理に加え、減量・リサイクルによる資源の有効利用を進めることで、脱炭素化など環境負荷の低減を図ります。

- **主な施策**

- 1 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 2 資源化の推進
- 3 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 4 事業系ごみの適正処理
- 5 し尿処理



日々の家庭ごみ収集



リサイクルのために  
缶・びん・ペットボトルを分別

## 政策6 将来を見据えた施設整備

- 将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む**廃棄物処理施設**について、日頃の維持管理や補修工事の実施に加え、施設ごとの耐用年数を踏まえた整備を**計画的かつ着実に実施**する必要があります。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電効率向上や未利用土地の利活用の検討等をあわせて進めます。

また、環境にやさしいエネルギーの創出・利活用や省エネ、**脱炭素技術の導入の検討**等、市域内の脱炭素化に向けた取組を進め、地域に多面的価値を提供する施設としていきます。



焼却工場の再整備や長寿命化工事

### ○ 主な施策

- 1 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 2 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 3 省エネの推進・脱炭素技術等の研究



焼却工場のCO<sub>2</sub>回収の実証試験

## 4 答申の反映状況



# 答申の反映状況

## ○計画全体の在り方

【答申】	【素案】
①これからのごみ処理は、減量・リサイクルの推進にとどまらず、 <u>SDGsの達成と脱炭素社会の実現、さらに循環経済への移行という世界的な潮流をふまえ、各施策を推進していくことが重要</u> である。	P.15 基本理念
②SDGsや脱炭素化に向けた中期目標から、新たな計画の期間は2030年が目安となるが、 <u>2050年カーボンニュートラルというあるべき姿から逆算して施策の検討を進め、積極的に計画に盛り込むことが望ましい</u> 。	P.15 基本方針 1
③近年のSDGsの浸透や環境意識の高まりにより、市民・事業者は横浜市からの働きかけに應えるだけでなく、自ら主体的に環境行動に取り組むようになってきている。そのため、今後は <u>横浜市が市民・事業者の行動変容につながるコンセプトやメッセージを発信することで、主体的な取組を後押しし、広げていくことが必要</u> である。	P.18 市民・事業者・行政の役割

# 答申の反映状況

## ○プラスチック対策

(プラスチックの3 R + Renewable促進に向けた働きかけ)

【答申】	【素案】
<p>① <u>インパクトのあるメッセージや目標の設定</u>、広報・啓発へのナッジの活用や環境学習との連動など、効果的に働きかけることにより、<u>意識の変容や具体的な行動につなげていく必要</u>がある。</p>	<p>P.16 4 目標・進行管理</p>
<p>② 事業者と連携した使い捨てプラスチックの使用削減の取組など、発生抑制を優先して進めつつ、プラスチックごみは適切に分別し、リサイクルすることを呼びかけていくことが重要である。</p>	<p>P.21 政策1 リード文</p>
<p>③ 環境に配慮した製品の設計・製造、使用の合理化、自主回収に取り組む事業者も増えており、事業者の主体的な取組を後押ししていくことも重要である。事業者との連携や支援、優れた事業者の取組を波及させる方策等について、検討を進めることが望ましい。</p>	<p>P.21～22 政策1-2(2)、3(1)</p>

# 答申の反映状況

## ○プラスチック対策

### (プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大)

【答申】	【素案】
<p>①「<u>プラスチックごみの分別・リサイクル</u>」の拡大は、<u>市民一人ひとりが脱炭素社会の実現に向けて具体的に行動することができる重要な取組であり、早期に実施すべき</u>である。</p>	<p>P.21 政策1-2(1) P.23 コラム</p>
<p>②<u>分別・リサイクルの拡大に向けて、現在の分別ルールについても改めて市民周知を図るとともに、対象者に合わせた伝わりやすい広報を行うことで、取組への理解と協力につなげていく必要</u>がある。</p>	<p>P.21政策1-2(1) P.31政策4-1(4)</p>
<p>③他素材との複合品などの現在、技術的にリサイクル困難なプラスチック製品についてもリサイクルを検討することが望ましい。</p>	<p>P.21政策1-2(3)</p>
<p>④大臣認定ルートでは指定法人ルートに比べ、分別収集の対象範囲を柔軟に設定できるほか、選別から再商品化までの工程を一体化・合理化することが可能であり、コストの削減が見込める。技術開発の状況や事業者の動向を注視しつつ、将来を見据え、大臣認定ルートの検討を継続することが重要である。</p>	<p>P.21政策1-2(3)</p>

# 答申の反映状況

## ○プラスチック対策（海洋流出の防止）

【答申】	【素案】
<p><u>プラスチックごみによる海洋汚染問題を市民に自分事として考えてもらえるよう、ポイ捨てによるプラスチックごみの海洋流出、生態系への影響などを広報するとともに、来街者を含めたポイ捨てに対する意識の向上や、地域での自主的な清掃活動の更なる活性化と取組の波及に向けた方策を検討することが重要</u>である。</p>	P.22 政策1-4(1)(2)

# 答申の反映状況

## ○食品ロスの削減

【答申】	【素案】
<p>①SDGs 未来都市として、<u>食品ロス削減を率先して進めていくため、横浜市の食品ロス削減推進計画を策定するなど、分かりやすい目標を設定し、施策を推進することが重要</u>である。</p>	<p>P.2 計画の位置づけ (単独目標は設定せず)</p>
<p>②<u>廃棄物分野にとどまらず、食育や世界の食糧問題など、様々な切り口から取組の必要性を伝えていくことや、ナッジを効果的に取り入れることで、市民・事業者の具体的な行動につなげる</u>とともに、インパクトのあるメッセージを打ち出すなど、<u>市民・事業者を巻き込みながら、削減に向けた機運を高めていくことが重要</u>である。</p>	<p>P.25 政策 2 リード文 1(1)、2(4)</p>
<p>③広報・啓発については、消費者教育や食育の視点を取り入れつつ、ターゲットを意識し、伝わりやすい場面や内容を検討するなど、戦略的に進めることが望ましい。</p>	<p>P.25 政策2-1(1)(2)</p>
<p>④事業者との連携を引き続き進めるとともに、事業者の優れた取組については、表彰や事例の紹介等により、他の事業者への波及・普及を積極的に図ることが重要である。</p>	<p>P.26政策2-3(1)</p>
<p>⑤生産・流通・小売・消費といったサプライチェーン全体で食品ロスを減らしていくことが重要である。事業者の取組状況の把握を行い、横浜市が進めるべき施策について検討を行うとともに、施策の効果測定にも取り組むことが望ましい。</p>	<p>P.26政策2-4(2)</p>

# 答申の反映状況

## ○多様な社会ニーズへの対応

【答申】	【素案】
<p>① <u>ふれあい収集は、ごみ出しが困難な方の生活を支えるだけでなく、見守り、孤独死の防止にも繋がる取組である。超高齢社会の到来によりニーズの増加が予想されるが、効率的な収集方法の検討などの工夫により、着実に対応していくことが重要</u>である。</p>	<p>P.31 政策4 リード文</p>
<p>② <u>市民利便性の向上に加え、戦略的な広報・啓発や業務の効率化の観点からもICT技術の活用を進めていくことが重要</u>である。多様な社会ニーズをふまえ、横浜市が先導的に取り組むことが望ましい。</p>	<p>P.32政策4-4</p>
<p>③ <u>発災時に備え、円滑・迅速な処理に向けた体制づくりを引き続き進めるとともに、今後は災害時のごみ出し等について、市民意識の向上を図ることが望ましい。</u></p>	<p>P.32政策4-3</p>
<p>④ 今後のごみの多様化に伴い、処理に注意の必要なごみが出てくる可能性があることから、その都度適切に対応していくことが重要である。リチウムイオン電池については、市民に引き続きリチウムイオン電池を使用した製品の適切な排出方法を周知し、焼却工場などの廃棄物処理施設における初期消火などの対策も更に進めていくことが重要である。</p>	<p>P.35政策5-1(2)</p>

# 答申の反映状況

## ○家庭ごみの有料化

【答申】	【素案】
<p>①既に大幅なごみの削減を達成している状況を踏まえつつも、<u>ごみの減量化だけではなく、市民の意識向上、負担の公平化、SDGsや脱炭素化にも資する施策であることから、今後も継続的に検討する必要</u>がある。</p>	P.33政策4-6(1)
<p>②<u>検討にあたっては、他都市の状況や導入する目的に加えて、歳入の試算、実施に伴う施策の充実、市民負担と税負担の割合、減免の対象と減免に伴うプライバシーへの配慮、違反者への対応など、実際に有料化を導入した場合を想定した検討についても進めることが望ましい。</u></p>	引き続き、中長期的視点に立って検討



# 答申の反映状況

## ○廃棄物処理施設の整備・運営

【答申】	【素案】
<p>① <u>市内のごみ処理を将来にわたり安定的に継続</u>していくため、現在進行中の<u>保土ヶ谷工場の再整備事業を、2030年の稼働に向け着実に進めるとともに、老朽化が進む廃棄物処理施設の整備や長寿命化対策工事を適切な時期に実施していくことが必要</u>である。</p>	<p>P.37 政策6-1(1)～(3)</p>
<p>② 焼却工場や資源選別施設などの廃棄物処理施設の再整備にあたっては、ごみ質の変化をふまえ、AI・IoTを活用した最新の処理技術の導入を検討するなど、時代の変化に即した効率的な施設とすることや、脱炭素社会の実現や多様な主体の参画による環境学習の充実、自然災害への対応などの視点を取り入れ、地域に根ざした施設としていくことが重要である。</p>	<p>P.37 政策6 リード文 P.39政策6-2 P.28政策3-(2)</p>
<p>③ <u>脱炭素化に向けて、焼却工場の安定的かつ効率的な運営や発電能力の向上、省エネルギー設備の導入等により、環境にやさしいエネルギーの創出量を最大化していくことに加え、エネルギーの有効な利用方法の検討、CCUなどの新たな技術の研究・開発にも積極的に取り組むことが望ましい</u>。また、焼却工場は多くの見学者を受け入れていることから、ごみ処理や脱炭素化の技術を紹介し、理解を深める場としていくことが望ましい。</p>	<p>P.39 政策6-2 政策6-3(2) P.28政策3-(2)</p>



# 答申の反映状況

## ○その他のご意見

【その他のご意見】	【素案】
①温室効果ガス半減に廃棄物部門として積極的に関わっていくべき	P.15 基本方針 1
②高齢化に伴い増加が見込まれる紙おむつの処理	P.31政策4-1(5) P.35 政策5-2(3)
③データの活用、見える化	P.32 政策4-4(3)
④環境学習、子どもから親への波及効果、若い世代を巻き込んだ取組	P.28 政策3-(1)

## 5 経過・今後の予定

## 5 経過・今後の予定

- ・ 令和3年12月20日 諮問  
(3回の審議会と6回の小委員会を開催)
- ・ 令和5年5月15日 答申
- ・ 令和5年9月13日 計画素案の公表
- ・ 令和5年10月12日から パブリックコメント (11月10日まで)
- ・ 令和5年10月23日 第79回審議会 本日
- ・ 令和5年12月 計画原案の公表【予定】
- ・ 令和6年1月 新たな一般廃棄物処理基本計画の開始【予定】

経過

予定

議題2

横浜市一般廃棄物処理基本計画  
(素案)

横浜市



# 目次

第1	計画策定の基本的な考え方.....	1
1	計画策定の趣旨 .....	1
2	計画の位置づけ.....	2
第2	ごみ処理の現状と課題 .....	3
1	これまでの取組 .....	3
2	現在の課題.....	7
3	現在の課題を踏まえた方向性 .....	13
第3	基本理念と基本方針 .....	15
1	基本理念.....	15
2	計画期間.....	15
3	基本方針 .....	15
4	目標・進行管理 .....	16
5	市民・事業者・行政の役割.....	18
6	処理量の見込み.....	20
第4	政策と具体的取組 .....	21
政策1	プラスチック対策の推進 .....	21
政策2	食品ロス削減の推進 .....	25
政策3	環境学習・普及啓発の推進.....	28
政策4	多様な社会ニーズへの対応.....	31
政策5	安定したごみの収集・運搬・処理・処分.....	35
政策6	将来を見据えた施設整備.....	37
<資料編>	.....	40

# 第1 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

我が国の廃棄物行政を取り巻く社会状況は、時代とともに変化してきました。戦前の公衆衛生の観点による適正処理に始まり、高度経済成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄に対応した焼却・埋立処分を中心とした廃棄物対策から、3R(リデュース(Reduce 発生抑制)・リユース(Reuse 再使用)・リサイクル(Recycle 再生利用))の推進を含めた施策に舵を切ってきました。

本市においては、2003(平成15)年1月に策定した「横浜G30プラン(以下「G30プラン」という。)」に基づき、分別・リサイクルを進め、ごみの大幅な削減を達成しました。そして、2011(平成23)年1月に「ヨコハマ3R夢プラン(以下「3R夢プラン」という。)」を策定し、3Rの中でもっとも環境にやさしいリデュースの取組に重点を置いた施策を進めてきました。

現在では、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、いわゆるSDGsが掲げられています。加えて、地球規模の課題である気候変動や生物多様性の損失の解決に向け、温室効果ガスの排出を実質ゼロとしていく「脱炭素社会の実現」が喫緊の課題となっています。

本市でも、地球温暖化対策の推進とともに、市内経済の循環と持続可能な発展を目指す「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」を2021(令和3)年に制定するなど、2050(令和32)年までの脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けた取組を加速させています。

こういった時代の変化を踏まえ、とりわけ海洋汚染や温室効果ガスの主な排出要因であるプラスチック対策の重要性が高まっていることから、3R夢プランの計画期間終了を待たず、脱炭素社会の実現に向けた施策を盛り込んだ「横浜市一般廃棄物処理基本計画(2023(令和5)年度～2030(令和12)年度)(以下「本計画」という。)」を新たに策定します。あわせて、SDGsの達成に資する食品ロス削減の取組、廃棄物処理施設の老朽化対策や超高齢社会への対応など、時代の変化に伴う様々な課題に着実に対応していきます。本市の最大の強みである市民・事業者・行政の協働のもと、力強く取組を進めることで、誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継ぐことを目指します。

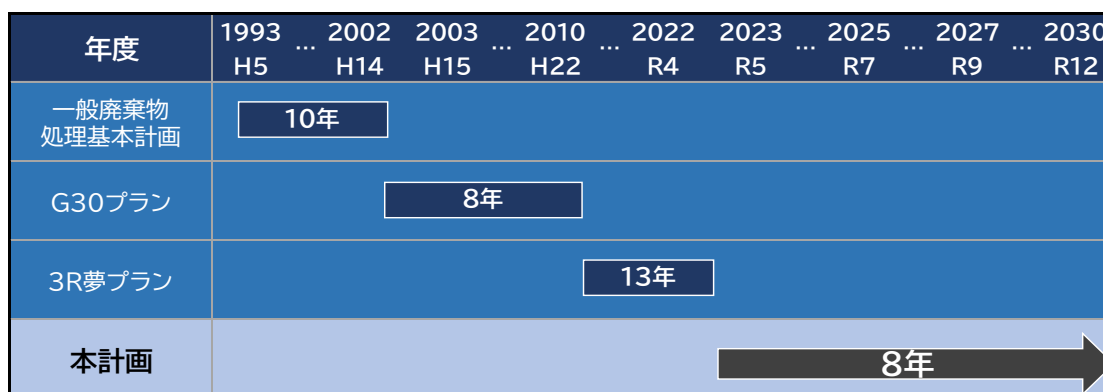


図1 計画の変遷

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」第6条第1項により、市域内の一般廃棄物の処理について定めるもので、2030(令和12)年度までを見通した中長期的な計画です。

【参考】廃棄物処理法に基づき定めることが必須の項目

- ・ 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ・ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

「食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)」第13条第1項の規定による食品ロス削減推進計画や2019(令和元)年に策定した「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」、産業廃棄物の適正処理に関する施策も含む、廃棄物行政における総合的な計画とします。

なお、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」・「横浜市中期計画」・「行政運営の基本方針」との整合を図るとともに、「横浜市環境管理計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」などの環境関連の計画とも理念を共有しています。

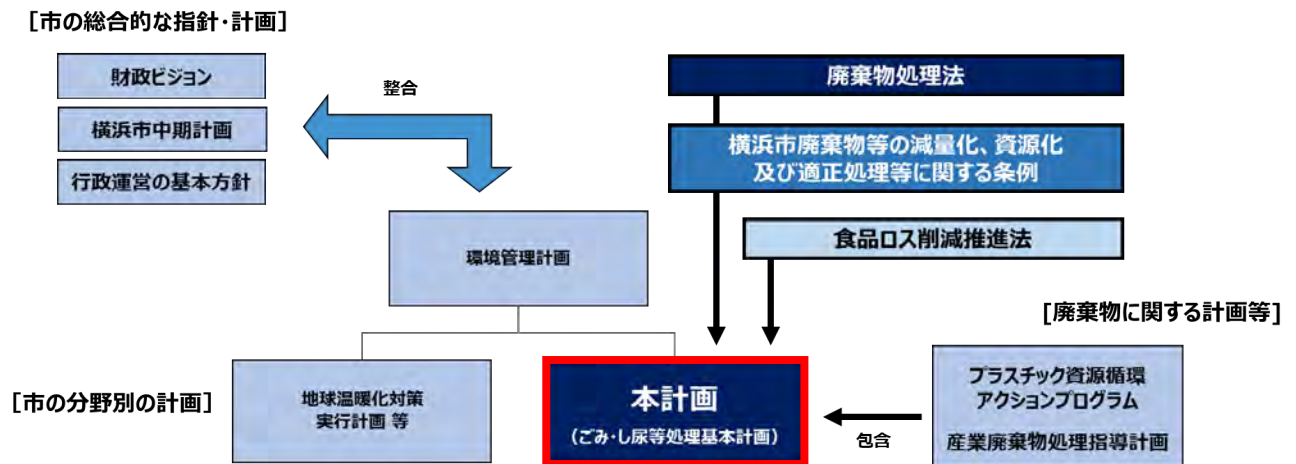


図2 本計画と関連する計画等の関係



## 第2 ごみ処理の現状と課題

### 1 これまでの取組

本市では、2003(平成15)年1月に策定した「G30プラン」に基づき、全量焼却・埋立処分を中心とした廃棄物対策からの転換を図り、市民・事業者・行政の協働のもと、分別・リサイクルを進めることで、ごみの大幅な減量を達成してきました。

そして、「G30プラン」を礎に、さらなる環境負荷の低減と循環型社会の実現に向け、2011(平成23)年1月に「3R夢プラン」を策定し、ごみの発生そのものを抑制する「リデュース」をはじめとした3Rの取組を進め、ごみ量は削減傾向を維持しています。

#### (1) 市民の皆様が主体的に行った取組

- ・ 分別・リサイクルはもちろんのこと、マイバッグ・マイボトルの持参、詰替え商品の購入、食品ロス削減、土壌混合法による生ごみの堆肥化など、市民の皆様による様々な3Rの取組が進んでいます。
- ・ ごみや資源物を排出する集積場所は、場所の選定から日々の清掃、ネットなどの物品の購入・管理まで市民の皆様により行われています。集積場所の維持管理が安定的に行われていることが、ごみや資源物の効率的な収集につながっています。
- ・ 家庭から出される古紙・古布については、市内全域で、地域の自主的な取組である資源集団回収によりリサイクルが行われています。
- ・ 地域での自主的な清掃活動や清掃イベントへの参加など、市民の皆様の日頃からの活動に支えられ、まちの美化が保たれています。

#### (2) 事業者の皆様が主体的に行った取組

- ・ 事業者の皆様の事業活動に伴って生じたごみ(事業系ごみ)について、事業者自らの責任において、減量・リサイクルを行い、適正な処理をしています。
- ・ 製造・販売事業者などの皆様による自主回収・再資源化を行うことで、減量・リサイクルが進んでいます。
- ・ 木くずのバイオマス燃料化や食品廃棄物のリサイクルループの構築、ペットボトルからペットボトルへの水平リサイクルなど、環境と経済の観点から様々な資源循環の取組を進めています。
- ・ 廃棄物処理する事業者の皆様においても、家庭から出される缶・びん・ペットボトルなどの収集・運搬、資源集団回収における資源物の収集・運搬、事業系ごみの処理など、市内で発生するごみの適正処理とリサイクルを進めるうえで重要な役割を担い、市内の静脈産業をしっかりと支えています。

### (3) 行政が主体的に行った取組

- ・ 家庭から出されるごみ(家庭系ごみ)の安定的な収集・運搬の実施、廃棄物処理施設の適切な維持管理や計画的な補修により、ごみの適正処理を行っています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生など、いかなる時も安全で安定したごみ処理を継続できるよう、取組を進めています。
- ・ ごみ出しが困難な方に対する支援やまちの美化の取組など、市民の皆様のニーズを踏まえた取組を進めています。
- ・ 市民の皆様が環境への関心を高め、3R行動に取り組んでいただけるよう、地域での出前講座や様々な媒体を活用した広報を行っています。
- ・ 小学4年生を対象とした副読本の配布、焼却工場での見学受入れなど、環境教育や環境学習を進めています。
- ・ プラスチック対策や食品ロスの削減に向けて、地域での説明会や店頭啓発における市民の皆様への働きかけや、事業所への立入調査などの機会における事業者の皆様への呼びかけを行っています。

### (4) 3R夢プランの振り返り

2011(平成23)年1月に策定した3R夢プランのもと、3Rの推進により環境への負荷を低減し、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくことを目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、取組を進めてきました。

#### ア 計画目標

##### (ア) もっとチャレンジ・ザ・3R

ごみと資源の総量を2025(令和7)年度までに10%以上削減(2009(平成21)年度比)

##### (イ) ごみ減量からはじめよう脱温暖化

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量を50%以上削減(2009(平成21)年度比)

##### (ウ) ごみ処理の安心と安全・安定を追求

ごみ処理のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

##### (I) 具体的施策

- ・ 環境学習・普及啓発
- ・ リデュース(発生抑制)の推進
- ・ 家庭系ごみ対策
- ・ 事業系ごみ対策
- ・ ごみの処理・処分
- ・ きれいなまちづくり
- ・ その他

## イ 計画目標に対する進捗

### (ア) ごみと資源の総量(目標:2025(令和7)年度までに10%以上削減)

ごみと資源の総量の 2022(令和4)年度の実績は、基準年度である 2009(平成 21)年度に比べ、9.0%削減となっています。食品ロスの削減やマイバッグの利用、容器包装の軽量化・薄肉化など、市民・事業者の皆様の様々な3Rの取組により、削減傾向を維持しています。

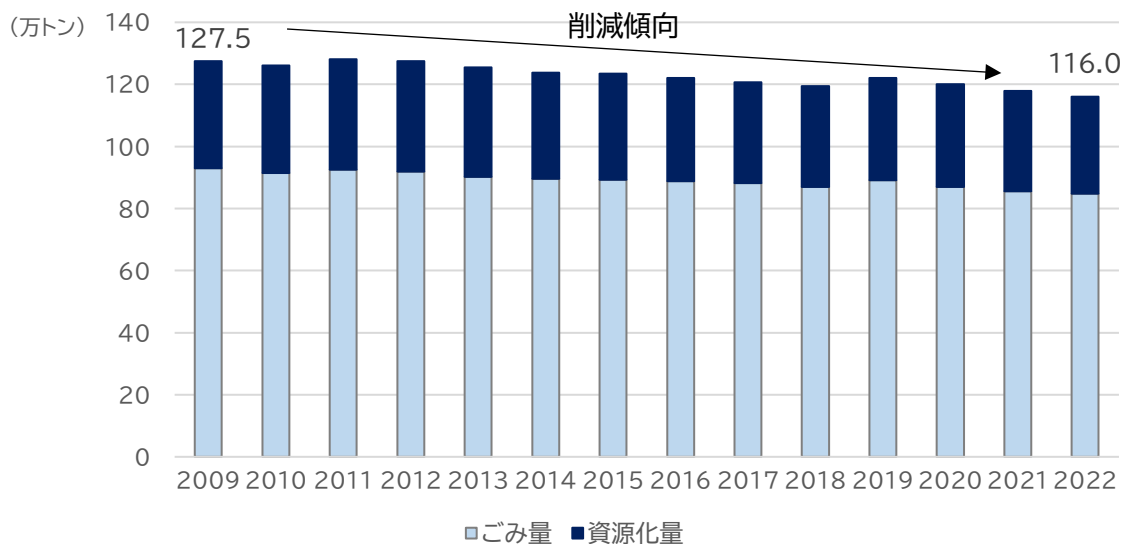


図3 ごみと資源の総量の推移(2009～2022年度)

### (イ) ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量<sup>※1</sup>

(目標:2025(令和7)年度までに50%以上削減)

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の 2022(令和4)年度の実績は、基準年度である 2009(平成 21)年度に比べ、15.2%削減となっています。焼却工場において焼却するごみに含まれるプラスチック類の量に大きく影響を受け、ごみ処理において温室効果ガス削減が進んでいるとは言い難い状況です。

※1 3R夢プランにおける温室効果ガス排出量は、ごみの焼却や施設でのエネルギー使用、車両の走行などに伴い排出される量からごみ発電によるCO<sub>2</sub>削減効果を加味して算出

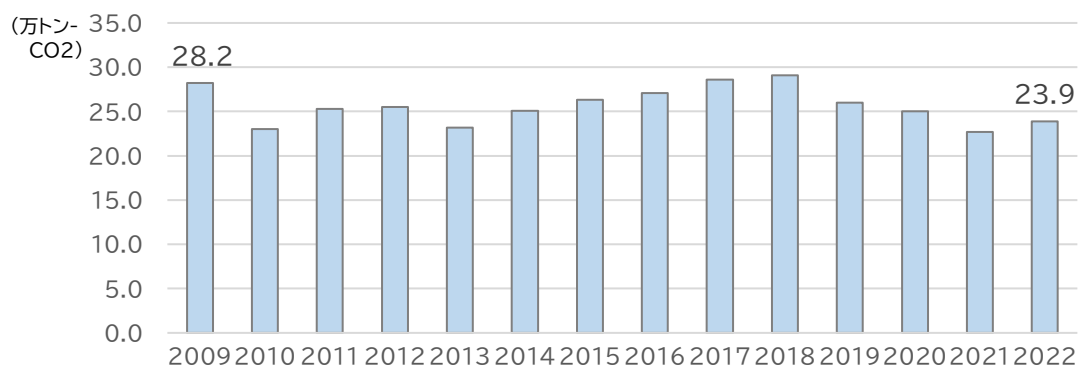


図4 ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量(2009～2022年度)

(ウ) ごみ処理の安心と安全・安定を追求

安定的なごみの処理を継続しており、ごみの分別収集・リサイクルに対する市民満足度は「バス・地下鉄などの便」に続き、2位となっています(2022(令和4)年度横浜市民意識調査、15年連続2位)。また、地震や豪雨などの被害を受けた都市に対し、災害廃棄物の処理に関する支援を行ってきました。

【参考】3R夢プランにおける施策の実施状況(資料編 P.46)

## 2 現在の課題

### (1) ごみや資源物の排出状況と市民の皆様の環境意識の推移

ごみの減量・リサイクルに関心がある市民の割合は、60%前後で推移しており、主な資源物の分別協力率<sup>※2</sup>も横ばいで推移していることから、分別・リサイクルの取組が市民の皆様 に一定程度定着していると考えられます。また、3R夢プラン策定以降、市民1人1日あたりのごみと資源の排出量(原単位)は削減傾向にあり、3Rに対する意識が広がってきていることが読み取れます(図5・6・7)。

一方、家庭から出される燃やすごみの内訳をみると、生ごみのおよそ半分はまだ食べられるにも関わらず廃棄されている食品(食品ロス)となっているほか、分別の対象であるプラスチック製容器包装や古紙などが含まれています(図8)。

事業所から出される燃やすごみについても、約50%を生ごみが占めているほか、資源化可能な古紙や産業廃棄物であるプラスチックが含まれていることから、発生抑制(リデュース)を進めたうえで、資源化可能なものは分別・リサイクルすることで、ごみとなるものを極力減らしていくことが重要です(図9)。

※2 排出された資源物の総量のうち、正しく分別され資源化された量の割合

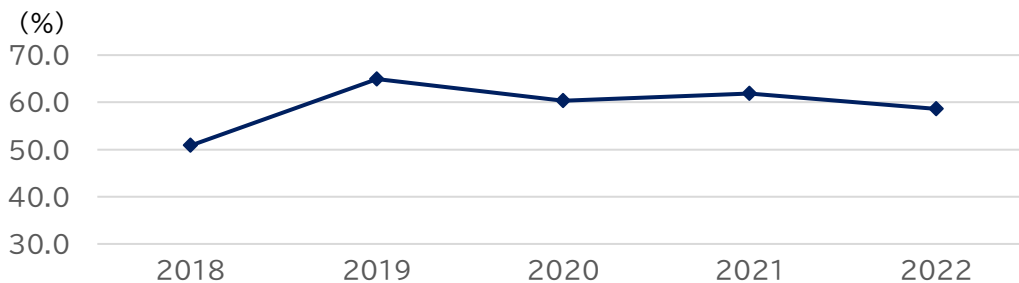


図5 ごみの減量・リサイクルに関心がある市民の割合(2018~2022年度)

出典:「2022年度環境に関する市民意識調査」(横浜市環境創造局)

「環境や環境の取組に関心がある」かつ「ごみの減量・リサイクルに関心がある」と回答した割合

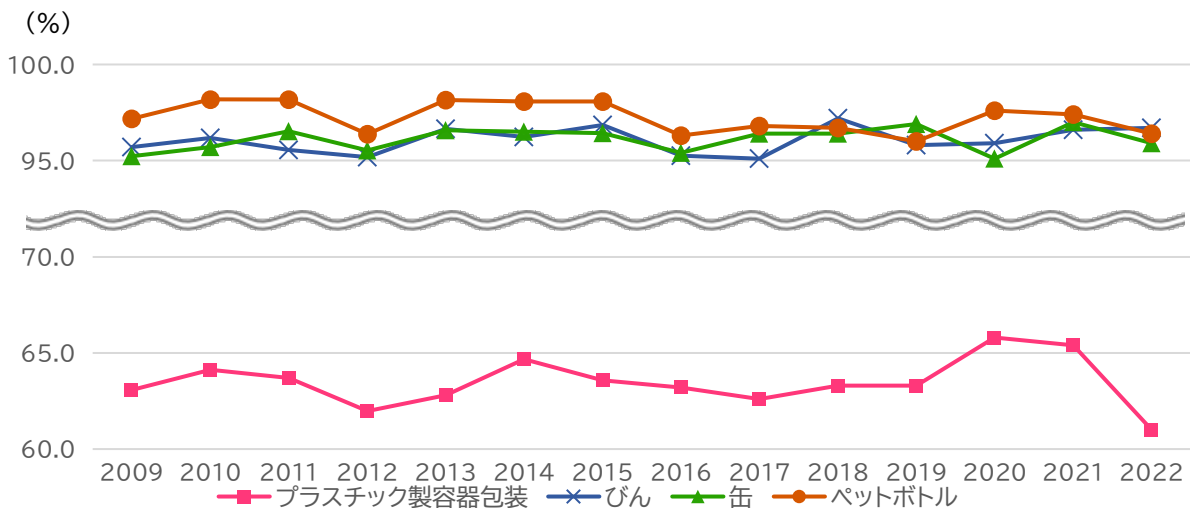


図6 主な資源物の分別協力率の推移(2009~2022年度)

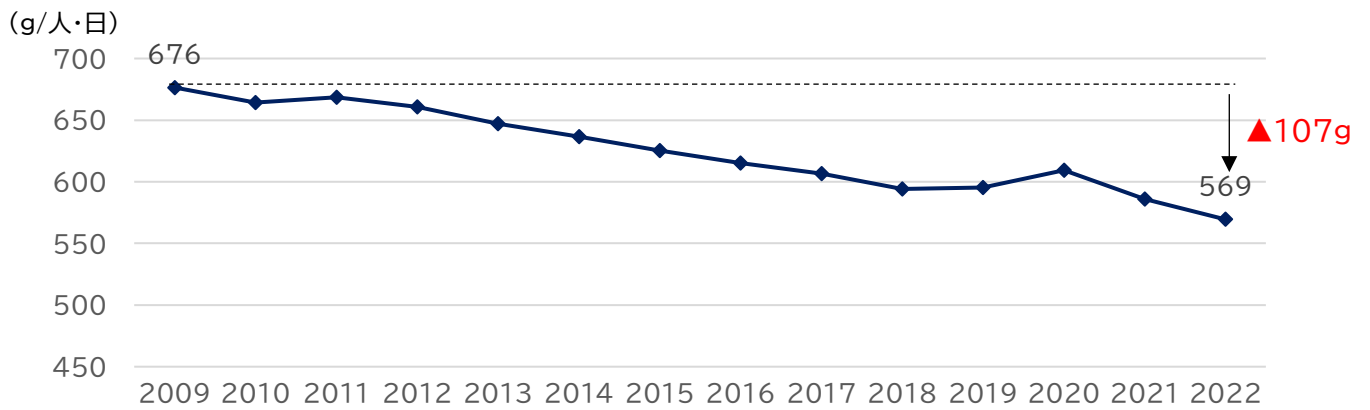


図7 市民1人1日あたりのごみと資源の排出量の推移(2009～2022年度)

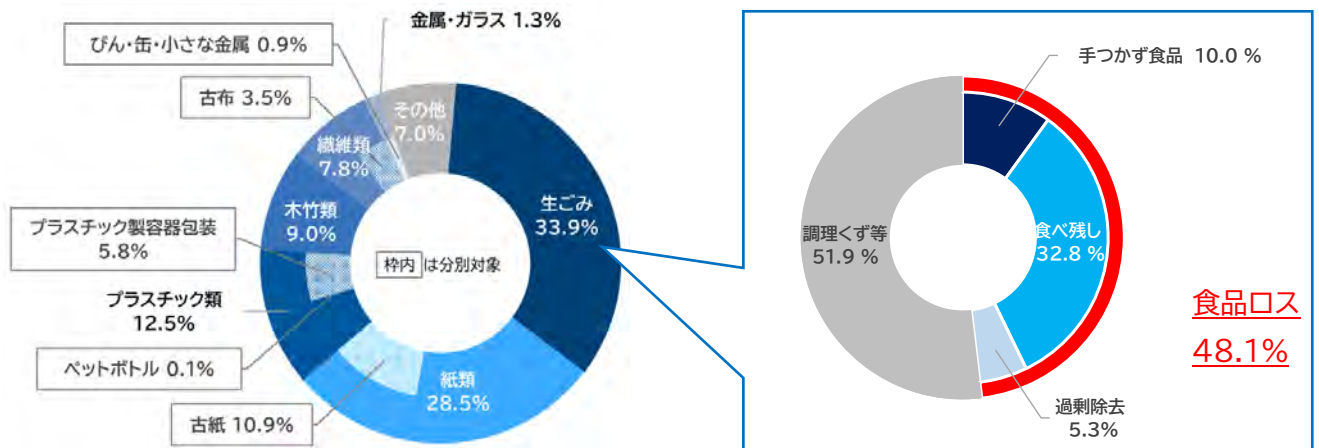


図8 家庭から出される燃やすごみの組成<sup>※3</sup>及び食品ロスの状況(2022年度)

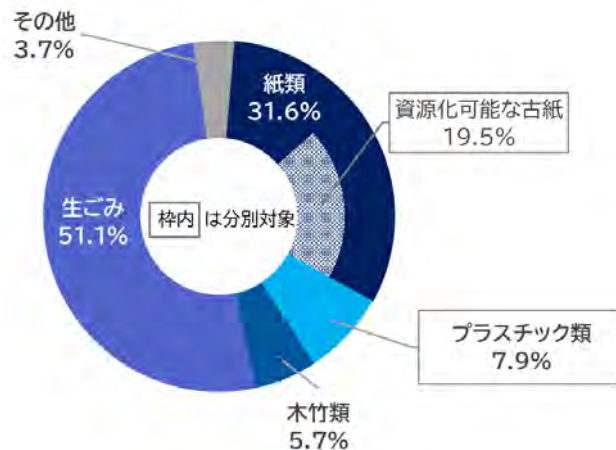


図9 事業所から出される燃やすごみの組成<sup>※4</sup>(2022年度)

※3, 4 いずれも湿基準

## (2) 本市及び国内外の状況

### ア 人口及び世帯数の推移と推計

本市の人口は2021(令和3)年をピークに減少に転じており、今後も緩やかに減少していくと見込んでいます(図10)。一方、高齢者人口は今後も増加していくと見込んでおり、高齢者のごみ出しの支援に対するニーズが高まることが予想されます(図11)。

また、世帯数は増加傾向にあり、集積場所の箇所数についても増加する可能性があります(図12)。

今後、生産年齢人口(15-64歳)の減少が加速すると、ごみ処理の分野においても担い手不足の懸念があることから、安定的なごみの収集やごみ出し支援のニーズへの対応を継続するため、DX<sup>※5</sup>などの技術導入を図り、効率性の向上や働き方改革につなげていく必要があります。

※5 デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)を掛け合わせた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる、社会やサービスの変革を意味する

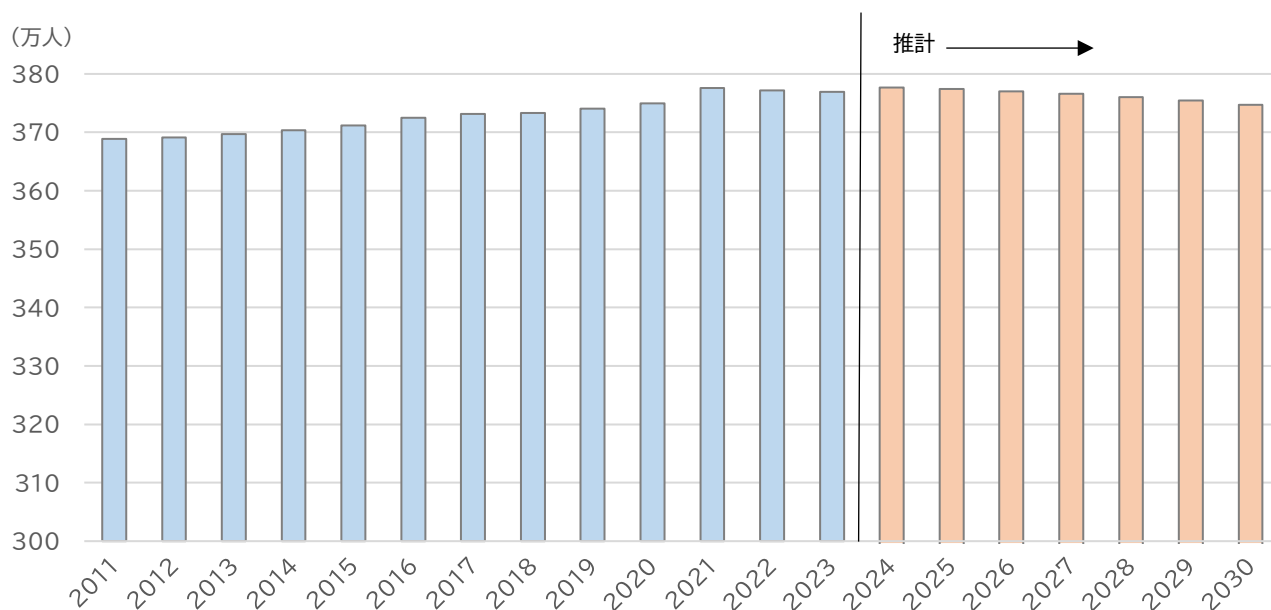


図10 人口の推移及び今後の見通し推計(2011~2030年)

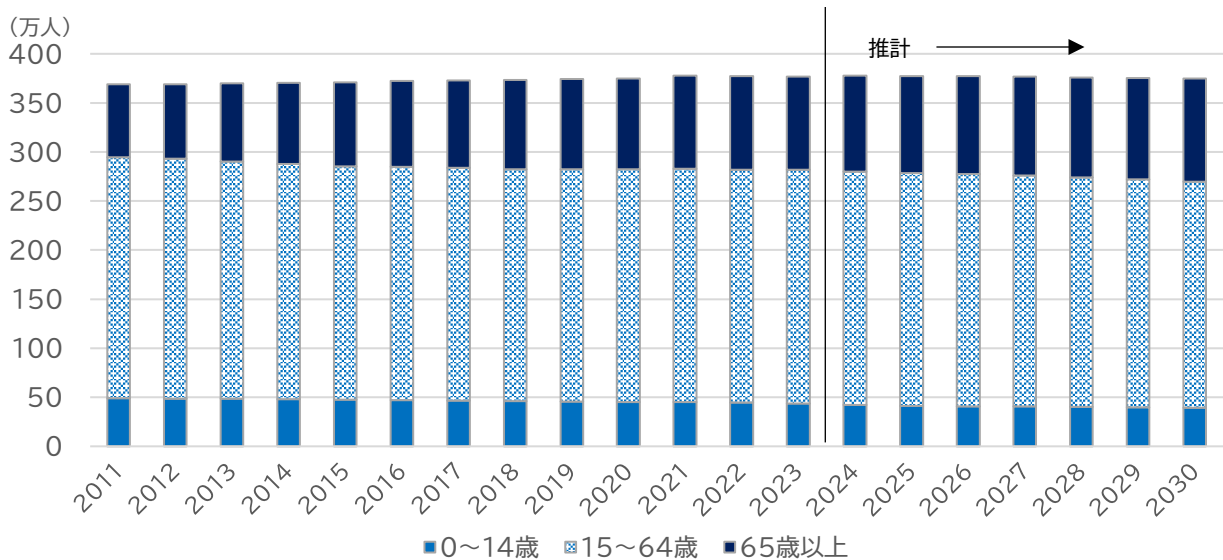


図11 年齢3区分別人口の推移及び今後の見通し推計(2011~2030年)

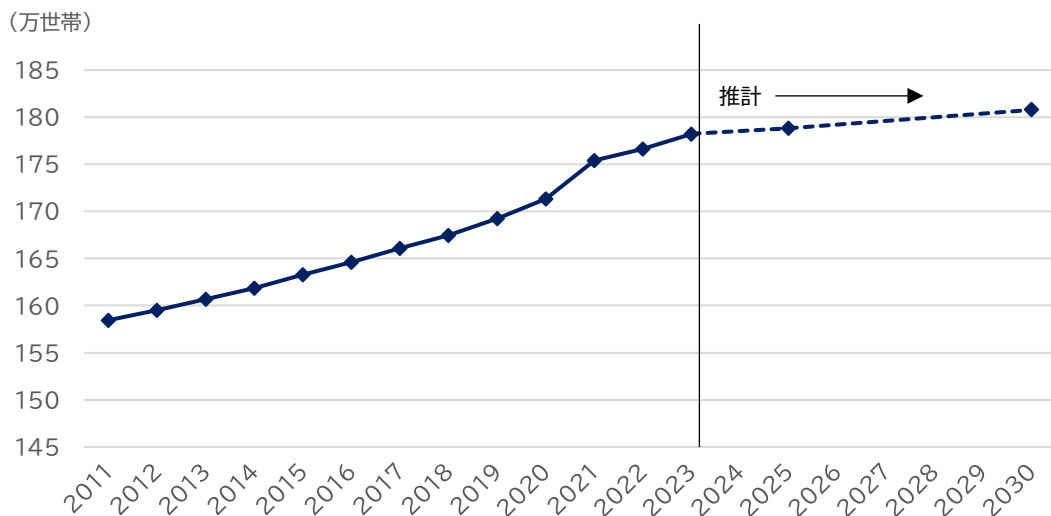


図12 世帯数の推移及び今後の見通し推計(2011~2030年)

### イ 老朽化が進む廃棄物処理施設の状況と本市の財政状況

本市の廃棄物処理施設の多くは、昭和後期から平成初期にかけて建設しており、老朽化が進んでいます(図13)。日々の維持管理や計画的な修繕、さらには長寿命化対策を実施し、可能な限り廃棄物処理施設を長く使用するための取組を進めたうえで、耐用年数を踏まえた適切な再整備などが必要です。

一方で、市全体の財政状況をみると、社会保障経費は増加傾向にあり、施設等整備費も公共施設の保全更新需要などにより、高い水準で推移しています(図14)。今後は、人口の減少に伴い市税収入が減少することが見込まれるため、財政状況はより一層厳しくなることが予想されます。

将来にわたって安全で安定的なごみ処理を継続していくため、厳しい財政状況にあっても、歳出削減と歳入確保に着実に取り組みつつ、老朽化が進む廃棄物処理施設の整備や長寿命化対策工事を適切に実施していく必要があります。



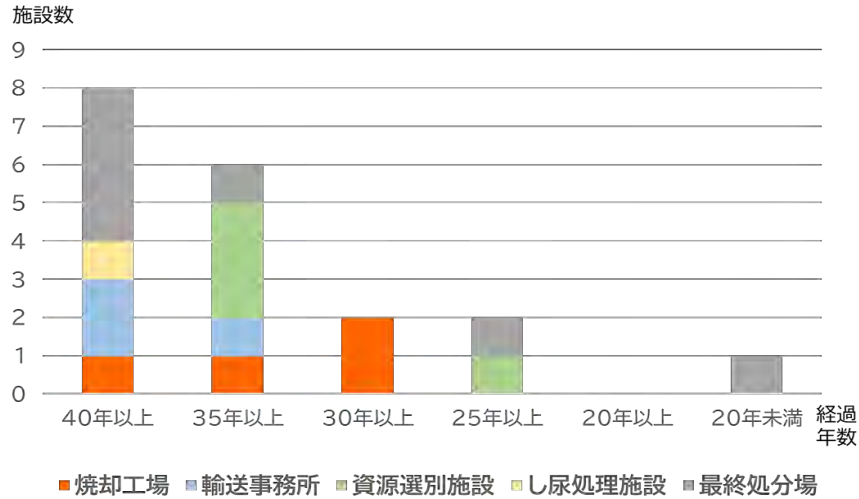
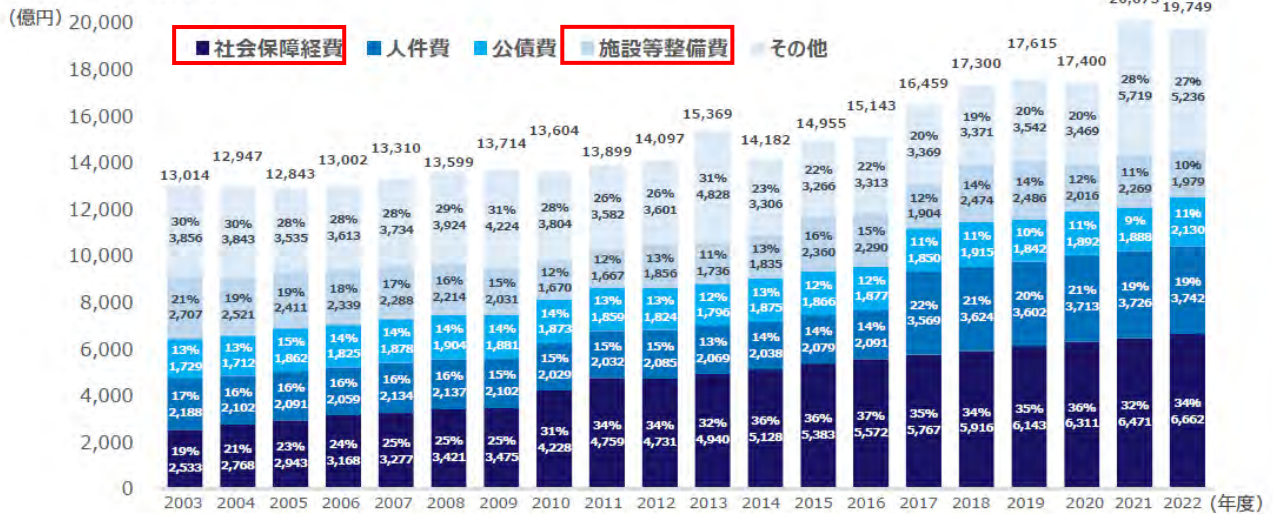


図13 廃棄物処理施設の稼働年数(2030年時点)

<予算の性質別推移>



2013年度： その他4,828億円のうち1,383億円は横浜市土地開発公社の解散に伴う負担金  
 2017年度： 県費負担教職員の本市移管により人件費等が増加（1,510億円）  
 2021年度： その他5,719億円のうち2,065億円は全額特定財源の3事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業（250億円）、中小企業制度融資事業（1,566億円）、道路建設事業団債務早期返済（249億円））

図14 市予算の性質別推移(2003～2022年度)

出典:「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(P.5)より抜粋

ウ 廃棄物行政に関わる国内外の状況

近年、国内外で深刻な気象災害等が頻発しており、今後、地球温暖化による気候変動の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクが更に高まると予想されています。このような中、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」が2023(令和5)年6月に変更され、廃棄物分野における脱炭素化の推進が初めて盛り込まれました。

本市が一事業者として排出している温室効果ガスのうち、約4割を廃棄物処理事業が占めており、その9割はプラスチックなど石油由来のごみの焼却により発生しています。脱炭素化の観点から、プラスチック対策を進めていくことが重要です(図15)。

2022(令和4)年4月には、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題などへの対応とし

て、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)」が施行されました。プラスチック資源循環法は、プラスチックという「素材」に着目し、製品の設計から処理までのライフサイクル全体における3R+Renewable(リニューアブル)<sup>※6</sup>を基本原則とし、プラスチックの資源循環を促進するための措置を盛り込んだ法律となっています。プラスチックをはじめ、3R+Renewable の取組を進めることで、循環経済へ移行していくことが社会全体に求められています。

※6 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に加え、資源循環をより持続可能な取組としていくため、製品の素材を再生プラスチックや紙・バイオマスプラスチックなどの再生可能な資源に切り替えていく取組のこと(参考:コラム「3Rから3R+Renewableへ」P.29)

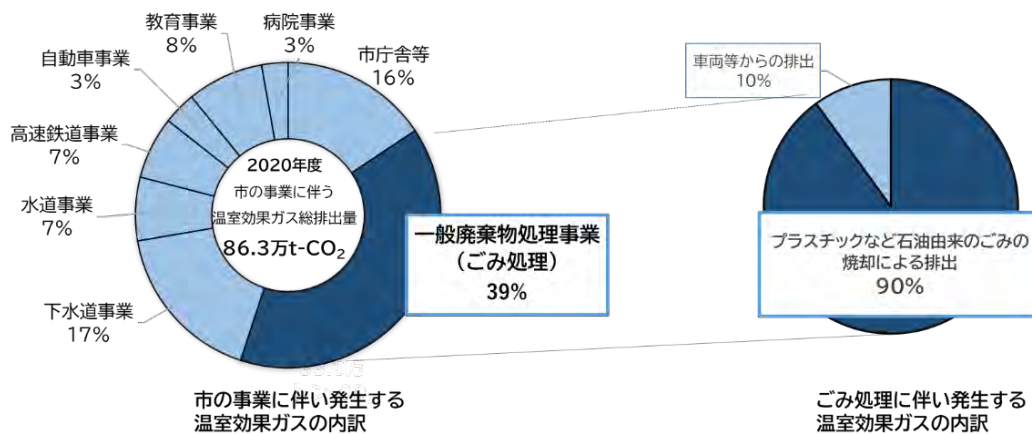


図15 ごみ処りに伴い発生する温室効果ガス<sup>※7</sup>の状況(2020年度)

※7 3R夢プランにおける温室効果ガス排出量(P5.図4)とは算出方法が異なる

表 廃棄物行政に関わる横浜市と国内外の主な出来事

年	横浜市	世界及び国
2011	「3R夢プラン」策定(1月)	東日本大震災(3月)
2014	都筑工場の長寿命化工事に着手(9月)	
2015		国連サミットにてSDGsを全会一致で採択(9月) COP21においてパリ協定を採択(12月)
2016		熊本地震(4月)
2017	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場供用開始(10月)	
2018	鶴見工場の長寿命化工事に着手(4月) 「SDGs未来都市」に選定(6月) 「Zero Carbon Yokohama」を宣言(10月) 「横浜市災害廃棄物処理計画」策定(10月)	平成30年7月豪雨(7月)
2019	台風に伴う高潮などにより金沢工場等が被災(9月)	G20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有(6月) 「食品ロス削減推進法」施行(10月)

2020		「循環経済ビジョン 2020」を公表(5月) プラスチック製買い物袋の有料化が開始(7月) 2050年カーボンニュートラルを宣言(10月)
2021	「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」施行(6月)	「2030年に温室効果ガス46%削減」を表明(4月)
2022	「2030年度までに温室効果ガス半減」を宣言(2月)	「プラスチック資源循環法」施行(4月) 「循環経済工程表」策定(9月)
2023	「横浜市地球温暖化対策実行計画」改定(1月)	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定(6月)

### 3 現在の課題を踏まえた方向性

#### (1) 更なる行動変容の加速化

ライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向け、市民・事業者の皆様の意識を変えていくための働きかけを行うことで、3Rの推進に向けた具体的な行動変容につなげてきました。ごみ量のみならず、資源物も含めたごみと資源の総量(総排出量)は削減傾向を維持しており、3Rに対する意識が市民・事業者の皆様に広がってきています。

これまで培ってきた3Rに対する意識醸成のもと、脱炭素社会の実現・SDGsの達成に向けた具体的な行動の変容へ、もう一段加速化させることが重要です。

#### (2) 効果的な脱炭素施策の推進

3R夢プランでは、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の50%削減という高い目標を設定し、分別の呼びかけや、焼却工場における安定的な発電などの取組を進めてきました。一方、燃やすごみの中には、分別の対象であるプラスチック製容器包装が、一定量含まれており、温室効果ガス排出量の目標に対し、削減が進んでいない状況です。

脱炭素社会の実現に向け、プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大をきっかけに、使い捨てとなるプラスチックの使用削減や代替素材を使用した製品の利用など、プラスチックごみの削減を一層進めていくことが重要です。

#### (3) 安定したごみ処理の継続と多様化する市民ニーズへの対応

南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)については、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の供用開始までに残容量が不足すると見込まれていましたが、高密度化工事の実施や焼却灰の資源化を実施することで、残容量を確保し、埋立処分を継続してきました。

また、2020(令和2)年から2022(令和4)年に猛威を振るった新型コロナウイルスの影響下にあっても、ごみの収集を1日たりとも止めることなく継続するなど、ごみ処理の安心と安全・安定を追求してきました。

ごみの処理は、安心安全な市民生活と市内経済を支えていくために、必要不可欠な行政

サービスです。厳しい財政状況にあってもごみ処理を安定的に行っていくため、歳出削減と歳入確保に着実に取り組み、廃棄物処理施設の老朽化対策や再整備に必要な財源を確保していく必要があります。加えて、DX による行政サービスの向上と効率化、高齢化に伴うごみ出し支援のニーズ増加への対応や災害への備えなど、多様なニーズを踏まえた取組を進めていくことが重要です。

## 第3 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

### 2 計画期間

2023(令和5)年度～2030(令和12)年度の8年間

### 3 基本方針

#### (1) 基本方針1 SDGsの達成と脱炭素社会の実現

2030(令和12)年度温室効果ガス排出量50%削減(2013(平成25)年度比)やSDGsの達成、また、2050(令和32)年「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、プラスチック対策及び食品ロスの削減を重点的に進めていきます。

さらに、プラスチック対策や食品ロス削減の取組は、海洋プラスチックごみ問題や、世界の飢餓・貧困など様々な社会課題とも関係しており、課題解決に向けて、市民・事業者の皆様と共に考え、具体的な取組を積み重ねていくことで、未来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくことを目指します。

なお、ごみと資源の総量の削減は、環境負荷やごみ処理コスト低減などに資することから、継続して進めていく必要があり、リデュースをはじめとした3R行動につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を推進します。

#### (2) 基本方針2 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、引き続きごみの収集・運搬を着実に実施します。

また、施設の適切な維持管理や、老朽化が進む廃棄物処理施設の整備を着実に進めることで、環境に配慮したごみ処理を将来にわたって安定的に行っていきます。

さらに、ごみ出しが困難な方への支援やまちの美化、災害対策など、多様なニーズを踏まえた取組を進めます。



## 4 目標・進行管理

### (1) 目標

横浜市役所が事業活動により排出する温室効果ガスのうち、ごみ処理に伴って排出される量は約4割を占めており、その大半は、石油由来のプラスチックが焼却されることに起因しています。プラスチックをリサイクルすることで温室効果ガスの排出を抑制するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の行動の変化を促していく必要があります。

今回、市民の皆様が脱炭素の取組についての成果を実感いただき、次の一步を踏み出し、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030(令和12)年度までに2万トン削減する(2022(令和4)年度比)目標を設定しました。

### (2) 進行管理

基本理念の実現に向け、2つの基本方針に基づき施策を推進します。

本計画の推進にあたっては、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減状況や施策の推進状況、市民・事業者の皆様の意識・行動変容の状況などを踏まえ、定期的に評価を行います。

目標については、計画の進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本市を取り巻く状況に大きな変動があった場合には、計画全体を見直します。

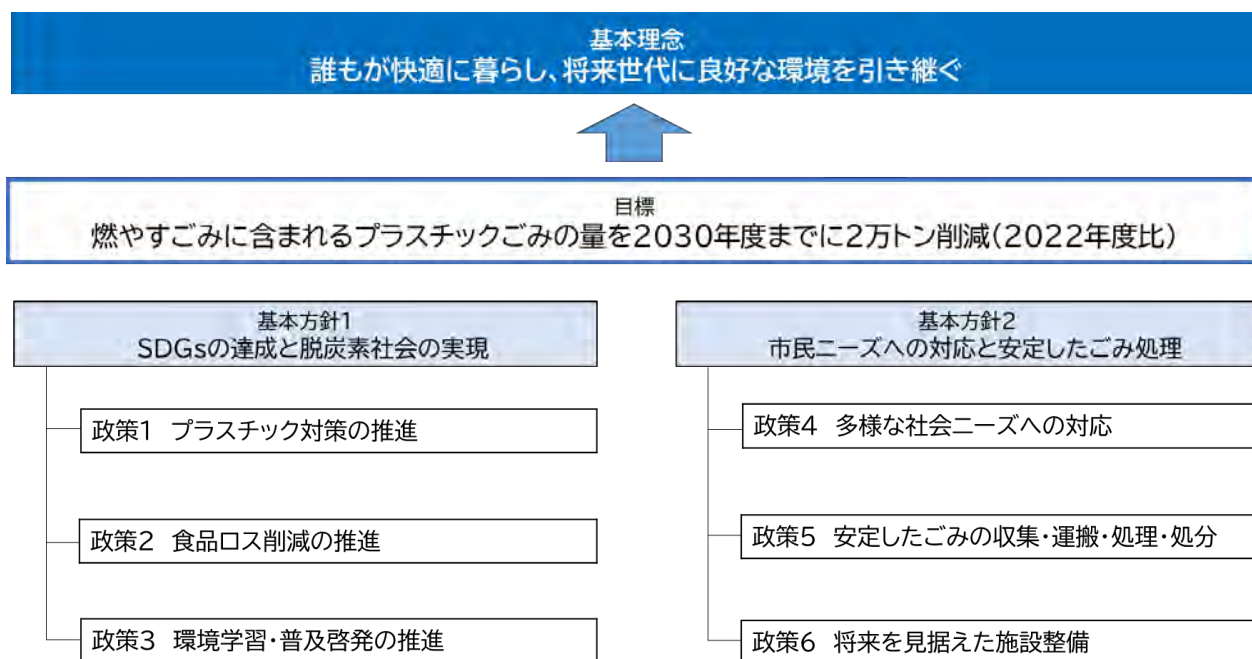


図 16 本計画の体系図

### 温室効果ガス削減目標と本計画の目標の関係

「地球温暖化」ではなく「地球沸騰化」とまで言われる今、本市が持続可能な都市として発展していくためには、脱炭素化の強力な推進が不可欠です。

本市は、2030(令和12)年度までに本市の事業活動で生じる温室効果ガス排出量を50%削減(2013(平成25)年度比)することを目指しており、本計画に掲げる「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2万トン削減」を達成した場合、市役所全体の排出量のうち約5.5%を削減(廃棄物処理事業では約14%削減)できると見込んでいます。

今後、プラスチックと他素材との複合素材や合成繊維、合成ゴムなどのリサイクルのほか、CCU<sup>※8</sup>などの脱炭素技術、収集業務における環境負荷低減車両の導入など、現在は技術が確立していない施策を推進することで、廃棄物処理事業においても2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量50%削減や2050(令和32)年の脱炭素社会の実現に貢献していきます。

※8 Carbon dioxide Capture and Ut<sup>ilization</sup>(二酸化炭素の分離・回収、利用)の略

### 3R 夢プランで目標としていた「ごみと資源の総量」の位置づけ

これまで、G30プランではごみのリサイクル、3R夢プランではごみそのものを減らすリデュースの取組を進めるなど、「ごみの量」や「ごみと資源の総量」の削減を目標としていました。

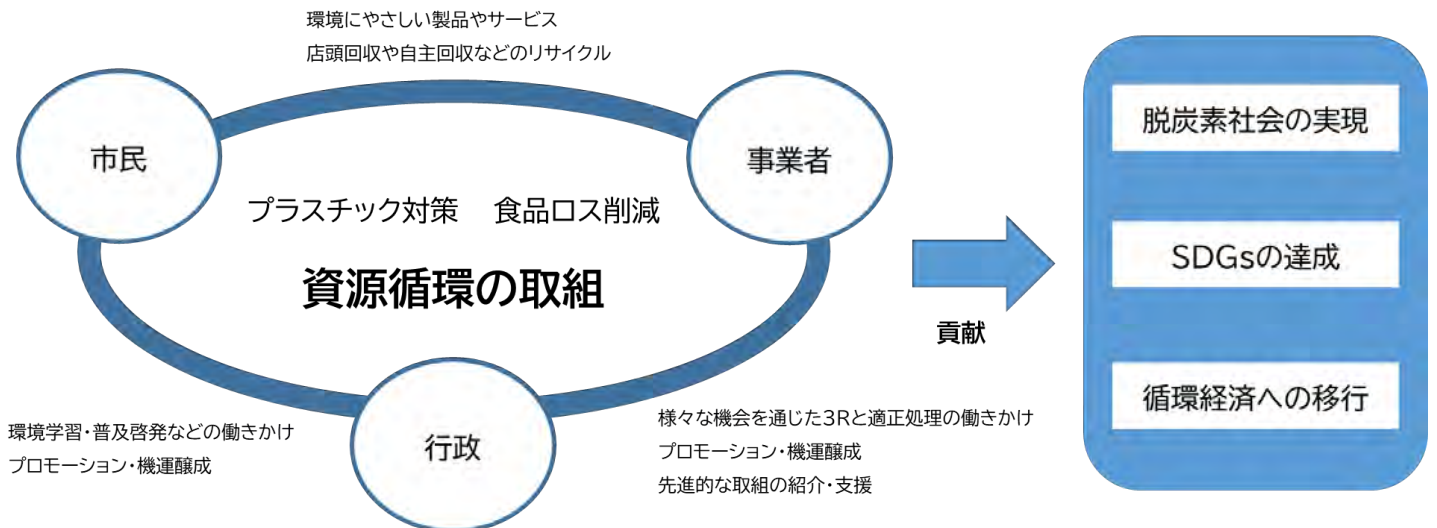
本計画では、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」の変更(2023(令和5)年6月)により、ごみの減量にとどまらずごみ処理を通じて、脱炭素社会の実現といった社会の要請にも応えることが求められています。

そこで、本計画では、脱炭素社会の実現に向けた取組であるプラスチックごみの分別・リサイクル拡大の成果を市民の皆様実感していただくため、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減量」という具体的でわかりやすい目標としました。

引き続き、市で処理する「ごみの量」や市民・事業者の皆様から排出される「ごみと資源の総量」について、環境負荷やごみ処理コストの低減の観点からも削減を進めるとともに、施策検討の基礎データなどにも活用していきます。

## 5 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の更なる協働のもと、プラスチック対策・食品ロス削減をはじめとした資源循環の取組を推進することで、脱炭素社会の実現やSDGsの達成、循環経済への移行に貢献していきます。市民・事業者の皆様には、高い環境意識のもと、多様で主体的な取組を進めていただいております。今後こうした取組が活性化し広がっていくよう、行政は働きかけや支援、コーディネートを行います。



### (1) 市民の皆様の役割

市民は、自らが暮らすまちや環境問題に関心を持ち、理解を深めることを通じて、日々の生活や行動を見つめ直し、より環境にやさしい行動を主体的に選択する、環境配慮型のライフスタイルへの転換を一層進めていきます。現在、そして未来の横浜を築いていく担い手としての意識を持ち、互いに協力・連携しながら、3R+Renewable やまちの美化に取り組めます。

#### < 具体的取組 >

- ・環境に配慮された製品等を進んで選択・購入します。
- ・使い捨てを減らし、ごみになる不要なものは受け取りません。
- ・ものを長く使い、まだ使用可能なものは人に譲るなど、大切にします。
- ・資源物の回収・リサイクルに積極的に協力し、ごみになるものを可能な限り減らします。
- ・ポイ捨てをしないのはもちろんのこと、地域の担い手としてまちの美化活動に積極的に参加します。



## (2) 事業者の皆様への役割

事業者は、事業活動のあらゆる段階において、それぞれの業態に応じた 3R+ Renewable の取組を選択することで、資源のより循環的・効率的な利用を進めます。環境にやさしい製品等の製造・販売や、より環境負荷の低いサービスの提供に前向きに取り組むことに加え、積極的な情報発信を行うことで、市民の皆様の意識や行動の変容を促し、持続可能なビジネスモデルを構築していきます。

### <具体的取組>

- ・ごみの発生抑制と分別・リサイクルを積極的に進め、なお残るごみは適正に処理します。
- ・製品への再生材の使用、包装の簡素化、分解・分別が容易な設計の導入などに積極的に取り組みます。
- ・市民の皆様が環境にやさしい製品やサービスを選択できるよう、自らの環境への取組や製品についての情報発信を積極的に行います。
- ・自主回収や店頭回収により、市民の皆様のリサイクルへの関心を高め、参加する機会を創出するとともに、より効率的なリサイクルを推進します。

## (3) 行政の役割

行政は、環境学習・普及啓発や情報提供を通じて、市民・事業者の皆様の主体的な 3R+ Renewable の取組を引き出す土壌づくりを進めるとともに、事業者の皆様との連携のもと、資源の循環的・効率的な利用に向けた仕組みを構築し、市民の皆様の参加を促していきます。

また、将来世代に過大な負担を残さないよう、ごみ処理の全ての段階において環境負荷の低減を図るとともに、計画的な施設整備と歳入確保・歳出削減に取り組み、将来にわたり安全で安定的なごみ処理体制を構築していきます。

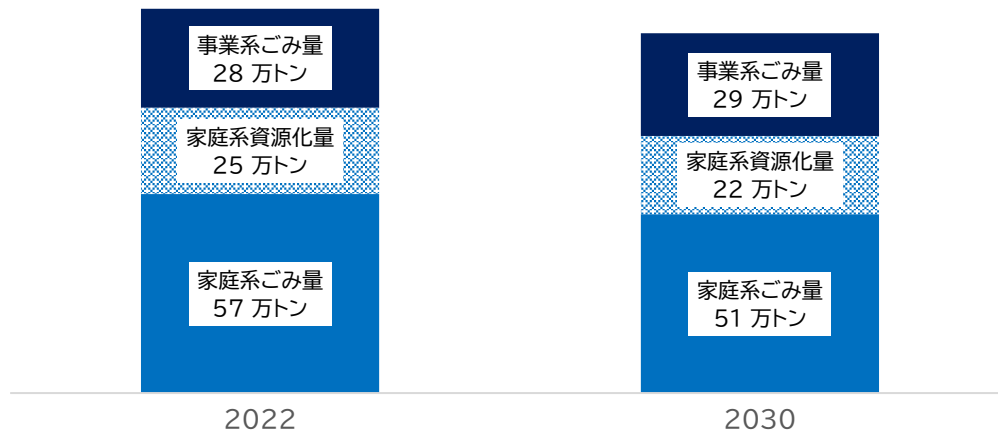
### <具体的取組>

- ・市民・事業者の皆様の主体的な行動につながる環境学習や普及啓発、情報提供を行います。
- ・資源物の多様な回収・リサイクルルートを確保し、市民の皆様に周知することでリサイクルを推進するとともに、安定的かつ適正に資源化されるよう、働きかけを行います。
- ・3R+ Renewableを進めてもなお残るごみは、環境に配慮し適正に処理します。
- ・老朽化が進む廃棄物処理施設の再整備を計画的かつ着実に進めるとともに、安定的かつ効率的なごみ発電や資産活用による歳入確保、処理の効率化など歳出削減に取り組み、財政面での安定を図ります。

## 6 処理量の見込み

### (1) ごみと資源の処理量の見込み

今後もリデュースをはじめとした3R行動を推進していくことに加え、人口減少が見込まれていることから、総排出量の減少が続くと見込んでいます(処理量の見込みの算出方法については、資料編 P.47)。



(単位:千トン)

総排出量	1,023	最終処分量	116
ごみ量	801	焼却灰量	113
焼却量	797	直接埋立量	3
直接埋立量	3		
資源化量	223		

(表中の数値は千トン未満四捨五入をしているため、内訳と合計が一致しないことがあります。)

### (2) し尿・浄化槽汚泥等の処理量の見込み

本市においては水洗化率がほぼ100%となっています。し尿・浄化槽汚泥等の処理量は過去5年間、横ばいとなっており、今後も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

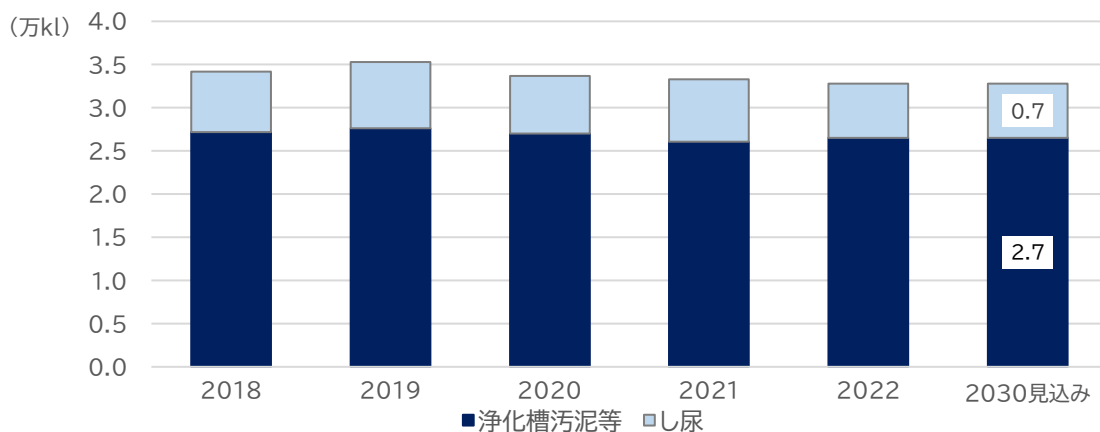


図 17 し尿・浄化槽汚泥等収集量の推移(2018～2022年度)

## 第4 政策と具体的取組

### 基本方針1 SDGsの達成と脱炭素社会の実現

#### 政策1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減(リデュース)に取り組み、不要になったものは適切に分別・リサイクルするなど、市民・事業者の皆様による主体的なプラスチックの3R + Renewable の取組を促進していくことで、温室効果ガスの排出につながるプラスチックごみの焼却量削減を進めます。

また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

##### 1 発生抑制(リデュース)の推進

具体的取組	
(1) 使い捨てプラスチックの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売店等と連携した市民の皆様向けキャンペーンの実施</li> <li>・保育園、幼稚園、学校や地域における出前講座の実施</li> <li>・代替素材を使用した製品の利用促進に向けた取組</li> <li>・リユース食器の利用促進に向けた取組</li> <li>・SNS等を活用した広報・啓発の実施</li> </ul>
(2) マイボトルの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトルスポットの利用促進に向けた取組</li> <li>・マイボトルスポット登録事業者と連携したキャンペーンや店内告知等、利用促進に向けた取組</li> </ul>

##### 2 分別・リサイクルの推進

具体的取組	
(1) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収の実施</li> <li>・地域での説明会の実施や説明動画の発信など、新しい分別ルールの広報・啓発の実施</li> <li>・新しい分別ルールに対応した分別案内アプリ等の更新</li> <li>・分別ルールの継続した広報・啓発の実施</li> <li>・様々な環境行動の実践につながる集中的キャンペーンの実施</li> </ul>
(2) 店頭回収・自主回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭回収や自主回収の実施状況の把握及び参加促進に向けた取組</li> <li>・市民の皆様が利用しやすいウェブサイトの構築及び情報発信</li> <li>・自主回収に取り組む事業者の支援</li> <li>・自主回収を促進するための指導方針の整理及び公表</li> </ul>
(3) 脱炭素化に向けた更なるリサイクル拡大の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックと他素材の複合製品や合成繊維・合成ゴムなどのリサイクル検討</li> <li>・大臣認定ルート※9を活用したリサイクルの検討</li> </ul>

※9 市町村が製品プラスチックを含むプラスチックごみの再商品化計画を策定し、環境大臣および経済産業大臣の認定を受けることで、独自にリサイクルを行うことができる仕組み

### 3 事業者等への働きかけ

(1) 事業者の主体的な取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制や代替素材の導入等、事業者の優れたプラスチック対策の取組の紹介・発信</li> <li>・使い捨てとなるプラスチック製品(スプーン、フォーク、ストロー等)を提供する事業者に対する働きかけの実施</li> </ul>
(2) 排出事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制や代替素材導入の促進</li> <li>・温室効果ガス削減効果の高いリサイクルの推奨</li> <li>・大規模事業用建築物や、プラスチック資源循環法における多量排出事業者等に対する働きかけの実施</li> </ul>
(3) 市役所の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市役所が排出するプラスチックごみの発生抑制、リサイクル推進</li> <li>・代替素材を使用した製品の積極的な利用</li> <li>・「GREEN×EXPO 2027」など市内で開催されるイベント等でのごみの発生抑制、分別・リサイクルの推進</li> </ul>
(4) 分別排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者に対する立入調査や焼却工場における搬入物検査の実施を通じたプラスチックごみの適正排出の推進</li> </ul>

### 4 海洋流出対策

具体的取組	
(1) ごみのポイ捨てや海洋流出防止に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック問題をテーマとした講演会、イベントの開催</li> <li>・近隣市と連携した海洋プラスチックごみ削減に向けた取組の推進</li> <li>・ポスターや動画等を活用した広報・啓発及び環境学習との連動</li> <li>・ポイ捨ての状況を定量的に把握する方法及びデータを活用した広報・啓発の検討</li> <li>・来街者へ向けたポイ捨て防止の啓発</li> <li>・行動デザイン(ナッジ※10)を活用したポイ捨て防止の取組の検討</li> <li>・河川周辺のポイ捨てごみ調査の実施</li> </ul>
(2) 地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や企業、団体との連携による地域での美化活動の推進</li> <li>・スポーツイベントなどと合わせたごみ拾いイベントの実施</li> <li>・クリーンアップ活動 SNS を通じた清掃活動の活性化</li> </ul>

※10 行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法

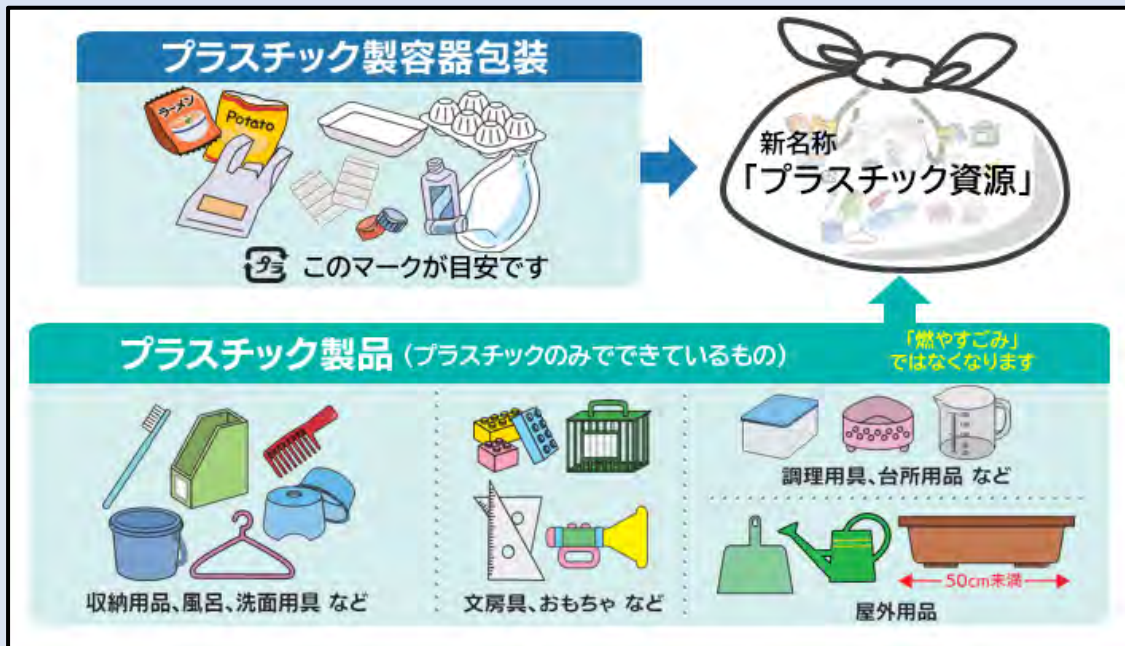
## プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

本市が一事業者として排出している温室効果ガスのうち、約4割を廃棄物処理事業が占めており、その9割はプラスチックごみの焼却により発生しています。脱炭素社会の実現に向け、プラスチック対策の取組により、燃やすごみに含まれるプラスチックごみを減らしていくことが重要です。

そこで、プラスチック製品を分別・リサイクルの対象に加え、プラスチック製容器包装とあわせて「プラスチック資源」として収集する取組を、2024(令和6)年10月に9区<sup>※11</sup>で開始し、2025(令和7)年4月からは全市域で実施します。プラスチックごみの分別・リサイクルは市民生活に身近な脱炭素化に向けた取組であり、各家庭で取り組んでいただけるよう、丁寧に呼びかけていきます。

また、現在の技術ではリサイクルが困難な、金属などとの複合品、合成繊維・合成ゴムなどの分別拡大に向けた検討を行うとともに、拡大生産者責任の考え方にに基づき、分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担する制度に見直すよう国への働きかけを進めています。

※11 中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区



「プラスチック資源」として収集するものの例

## 海洋プラスチック対策

プラスチックは、軽量で丈夫、加工もしやすいことから、さまざまな製品や容器包装などに幅広く利用されています。

一方で、優れた耐久性・安定性ゆえ、プラスチックは、自然界で分解されにくいという特徴があります。このため、不法投棄やポイ捨て、屋外に設置されたプラスチック製品が風雨や紫外線などで劣化して飛散するなど、意図的・非意図的に関わらずプラスチックが自然界に流出してしまうと、河川等を通じて海にたどり着き、海洋汚染につながります。このまま対策をとらなければ、2050(令和32)年までに海洋プラスチックごみの量が魚の重量を上回るとも言われており、生態系への影響が懸念されています。

私たちの生活に多くの利便性と恩恵をもたらした素材であるプラスチックは、今やなくてはならないものとなっており、全てのプラスチックの使用を中止することは現実的ではありません。しかし、プラスチックによる環境汚染の拡大を食い止めるとともに、既にある汚染を改善していくことは、世界共通の喫緊の課題です。

プラスチック対策の取組を進めていくうえでは、市民・事業者の皆様具体的に行動していただくことが重要です。本市では、

- ・事業者の皆様と連携したプラごみ削減キャンペーン
- ・ポイ捨てと海洋汚染の関連性についての啓発

など、様々な機会をとらえて市民・事業者の皆様を取組の呼びかけを行っています。また、

- ・地域における集積場所改善の取組支援を通じたプラスチックの飛散防止
- ・横浜港の港湾区域における海上漂流物や海底に堆積したプラスチックごみ等の回収・運搬・処分
- ・市内沿岸や河川におけるマイクロプラスチック※12の実態調査

など、海洋汚染の防止や実態把握に向けた取組を進めています。

※12 大きさが5mm未満の微細なプラスチック類のこと

また、海中ごみ・海岸漂着ごみの7割から8割は陸地で発生しており、河川を通じて流れ着くものであることから、根本的な解決のためには、広域的な視点での取組が必要です。本市でも、近隣する都市と連携した清掃・啓発活動などを行い、海洋プラスチックごみの削減に向けた取組を進めています。



## 政策2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の中で「食」を大切にする価値観が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行います。

また、先進的な取組の波及・普及を図ることで、市域全体での食品ロス削減につなげていきます。発生抑制の取組を進めてもなお残る生ごみについては、有効利用を進めます。

### 1 価値観の醸成ときっかけづくり

具体的取組	
(1) 「食」を大切に する価値観の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園・学校や地域における出前講座の実施(再)</li> <li>・環境問題や食育の視点を採り入れた広報・啓発の実施</li> <li>・土壌混合法とあわせた野菜の栽培・収穫体験の支援</li> </ul>
(2) 実践行動に向けた きっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者、子育て世帯をはじめとした、ターゲットに合わせた広報・啓発の実施</li> <li>・データに基づく分かりやすい広報・啓発の実施</li> <li>・市民・事業者の皆様によるフードバンク・フードドライブ活動の支援</li> </ul>
(3) 重点期間における 集中的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した集中的な広報・啓発の実施</li> <li>・食品ロス削減月間にあわせたイベント等の開催</li> <li>・季節行事に合わせた広報・啓発の実施</li> </ul>

### 2 場面に応じた実践行動の推進

具体的取組	
(1) 買い物時の実践行動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限・消費期限の理解促進</li> <li>・買い物前の在庫チェック、適量購入の呼びかけ</li> </ul>
(2) 調理時の実践行動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い切りレシピの広報や実演講座の開催</li> <li>・フードサルベージ※13 やリメイクレシピの紹介</li> <li>・食材を無駄にしない調理器具の活用・紹介</li> </ul>
(3) 食材保存の実践行動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫収納術、冷凍庫活用方法を学ぶ講座の開催</li> <li>・食材に合わせた保存方法の紹介</li> <li>・ローリングストックや定期的な食品の在庫確認の呼びかけ</li> </ul>
(4) 外食時の実践行動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適量注文、食べきり行動の呼びかけ</li> <li>・ナッジを活用した取組の実施</li> </ul>

※13 食品ロスにならないよう、余っている食材を活用して調理し、食べきること

### 3 多様な主体との連携・共有

具体的取組	
(1) 事業者と連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売店と連携したイベントや店頭啓発の実施</li> <li>・飲食店、小売店等と連携したナッジを活用した取組の実施</li> <li>・フードシェアリングやフードドライブなど、何もしなければ食品ロスとなってしまう食品の活用促進に向けた事業者の取組支援</li> <li>・事業者の先進的な取組の共有・推進</li> </ul>
(2) 国際機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食をテーマとしたイベントや講演会の開催</li> <li>・市内に拠点を置く国際機関と連携した環境学習の実施</li> </ul>

### 4 事業者への働きかけ

具体的取組	
(1) 食べきり協力店事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録店舗増加に向けた働きかけ</li> <li>・食べきり協力店の市民周知、利用促進</li> <li>・大規模商業施設や商店街における登録の働きかけや利用促進等の集中的な取組</li> </ul>
(2) 飲食店・小売店等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査等の機会を活用した情報提供、働きかけ</li> <li>・事業者の取組状況の把握と効果的な削減施策の検討</li> </ul>
(3) 先進事例の波及・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減に率先して取り組む事業者の先進事例の広報</li> <li>・優良事業者の表彰</li> </ul>
(4) 製造業の事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物を多量に排出する製造業の事業者を対象とした取組状況の調査及び削減に向けた働きかけの実施</li> </ul>

### 5 生ごみの減量・リサイクル

具体的取組	
(1) 食品廃棄物のリサイクルに向けた働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料化、肥料化、バイオガス化等の様々な手法によるリサイクルの推奨</li> <li>・大規模事業所等を対象としたリサイクル促進の働きかけ</li> </ul>
(2) 土壌混合法の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や区役所等での土壌混合法講習会の開催</li> <li>・実施団体への器具貸出や必要物品の支援</li> </ul>



## 食品ロスの削減と効果

本来食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は世界で約 13 億トン／年※14 発生している一方、8億人以上の方が飢えや栄養不足に苦しんでいる※15とされています。

世界では、一人ひとりが十分に食べられるだけの食料が生産されているにもかかわらず、食料が必要な人のもとに届いていない現状があります。世界人口も増加傾向であり、「食」の重要性は、今後益々高まっていくことが予想されます。

自分たちの生活を守るため、豊かな地球を未来に残すため、私たち一人ひとりが「食べること」について考え、行動することが大切です。

食品ロスの削減を進めることは、生ごみの減量、ごみ処理に係るエネルギーや処理費用の削減の効果だけでなく、環境や食育、地産地消、飢餓、貧困、福祉など、SDGs の様々な目標の同時達成にもつながります。

※14 FAO「世界の食料ロスと食料廃棄(2011年)」

※15 2022年版「世界の食料安全保障と栄養の現状」



【参考】WFP ハンガーマップ



【参考】食品ロス削減と SDGs 目標との関連(消費者庁資料を基に作成)

### 政策3 環境学習・普及啓発の推進

「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。

さらに、「GREEN×EXPO 2027」の開催を契機に、SDGsやGX<sup>※16</sup>の実現に向けた市民・事業者の皆様の取組を加速させていきます。

※16 グリーントランスフォーメーションの略で、化石燃料をできるだけ使わず、温室効果ガスを発生させないクリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと

具体的取組	
(1) 小学校や地域等との連携や説明会(出前講座)の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの処理を学習する小学4年生全員を対象とした副読本の配布</li> <li>・焼却工場の施設見学と併せた環境学習の実施</li> <li>・副読本のデジタル対応や映像の活用など、デジタル技術を活用した効果的な環境学習の検討</li> <li>・保育園、幼稚園、学校や地域における出前講座の実施(再)</li> <li>・転入者や高齢者、子育て世帯など、ターゲットに合わせた広報・啓発の実施</li> <li>・企業や大学等との連携による環境学習プログラムの充実</li> <li>・環境事業推進委員と連携した情報発信や取組の推進</li> </ul>
(2) 廃棄物処理施設における環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学4年生などを対象とする焼却工場や最終処分場、資源選別施設の見学をはじめ、映像を活用した講義等による環境学習の実施</li> <li>・総合的な環境学習拠点の整備</li> </ul>
(3) 多様なツールや機会を活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンアプリやチャットボットによるごみの分別案内</li> <li>・ホームページやSNSを活用した情報発信</li> <li>・ターゲットに合わせた広告媒体を活用した広報</li> <li>・事業者向け講習会や立入調査等の機会を捉えた3R+Renewableについての情報提供</li> </ul>
(4) 3Rに関する表彰等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜環境行動賞「ヨコハマ 3R 夢(改称予定)」推進者表彰の実施</li> <li>・小・中学生を対象としたポスターコンクールの実施</li> </ul>
(5) 環境プロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッチコピー、ロゴ等を活用した広報・啓発の実施</li> <li>・「GREEN×EXPO 2027」と連携した環境プロモーションの実施</li> </ul>

## 3Rから3R+Renewable(リニューアブル)へ

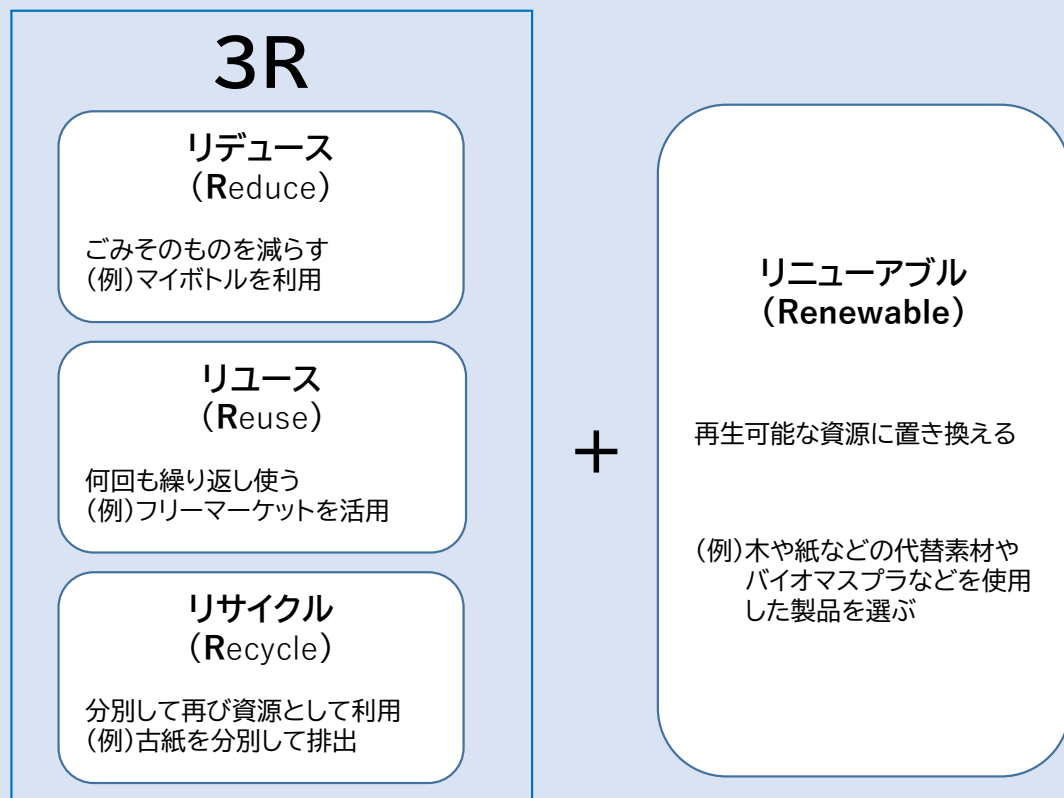
3Rの取組には優先順位があり、まずはリデュース(発生抑制・ごみになるものを買わない、受け取らないなどの取組)、次にリユース(再使用・使用しなくなったものを他の人に譲るなどの取組)、そしてリサイクル(再生利用・分別して再び資源として使用するなどの取組)の順に進めることが望ましいといわれています。

本市においては、G30 プランで「分別・リサイクル」に集中的に取り組み、3R夢プランではさらにステップアップして、もっとも環境にやさしい「リデュース」の取組を進めるため、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を市民・事業者の皆様へ呼びかけてきました。

現在では、3Rに「Renewable(リニューアブル)」という考え方が加わってきました。これにより、製品に使用する素材を、環境への負荷が大きいプラスチック製品から、バイオマス素材<sup>※17</sup>などに替えるなど、再生可能な資源に替える取組が求められています。

市民の皆様には、様々な3Rの取組を進めていただいています。環境にやさしい製品・サービスを選択していくなど、今後は「Renewable(リニューアブル)」の観点も含め、環境に配慮した新たな取組にご協力いただくことが必要となってきています。

※17 再生可能な生物由来の資源を原料とした素材のこと



## 保土ヶ谷工場の環境学習拠点

横浜の将来を担う子どもたちに、夢と希望がもてる良質な環境を引き継いでいくためには、地球温暖化をはじめとする環境問題を市民一人ひとりが自分事として捉え、解決に向け行動していただくことが大切です。

そこで、本市では、プラスチックや食品ロスの問題に加え、地球温暖化、緑や農、生物多様性などのテーマとも関連付けながら、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした環境学習を実施しています。

なかでも、2030(令和12)年度に竣工予定の新たな保土ヶ谷工場では、焼却処理の仕組みだけでなく、資源循環の取組や、プラスチック対策・食品ロスの削減・地球温暖化対策・みどりや生物多様性などの環境テーマについて、「最新の映像技術や体験型設備等」を活用し、また、環境活動に取り組む地域住民や団体・事業者の皆様への「地域利用スペース」の提供等により、子どもから大人まで、環境について広く楽しく学べる総合的な環境学習の拠点として整備していきます。

## 「GREEN×EXPO 2027」に向けた機運醸成

「GREEN×EXPO 2027」は、本市で初めて開催される万博です。脱炭素やSDGsなど人類共通の課題に対してGXやグリーンイノベーション※18による解決策を示していきます。本計画は、SDGsの達成や脱炭素社会の実現、循環経済への移行に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組むことを基本理念としており、2027(令和9)年は計画の中間点にあります。

「GREEN×EXPO 2027」に向けて、プラスチックごみの分別・リサイクルという市民の皆様一人ひとりの行動変容をきっかけに、更なる環境意識向上と脱炭素行動の実践、博覧会開催に向けた機運醸成を図っていきます。

さらに、「GREEN×EXPO 2027」の開催を市民の皆様のご誇りとし、そのレガシーによって、更なる行動変容につなげていくことで、脱炭素社会の実現を目指していきます。

※18 環境・資源・エネルギー技術の研究開発とその普及・実用化を推し進めていくことで気候変動問題の解決と社会経済の持続的な発展につなげていくこと

- 【開催期間】 2027(令和9)年3月19日から9月26日まで
- 【開催場所】 旧上瀬谷通信施設(旭区・瀬谷区)
- 【参加者数】 1,500万人  
(ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む)  
(有料来場者数 1,000万人以上)
- 【開催主体】 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会



## 基本方針2 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

### 政策4 多様な社会ニーズへの対応

誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出しの支援に対するニーズ増加やまちの美化、災害への備えなど、社会状況や市民ニーズの変化に着実に対応していきます。

また、デジタル技術の活用により、行政サービスの向上と業務の効率化、施策の推進におけるデータの活用を進めます。

#### 1 高齢化やごみ出しに関する課題への対応

具体的取組	
(1) 集積場所の維持管理支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積場所におけるごみの散乱防止に向けた取組事例の紹介やカラスよけネットボックスの貸出等の支援の実施</li> <li>・難しい課題を抱えた集積場所における、地域と協働した集積場所改善の取組の実施</li> <li>・良好に維持されている集積場所を管理されている方々を表彰</li> </ul>
(2) ふれあい収集等の着実な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい収集や粗大ごみ持ち出し収集のニーズ増加への着実な対応</li> </ul>
(3) いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所や健康福祉局と連携した、いわゆる「ごみ屋敷」問題の解消や再発防止に向けた取組の推進</li> </ul>
(4) 外国人のごみ出しルール浸透への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所や支援団体、地域等と連携したごみ出しルールの周知</li> <li>・ごみ分別アプリ等の分別案内ツールの多言語対応の推進</li> </ul>
(5) 市民ニーズを踏まえた収集のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路が狭く、収集車が通行できない地域における軽四輪車を活用した狭あい道路収集の実施</li> <li>・ごみの排出状況や市民ニーズを踏まえた今後の収集のあり方を検討</li> </ul>

#### 2 まちの美化の推進

具体的取組	
(1) 地域の美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのポイ捨て防止に向けた啓発キャンペーンの実施</li> <li>・来街者へ向けたポイ捨て防止の啓発の実施</li> <li>・美化推進重点地区における歩道清掃の実施</li> <li>・地域や企業、団体との連携による地域での美化活動の推進(再)</li> <li>・クリーンアップ活動 SNS を通じた清掃活動の活性化(再)</li> </ul>
(2) 美化活動の担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域等での清掃活動を始めるきっかけづくり、担い手支援</li> <li>・トングやごみ袋等、清掃用具の貸出・提供</li> </ul>
(3) 歩きたばこや吸い殻のポイ捨ての防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩きたばこや吸い殻のポイ捨て防止に関する広報・啓発、パトロールの実施</li> <li>・喫煙禁止地区における巡回指導</li> </ul>



(4) 不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止の看板設置、夜間監視パトロールの実施</li> <li>・放置自動車、沈船等の処理</li> </ul>
(5) トイレに困らないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な清掃の実施や、利用者のマナー向上に向けた呼びかけ</li> <li>・事業者と連携した、公共トイレ協力店等の取組検討・実施</li> <li>・洋式便器化、バリアフリー化など環境改善の実施</li> <li>・今後の公衆トイレのあり方の検討及び計画的な再整備の検討・実施</li> </ul>

### 3 災害への備え

具体的取組	
(1) 災害廃棄物の迅速かつ強靱な処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時を想定した訓練の実施</li> <li>・臨海部の焼却工場の津波対策の推進</li> <li>・仮置場の設置・運営の検討</li> <li>・被災時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた対策等の検討</li> </ul>
(2) 市民の皆様への広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時のごみの出し方に関する広報・啓発</li> <li>・防災訓練等での各家庭におけるトイレパック備蓄の呼びかけ</li> <li>・災害時下水直結式仮設トイレの利用方法の周知</li> </ul>

### 4 デジタル化の推進

具体的取組	
(1) 行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者の皆様向け手続のデジタル化の推進</li> <li>・デジタル化による資源集団回収奨励金申請手続の負担軽減・効率化(再)</li> <li>・スマートフォンアプリやチャットボットによるごみの分別案内(再)</li> <li>・粗大ごみ処理手数料の電子決済導入</li> </ul>
(2) 業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI・IoT 技術やドローンを活用した廃棄物処理施設の維持管理・運営の効率化と安全性の向上</li> </ul>
(3) データ活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用したごみや資源物の排出量把握</li> <li>・排出事業者及び処理業者への電子マニフェストの普及啓発及びデータ活用の検討</li> <li>・庁内における電子マニフェストの導入促進</li> <li>・プラスチック対策、食品ロス削減施策におけるデータ活用の推進</li> <li>・収集業務における交通事故防止対策に寄与するデジタル技術導入の検討</li> </ul>

## 5 廃棄物分野における国際協力

具体的取組	
(1) Y-PORT 事業を通じた支援	・ベトナム国ダナン市における廃棄物管理に対する支援 ・Y-PORT センターや JICA 等と連携・協力した支援業務の実施
(2) アフリカ諸国・都市への支援	・「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を通じた廃棄物管理研修の実施等による、アフリカの廃棄物管理向上への支援
(3) 視察受入れの実施	・廃棄物処理施設等における視察受入れの実施

## 6 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し

具体的取組	
(1) 家庭系ごみ有料化の検討	・市民負担の公平性の確保やごみの減量、脱炭素化や SDGs の観点から、家庭系ごみの有料化について検討
(2) 市民・事業者の皆様が排出するごみの処理手数料の適宜見直し	・廃棄物処理にかかる費用負担の適正化の観点から、各種廃棄物処理手数料について、適宜見直しを実施

## 安心・安全・安定なごみ処理に向けた災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、日本各地に甚大な被害をもたらしています。本市においても、令和元年台風による記録的な暴風・大雨等で、多くの被害がありました。自然災害の発災時には、片づけごみなどが大量に発生することが想定されることから、災害廃棄物の円滑・迅速な処理により、市民生活と市内経済の早期復旧・復興につなげていくことが重要です。

そのため、発災時に備えた訓練の実施や事業者の皆様との連携に加え、他都市の災害廃棄物の収集運搬に対する支援などの経験を活かし、災害廃棄物の早期処理に向けた体制づくりを引き続き進めます。あわせて、廃棄物処理施設の強靱化の取組として、鶴見工場や金沢工場など沿岸部の焼却工場には、止水壁の設置や工場周辺の道路の高さを上げるなどの浸水対策を実施していきます。新たな保土ヶ谷工場については、大容量の非常用発電機の設置などにより、大規模災害時における長時間の停電発生時においても、ごみの焼却・発電が継続できる強靱な施設として整備します。また、災害時にごみ焼却により得られた電気を、電気自動車の蓄電機能を活用し、地域防災拠点等で活用する取組を進めていきます。

さらに、災害時には水洗式のトイレが使用できなくなることに伴い、健康被害や衛生環境の悪化につながる恐れがあることから、トイレ対策の備えが重要です。本市においては、地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの整備を進めており、2023年度中に全拠点への配備が完了する予定です(建替え予定の拠点を除く)。くみ取り式のトイレについては、発災2日目からくみ取りを行う計画としています。

災害対策は、各家庭での備えや取組も重要です。防災と食品ロス削減の観点からのローリングストック<sup>※19</sup>の取組やトイレパック等の備蓄を市民の皆様へ呼びかけるとともに、分別の協力や決められた時期、場所への排出など、災害時のごみ出しへの理解を深めていただけるよう、様々な機会を通じて情報提供を行っていきます。

これまで、新型コロナウイルス感染症が社会全体に影響を与えている状況においても、感染症防止対策を徹底しつつ、環境衛生を維持するため、ごみの処理を継続してきました。今後も市民・事業者の皆様が日常生活や事業活動を安心して送ることができるよう、ごみの処理を着実に実施していきます。

※19 普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておくこと



## 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

市民生活と市内経済を支えるごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、安全作業の徹底を図ります。

また、施設の適切な維持管理・補修を着実に実施します。

さらに、ごみの適正処理に加え、減量・リサイクルによる資源の有効利用を進めることで、脱炭素化など環境負荷の低減を図ります。

### 1 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進

具体的取組	
(1) 家庭系ごみの収集運搬	・市民生活を支える家庭系ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施
(2) 有害・危険ごみへの対応	・水銀体温計・血圧計等の適正排出及び拠点回収の推進 ・リチウムイオン蓄電池等の適正排出の推進 ・処理困難物等の適正処理に向けた国・事業者への働きかけ

### 2 資源化の推進

具体的取組	
(1) 資源物のリサイクル	・分別された資源物の着実なリサイクルの実施 ・分別排出の啓発・指導等の実施 ・資源物等の持ち去り防止パトロールの実施
(2) 資源集団回収の実施	・地域団体及び回収事業者への奨励金交付を通じた資源集団回収による安定的な古紙・古布のリサイクルの実施 ・デジタル化による資源集団回収奨励金申請手続の負担軽減・効率化(再)
(3) リサイクル拡大の検討	・社会状況の変化やリサイクル技術の動向を踏まえた資源物のリサイクル拡大の検討

### 3 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進

具体的取組	
(1) 安定的なごみの焼却と施設の維持管理	・家庭や事業所から出される燃やすごみの処理 ・適切な維持管理と計画的な補修 ・排出基準の遵守、環境調査によるモニタリングの実施
(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の維持管理	・廃棄物の埋立処分の適切な実施 ・ごみの減量化、資源化及び焼却灰の資源化等による延命化の推進

#### 4 事業系ごみの適正処理

具体的取組	
(1) 事業系ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向け講習会等での減量・リサイクルの働きかけ</li> <li>・立入調査等の機会を通じた周知・啓発</li> <li>・業種・業態に合わせた情報提供の実施</li> </ul>
(2) 事業系ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者に対する立入調査や焼却工場における搬入物検査の実施</li> <li>・許可業者に対する指導の実施</li> <li>・PCB 廃棄物の適正処理に向けた働きかけ</li> <li>・専従機動班による不適正処理監視・指導</li> </ul>

#### 5 し尿処理

具体的取組	
(1) し尿の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向けた、くみ取り式トイレや仮設トイレのし尿の着実な収集、処分の実施</li> <li>・浄化槽等の設置にかかる審査及び維持管理指導</li> </ul>
(2) 公衆トイレの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の公衆トイレの定期的な清掃及び維持管理</li> </ul>

## 政策6 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む廃棄物処理施設について、日頃の維持管理や補修工事の実施に加え、施設ごとの耐用年数を踏まえた整備を計画的かつ着実に実施する必要があります。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電効率向上や未利用等土地の利活用の検討等をあわせて進めます。

また、環境にやさしいエネルギーの創出・利活用や省エネ、脱炭素技術の導入の検討など、市内の脱炭素化に向けた取組を進め、地域に多面的価値を提供する施設としていきます。

### 1 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討

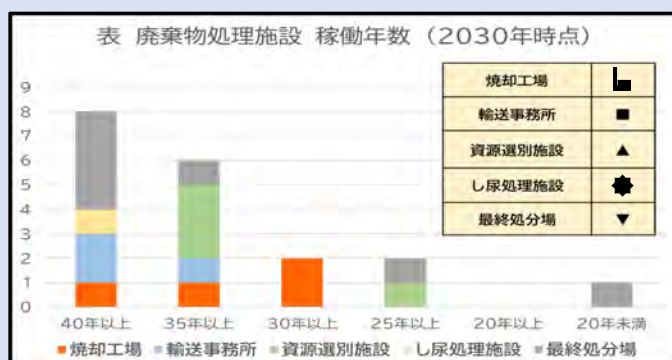
具体的取組	
(1) 保土ヶ谷工場の再整備	・2030(令和12)年度の竣工・稼働に向けた再整備の実施
(2) 老朽化が進行した廃棄物処理施設等の長寿命化※20	・焼却工場、中継輸送施設、最終処分場排水処理施設、収集事務所の長寿命化対策の検討及び実施
(3) 将来を見据えた廃棄物処理施設の更新※21	・焼却工場の更新の検討 ・資源選別施設の計画的な更新の検討及び実施
(4) 未利用等土地の利活用	・旧磯子工場の土地利活用の検討 ・最終処分場跡地の有効活用 ・その他未利用等土地の利活用の検討

※20, 21 廃棄物処理施設等の長寿命化や更新は、市の厳しい財政状況を踏まえ、具体的な実施の時期を検討します

## 廃棄物処理施設の整備

本市の一般廃棄物のうち、家庭や事業所から排出される燃やすごみは、年間約84万トン(2022年度)発生しており、市内の焼却工場(4工場稼働)で焼却しています。

焼却工場をはじめ、本市所管施設の多くは昭和後期から平成初期にかけて建設され、老朽化が進んでいます。



ごみ焼却工場等の廃棄物処理施設は、施設の中核となるプラント設備が高温・腐食環境で使用されることや機械的運動による摩耗が発生しやすいため、適切な保全を実施しても、一般的な公共施設やインフラに比べ性能の低下や設備劣化の進行が速く進みます。

そのため、劣化が進行したプラント設備について適切に長寿命化対策を行い、出来る限り施設の延命化を図ります。延命化後、プラント設備の老朽化状況等を考慮し、適切に更新や建替え等を行います。

廃棄物処理施設	長寿命化や更新のめやす※22
焼却工場	・稼働から概ね 25 年で長寿命化工事を行い、概ね40～45年で再整備(今後整備する焼却工場については、概ね50年で再整備を実施)
中継輸送施設 資源選別施設	・稼働から概ね 40 年で長寿命化工事を行い、概ね 70 年で再整備 ・稼働から概ね30～35 年で再整備
検認所	・建築物の耐用年数に合わせた再整備
最終処分場 排水処理施設 (旧処分地)	・稼働から概ね 40～50 年で設備更新し、最終処分場の廃止まで使用
最終処分場 排水処理施設 (神明台、南本牧)	・最終処分場の廃止まで適切な補修を行い使用
収集事務所	・稼働から概ね 35～40 年で長寿命化工事を行い、概ね 70 年で再整備

※22 廃棄物処理施設の整備のめやすについては、「資源循環局施設整備・管理基本計画【個別施設計画】(令和5年8月)」による

## 2 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

具体的取組	
(1) 環境にやさしいエネルギーの更なる創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな保土ヶ谷工場における高効率発電設備導入による発電量の向上及び太陽光、風力、小水力等再生可能エネルギーの導入</li> <li>・既存工場の長寿命化対策工事等に伴う、機器の省エネルギー化、蒸気式タービンの改造などによる発電量の向上</li> <li>・PPA 事業<sup>※23</sup>等を活用した廃棄物処理施設などへの太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギー拡大の検討</li> </ul>
(2) 環境にやさしいエネルギー(電気)の市内活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎、区庁舎等への活用や「はまっこ電気<sup>※24</sup>」の取組などによる、横浜市内での100%活用</li> </ul>
(3) 環境にやさしいエネルギー(熱)の地産地消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却工場近隣の事業者と連携した、地域特性に応じた熱エネルギーの地域活用の検討</li> </ul>
(4) 地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却に伴い発生する蒸気の市民利用施設への供給</li> <li>・災害時における地域防災拠点等への電力供給手法の検討・実施</li> </ul>

※23 Power Purchase Agreement(電気購入契約)の略。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことができるため、CO<sub>2</sub>排出削減につながる

※24 再生可能エネルギーの地産地消に向けた、ごみ焼却工場の再エネ(バイオマス)由来の環境価値と市内家庭の太陽光発電による再エネを活用した市内事業者向けの電気メニュー

## 3 省エネの推進・脱炭素技術等の研究

具体的取組	
(1) 各施設における省エネの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED化ESCO事業の実施等によるLED等高効率照明への切替え推進</li> <li>・設備更新時の省エネ機器導入の推進</li> </ul>
(2) CCUの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素を分離・回収し、水素と合成してメタンガスを生成する実証試験の実施</li> <li>・新たな民間事業者との連携、活用可能性等の検討</li> </ul>
(3) 脱炭素に関する研究の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな保土ヶ谷工場を拠点とする、企業・大学等と連携した脱炭素技術開発の推進</li> </ul>
(4) 収集車両の環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減車両の導入等の検討</li> </ul>

## <資料編>

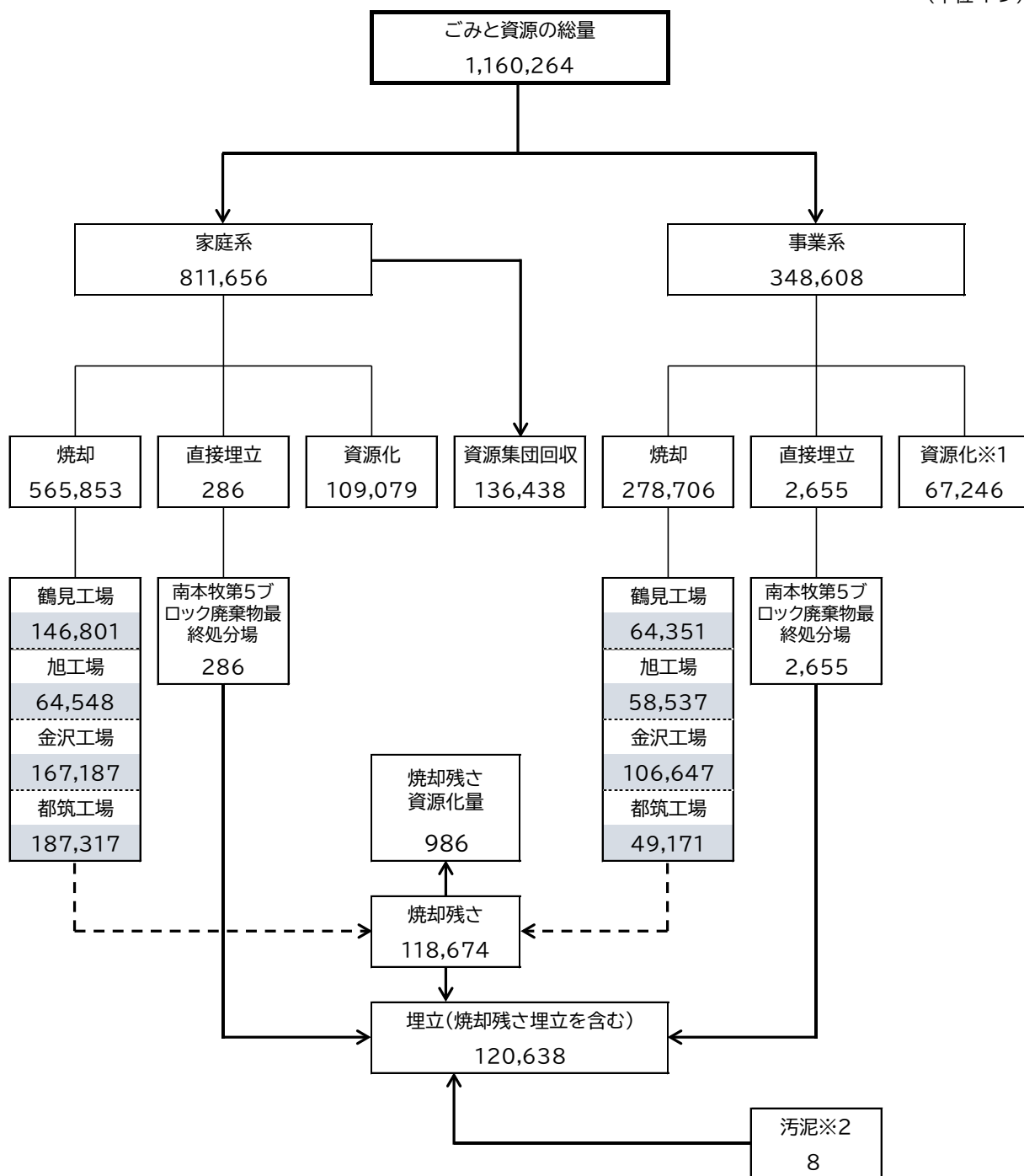
## 1 ごみの分別区分(2023年9月時点)

区分		収集回数	収集方法	
市 収 集	燃やすごみ	週 2 回	ステーション収集	
	燃えないごみ			
	スプレー缶			
	乾電池			
	プラスチック製容器包装	週 1 回		
	缶・びん・ペットボトル			
	小さな金属類			
粗大ごみ	申込制	原則戸別収集		
資 源 集 団 回 収	古 紙	地 域 に よ る	ステーション収集	
				新聞
				段ボール
				紙パック
	雑誌・その他の紙			
古布				

- ※ このほか、段ボールを除く古紙及び古布、小型家電、水銀式の体温計・血圧計・温度計の拠点回収を行っている
- ※ 各区の収集事務所では、古紙類やプラスチック製容器包装などの資源物を持ち込むことができるセンターリサイクルを実施している

## 2 ごみ処理フロー(2022年度)

(単位:トン)



※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

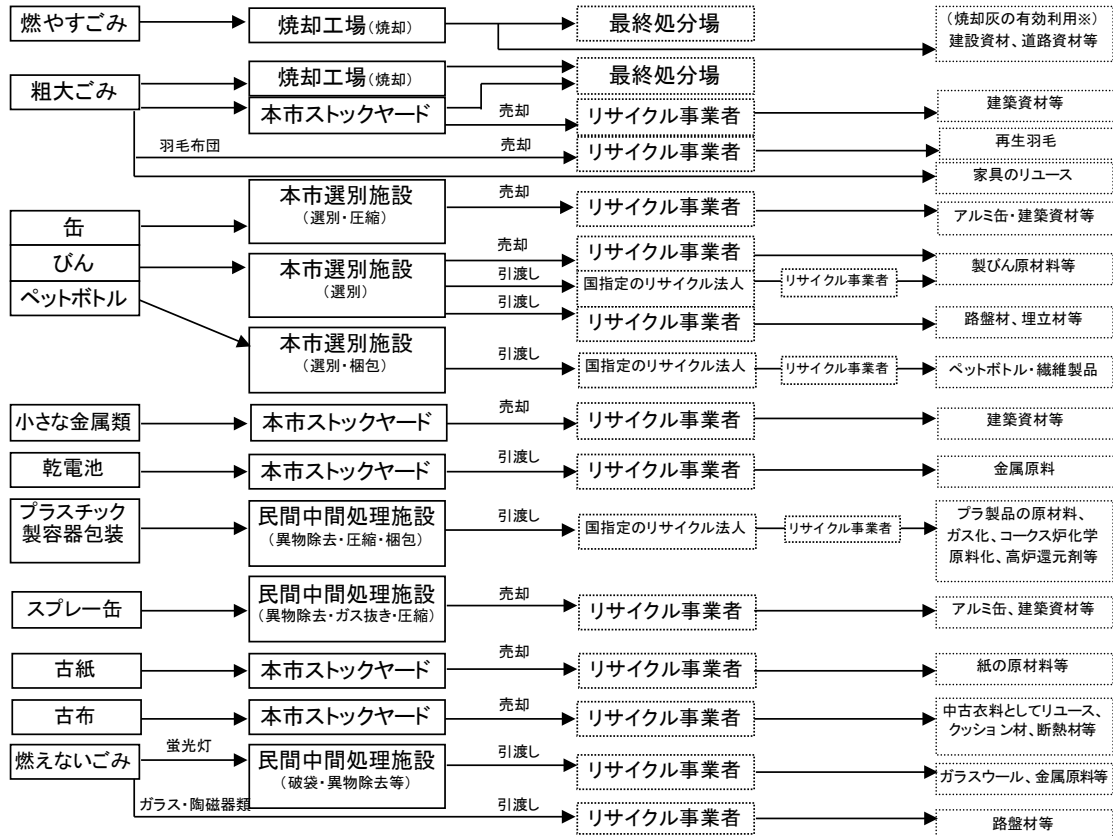
※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 アクア新橋排水処理施設から発生する汚泥をセメント固化処理したものです。



### 3 分別品目のゆくえ(2022年度)



### 4 廃棄物処理施設の概要

#### (1) 焼却工場

名称	所在地	処理能力	供用開始
鶴見工場	鶴見区末広町 1-15-1	400t/日×3炉	1995年度
保土ヶ谷工場※	保土ヶ谷区狩場町 355	400t/日×3炉	1980年度
旭工場	旭区白根 2-8-1	180t/日×3炉	1999年度
金沢工場	金沢区幸浦 2-7-1	400t/日×3炉	2001年度
都筑工場	都筑区平台 27-1	400t/日×3炉	1984年度

※ 現在、休止中の保土ヶ谷工場の再整備を進めています

#### (2) 資源化施設

名称	所在地	処理能力	供用開始
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1-15-1	50t/5h	1995年度

金沢資源選別センター	金沢区幸浦 2-7-1	30t/5h	2002年度
緑資源選別センター	緑区上山 1-3-1	A棟:25t/5h	1993年度
		B棟:35t/5h	1998年度
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921-12	60t/5h	1995年度

(3) 輸送事務所

名称	所在地	処理能力	供用開始
神奈川輸送事務所	神奈川区新浦島町 2-4-2	400t/日 (コンパクト方式)	1994年度
戸塚輸送事務所	戸塚区名瀬町 443-1	200t/日 (コンパクト方式)	1987年度
神明台輸送事務所	泉区池の谷 3949	500t/日 (コンパクト方式)	1991年度

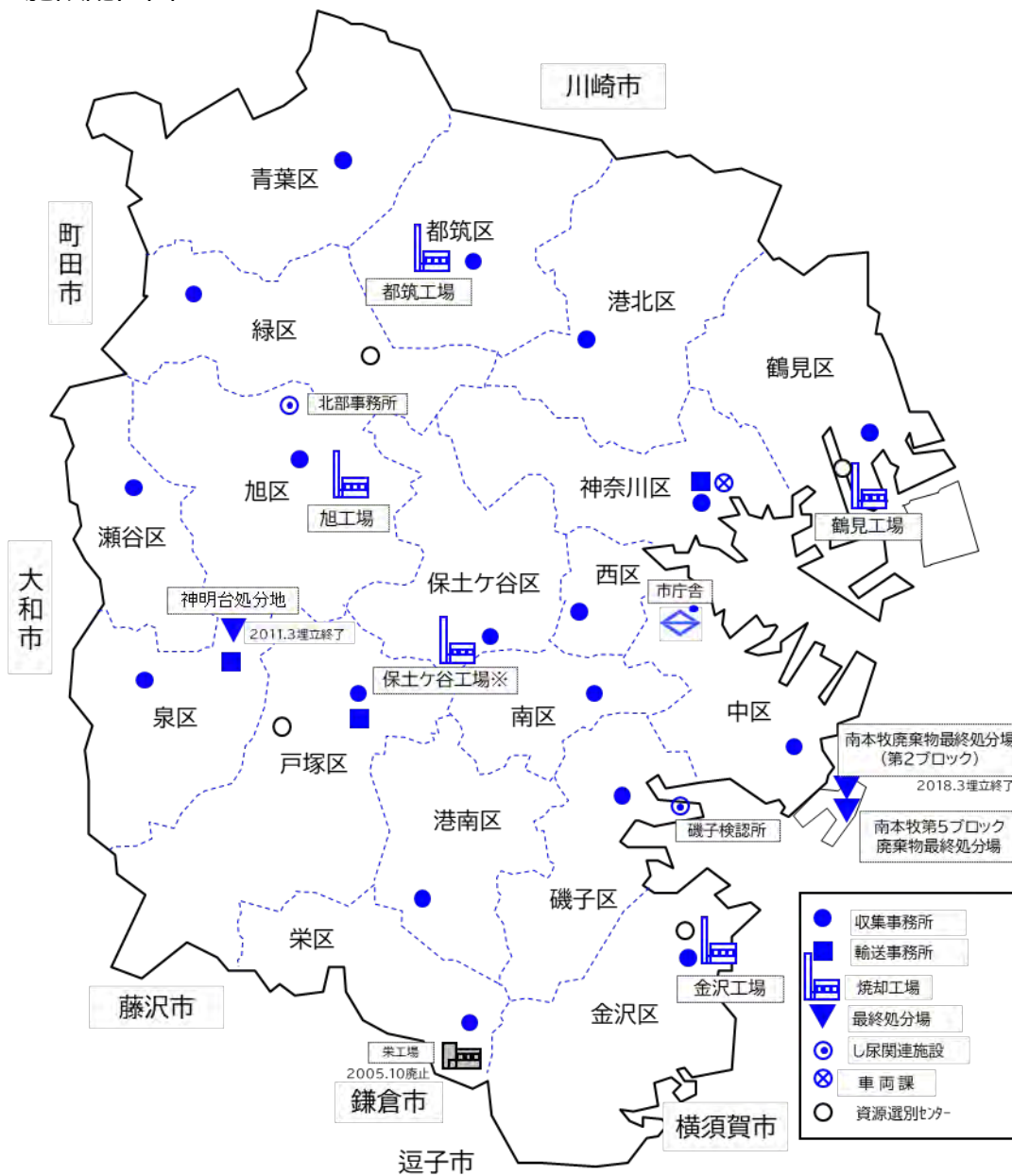
(4) 最終処分場

名称	所在地	施設全体容量	供用開始
南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	中区南本牧 3-1 及び 4-1 地先	4,000,000 m <sup>3</sup>	2017年度

(5) 検認所

名称	所在地	建物延床面積	供用開始
磯子検認所	磯子区新磯子町 38	7,409.9 m <sup>2</sup>	1973年度

(6) 施設配置図



※ 保土ヶ谷工場は、2010 年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼動中

## 5 3R夢プランにおける施策の実施状況

施策	計画期間中の主な取組
環境学習・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出前講座や工場見学、ターゲットに合わせた啓発の実施</li> <li>○ ミクシヨナリー、分別アプリ、チャットボットによる分別案内</li> <li>○ 「環境学習プログラム」の作成・周知</li> </ul>
リデュース（発生抑制）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食材の使い切りレシピの作成や食べきり協力店事業の推進など、食品ロス削減の推進</li> <li>○ マイバッグ・マイボトルの利用、簡易包装やプラスチックごみ削減の推進</li> <li>○ 土壌混合法講習会の実施</li> </ul>
家庭系ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭ごみの安定的かつ効率的な収集運搬の実施</li> <li>○ 古紙・古布の資源集団回収 100%実施、小型家電や燃えないごみのリサイクル開始</li> <li>○ ふれあい収集等のニーズ増加への着実な対応</li> </ul>
事業系ごみ対策  ごみの処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横浜市産業廃棄物処理指導計画(2020年度で終了)の目標(最終処分率4%以下)の達成</li> <li>○ 立入調査や事業者向け講習会等の機会を捉えた減量・リサイクルの働きかけ</li> <li>○ 焼却工場での搬入物検査の実施</li> <li>○ 生ごみやせん定枝のリサイクルルートへの誘導</li> <li>○ 焼却工場の長寿命化対策工事の実施(都筑・鶴見)</li> <li>○ 南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)の延命化と南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備・供用開始</li> <li>○ 適切な維持管理による安定したごみ焼却と発電の実施</li> </ul>
きれいなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美化推進重点地区における歩道清掃の実施や SNS 等を活用した地域における清掃活動の推進</li> <li>○ 喫煙禁止地区の新規指定(戸塚・二俣川駅周辺)</li> <li>○ 金沢工場での事業系ごみ 24 時間受入れ開始</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋プラスチックごみ問題への対応、プラスチック対策の強化</li> <li>○ ベトナム国ダナン市における草の根技術協力事業、アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)などを通じた国際協力の推進</li> </ul>

## 6 処理量の見込みの算出方法

家庭系のごみ量及び資源化量について、これまでの傾向をもとに原単位(1人1日あたり排出量)の将来予測を算出しました。この原単位に将来人口を乗じ、さらに計画の目標である「燃やすごみに含まれるプラスチックごみ2万トン削減」との整合を図り、算出しました。

事業系のごみ量は、景気動向や事業所数、従業員数などの様々な要因が影響するものと考えられますが、過去の実績からは明確な相関は見られません。また、コロナ禍の影響を受け2020年度は大きく減少していますが、事業活動の回復傾向や働き方の変化などもあり、見通しを立てることが困難です。そこで、2018年度から2022年度までの平均値で算出しました。

なお、コロナ禍の影響が大きい2020年度の実績を除いて算出しています。

さらに、「3R夢プラン」で評価を行ってきた事業系の資源化量は、民間の処理施設で資源化された木くずや生ごみの量であり、本市が直接関与していないことから、本計画では処理量から除外しています。



## 横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)

横浜市 資源循環局 政策調整部 政策調整課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話:045-671-2503 FAX:045-550-4239

メール:sj-seisaku@city.yokohama.jp

素案

パブリックコメント募集



新

横浜市一般廃棄物処理基本計画

を策定します

皆さまのご意見をお聞かせください

令和5年10月12日(木)  
~11月10日(金)まで

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、SDGsの達成や脱炭素社会の実現など様々な課題への対応が求められています。

こうした時代の変化に着実に対応していくため、新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。







計画の詳細はこちら

## 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。  
さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

## 目標

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030年度までに **2万トン削減** (2022年度比)

## 具体的取組

### SDGsの達成と脱炭素社会の実現 【市民・事業者の皆様との取組】



### 政策1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減や、適切な分別・リサイクルなど、市民・事業者の皆様による主体的な 3R+Renewable の取組を促進し、温室効果ガスの排出量を削減します。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

**注目POINT!**

- 発生抑制(リデュース)の推進
- 分別・リサイクルの推進
- 事業者等への働きかけ
- 海洋流出対策



発生抑制の推進



近隣市と連携した広域でのプラスチック海洋流出対策



### 政策2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロス削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行うとともに、先進的な取組の波及・普及を図ります。

- 価値観の醸成ときっかけづくり
- 場面に応じた実践行動の推進
- 多様な主体との連携・共有
- 事業者への働きかけ
- 生ごみの減量・リサイクル



実践行動の推進



小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する「食べきり協力店」の利用促進

### 政策3 環境学習・普及啓発の推進

「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。

- 小学校や地域等との連携や出前講座等の実施
- 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 3Rに関する表彰等の実施
- 環境プロモーションの実施



小学校向けの出前講座



ポスターコンクール

### 政策4 多様な社会ニーズへの対応

誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出し支援やまちの美化、災害への備えなどに着実に対応していきます。また、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や効率化を進めます。

- 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- まちの美化の推進
- 災害への備え
- デジタル化の推進
- 廃棄物分野における国際協力
- 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し



円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理



DXによる行政サービスの向上と効率化

### 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、施設の適切な維持管理・補修を実施します。さらに、資源の有効利用を進め、環境負荷の低減を図ります。

- 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 資源化の推進
- 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 事業系ごみの適正処理
- し尿処理



日々の家庭ごみ収集



リサイクルのために缶・びん・ペットボトルを選別

### 政策6 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む廃棄物処理施設の計画的かつ着実な整備を実施します。また、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用等、市域内の脱炭素化や地域貢献に向けた取組を進めていきます。

- 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 省エネの推進・脱炭素技術等の研究



工場の新設・長寿命化工事

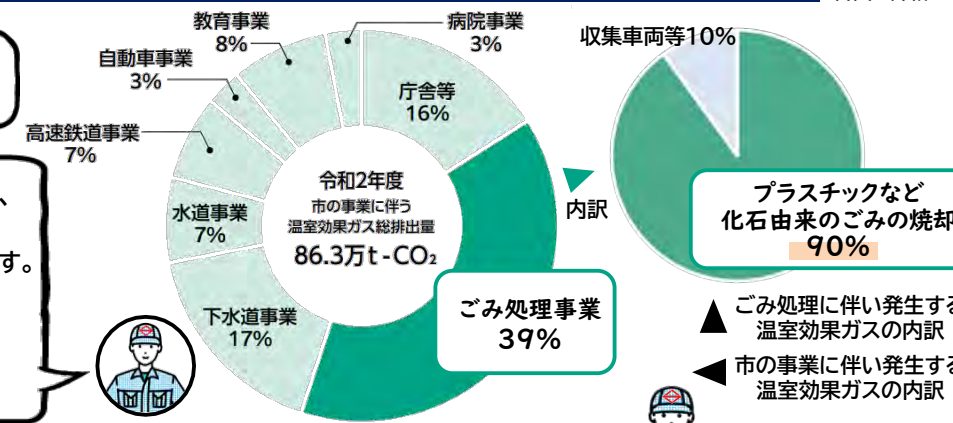


焼却工場のCO<sub>2</sub>回収(CCUの実証試験)



どうして目標がプラスチックごみの削減なの？

- ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業全体の約4割を占め、そのうちの約9割がプラスチック類の焼却によるものです。
- プラスチックごみの焼却を減らすことで、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指していきます！



### 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理 【行政の取組】





計画策定までのスケジュール ※令和5年10月現在

令和5年  
10月12日～11月10日

パブリックコメント募集

いただいた  
ご意見を参考に  
原案を策定

令和5年12月

パブリックコメント  
の結果・原案の公表

令和5年度中

新計画始動

計画の特色

NEW!

ジーサンジユウ

G30プラン

分別・リサイクルの推進

スリム

3R夢プラン

分別・リサイクルに加え  
リデュース・リユースの推進

新たな一般廃棄物処理基本計画

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大  
→ 脱炭素社会の実現へ

「燃やすごみ」を減らす

「ごみと資源の総量」を減らす

「燃やすごみに含まれるプラスチック」を減らす



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

注目POINT!

食品トレイや洗剤の容器などの「プラスチック製容器包装」に加え、これまで燃やすごみとして処理してきたハンガーやバケツなどの「プラスチック製品」についても、分別・リサイクルを進めます。

プラスチック製容器包装

現在の  
分別区分



このマークが目安です

新名称  
「プラスチック資源」

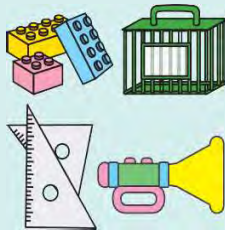
追加

プラスチック製品 (プラスチックのみでできているもの)

「燃やすごみ」  
ではなくなります



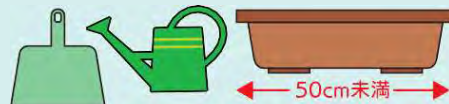
収納用品、風呂、洗面用具 など



文房具、おもちゃ など



調理用具、台所用品 など



屋外用品

50cm未満

今後の  
スケジュール

令和6年10月から9区\*で先行実施し、令和7年4月から全市実施を予定しています。

\*9区：中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

お問合せ先  
横浜市資源循環局政策調整課



TEL :045-671-2503



FAX :045-550-4239



電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp



# 新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する あなたの御意見をお聞かせください ～パブリックコメントを実施します～【11月10日まで】

募集期間

令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで

提出方法

いずれかの方法で御意見をお寄せください。

## ①電子申請システム(推奨)

横浜市電子申請・届出システム > 手続き一覧(個人向け) > キーワード検索

電子申請システム▶



②郵送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。  
切手は不要です。

③電子メール sj-newplan@city.yokohama.jp

④F A X 045-550-4239

✂ 切り取り

郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

横浜市中区本町

6丁目50-10-23階

資源循環局政策調整課

「パブリックコメント担当」行

料金受取人払郵便



差出有効期限

令和6年2月29日まで

切手を貼らずに  
お出しください。



担当者  
使用欄

No.

あなたの情報をご記入ください。

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市( )区 <input type="checkbox"/> 市外	
年代	<input type="checkbox"/> 20歳未満	<input type="checkbox"/> 20歳代
	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代
	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳以上

## 留意事項

- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- 頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「横浜市一般廃棄物処理基本計画 素案」への意見である旨を明記してください。

お問合せ先

横浜市資源循環局政策調整課

TEL :045-671-2503 FAX :045-550-4239

電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp

御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

# 計画(素案)冊子は以下の場所で閲覧できます。

## ●横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ

横浜市トップページ > 市の情報・計画 > 横浜市について > 市の組織 > 資源循環局の紹介 > その他 > 計画・方針 > 新たな一般廃棄物処理基本計画(仮称) > 新たな一般廃棄物処理基本計画



## ●各区役所 広報相談係・地域振興課

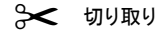
## ●市民情報センター(横浜市庁舎3階)

## ●横浜市立図書館

## ●資源循環局政策調整課(横浜市庁舎 23 階)

※ 冊子については閲覧のみとなっております。

紙での配布は行っておりませんのであらかじめご了承ください。



切り取り

### 新たな一般廃棄物処理基本計画(素案) への御意見をご記入ください

御意見のある項目に  を入れてください。(複数選択可)

基本理念 目標 政策と具体的取組 その他

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 政策1<br>プラスチック対策の推進        | <input type="checkbox"/> 政策2<br>食品ロス削減の推進    |
| <input type="checkbox"/> 政策3<br>環境学習・普及啓発の推進       | <input type="checkbox"/> 政策4<br>多様な社会ニーズへの対応 |
| <input type="checkbox"/> 政策5<br>安定したごみの収集・運搬・処理・処分 | <input type="checkbox"/> 政策6<br>将来を見据えた施設整備  |

【ご意見】

## 報告事項

## ■資源循環局記者発表資料一覧 (R5.4～R5.10)

No.	発表日	件名	頁
1	4月14日	外出時の“トイレに困らない環境作り”を目指し 株式会社ローソンと「公共トイレ協力店」の実証実験を開始	P1
2	4月18日	横浜ビール・良品計画・横浜市SDGs連携企画 モルト粕を有効活用したレトルトカレーを発売します！	P2
3	4月28日	株式会社三協様からご寄附いただきます ～「災害用トイレトレーラー」をお披露目～	P3
4	5月15日	「SDGsの達成・脱炭素社会の実現に向けた廃棄物施策」について 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会から答申をいただきました	P4
5	5月17日	【参加者募集】6月は環境月間 調べて 聴いて 考える このプラスチックごみ、どこからきたの？	P5
6	6月1日	6月は「環境月間」！ 「プラごみ削減キャンペーン」を実施します！	P7
7	6月15日	旧磯子工場の土地利用に関する対話結果を公表します！ － サウンディング型市場調査の実施結果 －	P8
8	7月13日	4年ぶり！！「つるみ3R夢フェスタ」を開催します	P10
9	7月14日	「アフリカのきれいな街プラットフォーム」横浜研修がスタートしました！	P11
★	10	8月1日 秋田県秋田市で発生した災害廃棄物の処理に関する支援を行います	P13
★	11	8月18日 横浜市と川崎市がごみ処理に係る相互支援に関する協定書を締結しました	P14
12	9月1日	今年もやります、10月6日！「WORLD FOOD NIGHT 2023 with 横浜」開催 食料問題解決への一歩、一緒に踏み出してみませんか？	P15
13	9月21日	令和5年10月1日から 横浜駅周辺の喫煙禁止地区を拡大します	P17
14	9月25日	見つけよう！地球にやさしい3R 大都市共同キャンペーンを実施します！	P18
15	9月27日	「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンを実施します	P23
16	9月29日	チャレンジ・ザ・フードロス 横浜F・マリノスの選手が、今年も「食品ロス削減」を呼びかけます！	P28
17	10月11日	新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)」について パブリックコメントを実施します！	P29
★	18	10月11日 粗大ごみ処理手数料支払いに クレジットカードとPayPayが使用できるようになります。	P30
19	10月13日	専門学校生のデザインが模範のシンボルに 廃棄物の優良事業者が使用できるマークを新たに制定	P31

◆令和5年度 資源循環局の全ての記者発表資料については、横浜市HP に掲載しています。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2023/>

## ■横浜市町内会連合会資料

No.	発表日	件名	頁
★	1	9月12日 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について	P33
★	2	10月12日 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に関する パブリックコメントの実施について	P35







令和5年4月14日  
横浜市資源循環局街の美化推進課  
株式会社ローソン

## 外出時の“トイレに困らない環境作り”を目指し 株式会社ローソンと「公共トイレ協力店」の実証実験を開始 4月17日(月)から、「ローソン上郷八軒谷戸店」「ローソンLTF三ツ境店」で

横浜市では、市民の皆様が身近にあるコンビニエンスストア等のトイレを気軽に利用でき、安心して外出ができる環境を整えられるよう、公共トイレ協力店※1（愛称：「ありがトイレ」）の検討を進めています。

この度、株式会社ローソン※2にご協力いただき、市内2店舗で取組の実証実験を実施し、取組の効果を検証します。

### 取組の概要

1 実証実験の実施期間  
令和5年4月17日（月）から実施



2 実証実験の実施場所

①ローソン上郷八軒谷戸店  
（横浜市栄区上郷町 1362-1）



②ローソン LTF三ツ境店  
（横浜市瀬谷区三ツ境 2-23）



3 ステッカーの掲示

実施店舗には、実証実験の実施にご協力いただいていることがわかるように、店舗出入り口等にステッカーを掲示します。

是非、店舗にひと声かけて、トイレを利用していただくようお願いいたします。



※1 公共トイレ協力店はコンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置付けにすることで、市民の皆様がトイレを気軽に利用でき、安心して外出ができる環境を整える取組です。

※2 横浜市と株式会社ローソンは、相互の連携を強化し、横浜市内における地域の一層の活性化に資する包括連携協定を平成21年度に締結し、「みんなと暮らすマチ」をもっと幸せにする」取組を連携して行っています。

お問合せ先	
実証実験に関すること：資源循環局街の美化推進課長	藤塚 貴代 Tel 045-671-2536
実施店舗に関すること：株式会社ローソン 広報部	Tel 03-5435-2773



# 横浜ビール・良品計画・横浜市 **SDGs** 連携企画 モルト粕を有効活用した **レトルトカレー** を発売します！

横浜市と株式会社横浜ビール、株式会社良品計画 横浜事業部は、クラフトビールの醸造過程で生まれる副産物のモルト粕に着目した連携企画として、横浜ビール「ハマクロカレー」を4月21日より販売することとなりました。

横浜ビールでは、2018年から食品廃棄物を資源として循環させるプロジェクトに取り組んできましたが、このたび、新たな取組として、モルト粕の活用を良品計画が提案し、カレーの食材として使用するとともに、パッケージにも取り入れ、商品化に取り組みました。

横浜の美味しさと環境への優しさが詰まったカレーを召し上がりながら、「もったいない」を減らす取組を考えてみませんか。

ビールに漬け込んだ「はまぼーく」の旨味、モルトの風味をお楽しみください！



## 1 名称

横浜ビール ハマクロカレー

## 2 価格

798円（税込）

## 3 特徴

- ・クラフトビールの醸造過程で生まれる副産物のモルト粕を有効活用
- ・パッケージの用紙にも、モルト粕を活用した「クラフトビールペーパー」を使用
- ・横浜のクラフトビール「ハマクロ」や横浜ブランド豚「はまぼーく」など、地産地消の食材を活用

## 4 販売開始

令和5年4月21日（金）

## 5 販売店舗

- ・横浜ビール 驛の食卓（中区住吉町6丁目68-1）、横浜ビール 通販サイト
- ・無印良品 横浜市内7店舗  
（無印良品 港南台バース、無印良品 そごう横浜、無印良品 Colette・Mareみなとみらい、無印良品 横浜ジョイナス、無印良品 NEWoMan YOKOHAMA、無印良品 500 星天qlay、無印良品 イオン金沢八景）



モルト粕を活用したパッケージ

### お問合せ先

#### 【横浜市の食品ロス削減の取組に関するお問合せ】

資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel: 045-671-2563

#### 【商品に関するお問合せ】

株式会社横浜ビール 広報・ファンプロジェクト 横内 勇人、工藤 葵

Tel: 045-212-9633 Email: yokouchi@yokohamabeer.com

#### 【無印良品に関するお問合せ】

株式会社良品計画 広報・ESG推進部 Email: rk-pr@muji.co.jp

市長から感謝状  
を贈呈します！

## 株式会社三協様からご寄附いただきます ～「災害用トイレトレーラー」をお披露目～

この度、株式会社三協様から、災害時のトイレ対策として「災害用トイレトレーラー」をご寄附いただきます。

トイレトレーラーは、車でけん引することができ、必要なタイミングで必要な場所に設置できる移動式の仮設トイレです。

このご厚意に対して感謝の意を表するため、山中 竹春 横浜市長から感謝状を贈呈いたします。また、ご寄附いただく「災害用トイレトレーラー」を市庁舎1階にてお披露目いたします。

### 1 寄附品

災害用トイレトレーラー 1台 価格 約2,300万円

### 2 贈呈式及び車両のお披露目

#### (1) 日時

令和5年5月2日（火）11時00から11時25分まで

#### (2) 場所

横浜市役所 8階 市長応接室 及び 1階 アトリウム北プラザ

#### (3) 贈呈式出席者

株式会社三協 代表取締役社長 藤木 幸三 様 ほか  
横浜市長 山中 竹春

#### (4) 当日の流れ

挨拶（8階 市長応接室）

感謝状贈呈（1階アトリウム北プラザ ※雨の場合：8階 市長応接室）

記念撮影・車両見学（1階アトリウム北プラザ）

#### (5) 取材について

取材いただける場合は、5月1日（月）15時までにお問合せ先までご連絡ください。

※取材の際は腕章の着用をお願いします。また、基本的な感染症対策にご協力をお願いします。



災害用トイレトレーラー

### 3 活用について

災害発生時の運用のほか、平時には、総合防災訓練等様々なイベントで活用します。

併せて災害時のトイレ対策について啓発等を行い、各家庭でのトイレパック備蓄など、市民の皆様のご理解・ご協力をいただけるよう取り組んでいきます。

### 株式会社 三協について

ミナトで培った心と経験を礎に、グローバルな成長を続け、社会に信頼される企業を目指し、藤木グループの一員として国際物流を支えています。

令和5年に三協が創立70周年、藤木企業が創業100周年の節目を迎え、地元横浜に感謝を込めて、横浜市へ寄贈をすることになりました。



### お問合せ先

資源循環局街の美化推進課長 藤塚 貴代 Tel 045-671-2536

## 「SDGsの達成・脱炭素社会の実現に向けた廃棄物施策」について 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会から答申をいただきました

### － 大迫会長から大久保副市長に答申書が手渡されました －

#### 1. 諮問の趣旨と経過

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、SDGsの達成や脱炭素社会の実現、プラスチック対策や食品ロスの削減、さらには将来を見据えた施設整備など様々な課題への対応が求められています。

こうした時代の変化に着実に対応していくため、新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の策定に向けて、令和3年12月横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に諮問しました。

これを受けて、同審議会での議論を経て、本日(5月15日)、答申をいただきました。



大久保智子副市長(左)、大迫政浩会長(右)

#### 2. 答申の概要

計画全体	市民・事業者の意識や行動の変容につながるメッセージやコンセプトを発信していくこと。計画期間は2030年が目安。
プラスチック対策	プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大を早期に実施すること。
食品ロスの削減	様々な観点から取組の意義を伝え、削減に向けた機運を一層高めていくこと。
廃棄物処理施設の整備・運営	保土ヶ谷工場の再整備を着実に進め、将来にわたり安全で安定的な処理を行っていくこと。
多様な社会ニーズへの対応	高齢化に伴うごみ出し支援へのニーズ増加等に着実に対応していくこと。
家庭ごみの有料化	ごみの減量化だけでなく、市民の意識向上、負担の公平化などの観点から今後も継続的に検討すること。

(答申の詳細は別紙のとおり)

#### 3. 審議会 委員名簿

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/shigen/sonota/shingikai/genryoshingi/meibo1.html>

#### 4. 今後の対応

審議会からの答申をふまえ、新たな横浜市一般廃棄物処理基本計画の策定を進めていきます。

お問合せ先

資源循環局政策調整課 今井 健太郎 Tel 045-671-4567


 参加者  
募集

6月は環境月間  
調べて♪聴いて♪考える

# このプラスチックごみ、 どこからきたの？

横浜市では2050年のカーボンニュートラル達成に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標を50%とし、市民や事業者等と連携した脱炭素の取組を進めています。

このようなことから、6月の環境月間に、プラスチックごみによる海洋汚染について考える、小学生向けのイベントを開催します。当日は、ワークや演奏会など、子どもたちが楽しんで学べるプログラムをご用意しています。ぜひ、ご参加ください。

## 1 イベント概要

日時	令和5年6月17日(土) 13:00~16:00 (12:30 受付開始)
会場	横浜市役所1階アトリウム (住所: 横浜市中区本町6-50-10)
対象	小学生(高学年)と保護者 80名※先着順
申込方法	右の二次元コードから申込フォームにアクセスしお申し込みください。
申込期限	令和5年6月9日(金) 17時まで ※定員になり次第締め切ります。



申込フォーム

## 2 プログラム

### 【第一部】13:00~14:00

#### 株式会社オオスミ おおすみ たけし 大角 武志 氏によるトーク&ワーク

川や海的环境分析調査を行っている事業者をお招きし、海に流れ着くプラスチックごみは「どこからきたのか」、「なぜ海に流れ着いたのか」について、ワークやゲームを交えながら楽しく考えます。



大角 武志氏

### 【第二部】14:10~15:00

#### 海洋ゴミ楽器集団ゴミンゾクによるスペシャル LIVE

全国の海岸を渡り歩いて拾った海洋ごみを主原料として製作した「海洋ごみ楽器」を操るアート集団をお招きし、音楽を楽しみながらごみと資源について一緒に考えます。

海洋ゴミ楽器集団  
ゴミンゾク

### 【その他】

会場内のブースにおいて、環境に関する情報提供を行います。

裏面あり

【参考】株式会社オオスミ 大角 武志氏について

横浜市に生まれ育つ。子供の頃はボーイスカウトで野山を駆け巡り、大人になってからは登山、キャンプ、カヌー、自転車などアウトドアが趣味。2003年、株式会社オオスミの代表に就任し、お客様の環境コンサルティングを行う。豊かな地球環境を次世代に残したいと環境教育や社会貢献活動にも力を入れる。

【参考】海洋ゴミ楽器集団ゴミンゾクについて

海洋ごみ × 民族楽器 をコンセプトに海洋ごみから製作した楽器を通してごみと資源の境目について考えるアート集団。その楽器のクオリティーの高さとアンサンブルは国内のみならず海外からも反響を呼んでいる。2020年結成。

※取材について

取材を希望される場合は、当日、直接会場へお越しく下さい。

参加者のプライバシー保護の観点から、撮影等について配慮をお願いする場合があります。

お問合せ先	
資源循環局 3R 推進課長	津島 邦宏 Tel 045-671-2563



## 6月は「環境月間」！ 「プラごみ削減キャンペーン」を実施します！

横浜市では2050年のカーボンニュートラル達成に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標を50%減とし、市民や事業者等と連携した脱炭素の取組を進めています。

脱炭素に資する施策の一つであるプラスチック対策を進めるため、6月の「環境月間」に合わせ、使い捨てプラスチックの削減やプラスチック製容器包装の正しい分別などを呼びかける「プラごみ削減キャンペーン」を実施します。

### <期間>

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

### <概要>

#### 1 小売店と連携した取組

- (1) スーパーマーケット等での店頭啓発を市内全18区で実施  
スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、使い捨てプラスチックの削減やプラスチック製容器包装の正しい分別について呼びかけます。
- (2) デジタルサイネージやPOP、店内アナウンスによる広報  
以下市内店舗において実施します。  
イオン・イオンスタイル、まいばすけっと、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ



店頭啓発の様子



レジ横サイネージ

#### 2 市庁舎アトリウムでのイベント

- (1) 小学生を対象としたイベント  
海洋プラスチックをテーマとした講演会・演奏会を開催します。  
日時：6月17日（土）、場所：市役所1階アトリウム  
※イベントの詳細は、右記二次元コードから市WEBサイトをご覧ください。
- (2) プラスチックごみを題材としたオブジェ等の展示  
海や川で回収したプラスチックごみをデザイン化し、制作した作品等を展示します。  
展示期間：6月15日（木）～6月20日（火）、場所：市役所1階展示スペース



市WEBサイトへ

#### 3 その他

- (1) 映画館での動画放映  
使い捨てプラスチックの削減を呼びかける動画を放映します。  
放映期間：6月9日（金）～6月15日（木）  
場所：TOHOシネマズららぽーと横浜、TOHOシネマズ上大岡

#### お問合せ先

資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

# 旧磯子工場の土地利用に関する対話結果を公表します！

## － サウンディング型市場調査の実施結果 －

旧磯子工場(磯子区新磯子町)の土地の評価や活用イメージ等について、事業者の皆様と対話を行いましたので、結果を公表します。

### 1 対話の概要

- 対話期間：令和5年4月17日(月)から5月16日(火)まで
- 申込事業者：5事業者(エネルギー関係:2団体/リサイクル関係:2団体/建設関係:1団体)

### 2 対話内容

#### (1) 土地に対する評価

- ・ 周囲に住宅が無く、道路アクセスなどを考慮すると、工業用途に良い立地である
- ・ 建屋解体や土壌改良に関する費用は大きいものと予想している
- ・ 建屋解体に関しては杭の撤去範囲によっては、費用は大きくなる可能性がある
- ・ 駅からのアクセス性の観点から、本敷地での活用建物の従業員の確保は課題点となる可能性がある
- ・ 海に面した土地であるため、近年頻発している水害等への懸念がある

#### (2) 土地活用のイメージ

- ・ 再生可能エネルギー施設：2事業者
- ・ 中間処理場やリサイクル施設：2事業者
- ・ 発電施設：1事業者

#### (3) 申込事業者の関与の想定

直営：3事業者 / 代表企業又は施工者：1事業者 / 特別目的会社(SPC)：1事業者

#### (4) 活用に向けた期間の想定

- ・ 早期の事業化を希望：2事業者
- ・ 時間的な制約はない：2事業者
- ・ 事業化想定スケジュールに合わせて今後コンソーシアムを組成予定：1事業者

#### (5) 意見・要望等

- ・ 横浜市の関係部局との今後の打合せや調整を行わせていただきたい
- ・ 効率的な土地形態で公募してもらえるとありがたい
- ・ 周辺用地も含めることができれば、より幅広い提案ができるものと感じている
- ・ 利用用途の規制が緩和されるとありがたい
- ・ 建屋の解体費と土壌改良のコストは土地価格に反映してもらいたい
- ・ 評価方法は価格だけでなく、提案内容を重視してもらえるとありがたい
- ・ 土壌汚染についての情報共有や対策を協議できる場を設けてもらえるとありがたい



### 3 位置図

所在地	磯子区新磯子町 38
面積	約1万㎡



現況写真①



現況写真②

お問合せ先	
資源循環局政策調整課担当課長 鈴木 信 Tel 045-671-2537	

## スリム

## 4年ぶり！！「つるみ3R夢フェスタ」を開催します

4年ぶり15回目になる『つるみ3R夢フェスタ』を7月29日（土）に資源循環局鶴見工場で開催いたします。

焼却工場を開放し、「大型クレーンの疑似操作体験」や「ごみ収集車の体験乗車」などのプログラムを用意し、大人から子どもまで、楽しくごみ処理や3Rについて学ぶことができます。

人気の「リユース家具の無料抽選会」や「消防音楽隊アンサンブル演奏会」、「下水処理の仕組みがわかるブース」など催し物が満載です！ぜひ皆様お越しください！

スリム  
「つるみ3R夢フェスタ」概要について

- 1 開催日時 : 令和5年7月29日（土）  
午前10時から午後3時まで
- 2 開催場所 : 資源循環局 鶴見工場  
(鶴見区末広町1丁目15番地1)
- 3 受付 : 事前申込み不要
- 4 イベント :
  - ・リユース家具抽選会(無償)
  - ・電動ミニ収集車
  - ・消防音楽隊アンサンブル演奏
  - ・フードドライブ（未開封で賞味期限まで2か月以上残っている常温保存可能な食品をお持ちください。抽選で記念品のプレゼントもございます）ほか
  - ・クレーン疑似操作体験
  - ・ごみ収集車体験乗車
  - ・苗木配布(無償)
- 5 その他 : 取材希望の方は、前日7月28日（金）午後5時までに  
資源循環局鶴見工場（電話 045-521-2191）にご連絡ください。
- 6 交通案内 : 会場に駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。  
【バス】鶴見駅東口 8番乗り場より 臨港バス「ふれーゆ」行き  
終点「ふれーゆ」下車 徒歩1分



大型クレーンの疑似操作体験

スリム  
つるみ3R夢フェスタの詳細は、添付のチラシ及びホームページをご覧ください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/kanko-event/eventannai/kyoku-sagasu/shigen/Tsurumifesta2023.html>



横浜市鶴見工場

検索

またはこちらの  
2次元コードから



お問合せ先

資源循環局鶴見工場長 大屋 将佐 電話 045-521-2191

## 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」横浜研修がスタートしました！

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」にて、アフリカ諸国の行政官を対象とする廃棄物管理の来日研修が令和5年7月14日(金)から令和5年8月2日(水)まで実施されます。

来日研修の開催にあたり、横浜市は、日本アフリカ友好横浜市議員連盟とともに9か国9名の行政官をお迎えし、7月14日(金)に歓迎セレモニーを開催しました。

### 1 研修概要

#### (1) 研修名称

JICA 課題別研修「アフリカ諸国における持続可能な廃棄物管理」

#### (2) 目的

研修員が自身の国・都市の廃棄物管理計画を改善するための方向性を明確にする

#### (3) 研修期間

令和5年7月14日(金)から

令和5年8月2日(水)まで

※オンラインによる研修は6月1日(木)～7月4日(火)まで実施

#### (4) 研修員

アフリカ諸国の廃棄物管理部門の責任者

9か国9名

アンゴラ、ボツワナ、エジプト、ガーナ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、南スーダン、ザンビア

#### (5) 研修内容

裏面をご覧ください。



【7月14日(金)歓迎セレモニーの様子】

場所 JICA 横浜

(前後列中央) アフリカ研修員の皆様

(前列左) 日本アフリカ友好横浜市議員連盟  
佐藤祐文会長

(前列右) 大久保智子副市長

(後列左) 資源循環公社 中山雅仁理事長

(後列左から2番目) JICA 横浜 中根卓所長

(後列右) 資源循環局 金高隆一局長

### 2 アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP) とは

平成29年4月に、第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) のフォローアップの一環として、環境省・JICA が、横浜市、国連環境計画 (UNEP)、国連人間居住計画 (UN-Habitat)、アフリカ諸国・都市と共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見・経験の共有、SDGs (持続可能な開発目標) の推進等を行うための場として設立しました。

### 3 取材について

ご希望の方は、下記の日程までに申込先へご連絡ください。

#### (1) 締切

取材希望日の2営業日前 (土日除く) の正午まで

※焼却工場の視察 (7月19日(水)) は18日(火)正午まで

#### (2) 申込先

横浜市資源循環局政策調整課

T E L : 045-671-2537

Mail : sj-wastemanagement@city.yokohama.jp



裏面あり



#### 4 研修内容

日本の法律や政策のみならず、民間リサイクル施設や横浜市廃棄物処理施設、小売店などの視察を通じて、廃棄物管理のノウハウを学ぶ研修です。

##### (1) 主な視察先

日時	場所
7月19日(水) 13:15~15:00	資源循環局 金沢工場(焼却工場)
7月20日(木) 13:15~15:00	資源循環局 神明台処分地(最終処分場)
7月20日(木) 15:15~16:15	株式会社サティスファクトリー
7月21日(金) 7:30~11:30	資源循環局 磯子事務所(収集事務所)
7月24日(月) 9:30~11:30	横浜環境保全株式会社 金沢事業所
7月24日(月) 14:00~15:00	資源循環局 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場
7月25日(火) 9:30~11:30	株式会社ホンマ 横浜リサイクルセンター
7月25日(火) 13:30~15:15	横浜市資源リサイクル事業協同組合 リサイクルポート山ノ内
7月26日(水) 10:30~11:30	イオンスタイル東戸塚

##### (2) アクションプラン発表

7月31日(月) 9:30~16:00	JICA 横浜
8月1日(火) 9:30~17:00	

##### (3) 閉講式

8月2日(水) 10:45~11:15	JICA 横浜
---------------------	---------

本研修は、JICA 横浜から委託を受けた  
(公財)横浜市資源循環公社が運営しています。

※時間は、変更になる場合があります。  
※視察先によって取材対応ができない場合があります。



過去の研修の様子

#### アフリカ開発会議(TICAD)とは



日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)、アフリカ連合委員会(AUC)及び世界銀行と共同で開催する、アフリカの開発をテーマとした国際会議です。横浜市は平成20(2008)年の第4回、平成25(2013)年の第5回、令和元(2019)年の第7回アフリカ開発会議の開催地となりました。第7回アフリカ開発会議は、42名の首脳級を含むアフリカ53か国のほか、国内外から10,000人以上が参加し、我が国が主催する最大規模の国際会議となりました。  
横浜市は次回令和7(2025)年に開催される第9回アフリカ開発会議の横浜への誘致を表明しています。

#### お問合せ先

(研修に関すること)	資源循環局政策調整課担当課長	鈴木 信	Tel 045-671-2537
(アフリカとの連携に関すること)	国際局国際連携課アフリカ開発会議誘致担当課長	武井 陽子	Tel 045-671-4720

## 秋田県秋田市で発生した災害廃棄物の処理に関する支援を行います

横浜市資源循環局では、環境省からの要請を受け、令和5年梅雨前線による大雨の被災地で発生した災害廃棄物の処理を行うため、次のとおり災害復旧支援隊を派遣します。

派遣先	秋田県秋田市
支援内容	災害廃棄物等の収集・運搬
派遣期間（予定）	8月2日（水）～8月19日（土） 計18日間
人員	職員45名
車両	7台（2tごみ収集車3台、2tトラック3台、普通乗用車1台）



【2tごみ収集車】



【2tトラック】

### お問合せ先

資源循環局業務課長 澤田 亮仁 Tel 045-671-2532

## 横浜市と川崎市がごみ処理に係る相互支援に 関する協定書を締結しました

横浜市と川崎市では、ごみ焼却工場の老朽化が課題です。そのため、老朽化による故障に伴う緊急停止等の不測の事態により、一時的に自市内での処理が困難となった場合に備える必要がありました。

そこでこの度、安全安心な市民生活を維持するため、両市で協議を進め、ごみ焼却処理の相互支援に関する協定を締結しました。

### 協定の概要

- 協定名  
ごみ焼却処理施設の緊急停止等に伴う相互支援協定書
- 協定の締結日  
令和5年8月18日（金）
- 協定の期間  
協定締結日から1年間（双方に疑義が生じなければ継続して更新）
- 支援の要件
  - (1) 焼却施設の故障・事故等による不測の事態
  - (2) 自然災害等の発生によるごみ量の急激な増加等
  - (3) その他、双方が必要と認めた場合
- 支援の内容  
ごみの焼却処理  
（ごみの収集運搬、焼却灰の処分は含みません）
- 費用負担  
双方の条例に定める一般廃棄物処理手数料の額に相当する金額を負担



ヨコハマ3 R夢！マスコット  
「イーオ」「へら星人ミーオ」

かわさき3R推進キャラクター  
「かわるん」



▲ごみ焼却支援イメージ

### お問合せ先

横浜市資源循環局施設課長 荒井 昌典 Tel 045-671-2527

# 今年もやります、10月6日！ 「WORLD FOOD NIGHT 2023 with 横浜」開催 食料問題解決への一歩、一緒に踏み出してみませんか？

横浜市では、10月の食品ロス削減月間・「世界食料デー」月間に合わせ、「世界食料デー」月間2023<sup>※</sup>と共催で、「WORLD FOOD NIGHT 2023 with 横浜」と題し、今年もオンラインイベントを開催します。

今回のイベントでは、「世界とつながるわたしの食卓」をテーマに、世界の食料事情に詳しい3名の有識者をお呼びし、参加者の皆さんと一緒に世界の食料問題について学びながら、わたしたちの日常生活でできる「小さな行動」が、世界の食料問題の解決にどのようにつながるか、考えていきます。

※ 「世界食料デー」月間2023とは：日頃から飢餓や食料問題の解決に向けて様々な活動を行っている NGO/NPO や国際機関などで構成される団体です。

## 1 日時

10月6日（金）19時～20時30分

## 2 開催方法

リモートシステム「Zoom ウェビナー」を用いてオンラインで実施

## 3 定員

450名

## 4 参加費

無料（要事前申込）

## 5 参加方法及び申込期限

「世界食料デー」月間のホームページから、10月5日（木）までにお申込みください。

※定員に達し次第受付を終了します。

<https://forms.gle/KdSHDcjo64BGqEUw5>



## 6 内容

- テーマ1 「たくさん輸入して、たくさん捨てる日本、このままで大丈夫？」  
登壇者によるパネルディスカッションを行います。
- テーマ2 「小さな行動が世界を変える力になる」  
事前アンケートの回答に、登壇者からコメントをいただきます。



**登壇者:**

● **日比 絵里子 (ひび・えりこ)**

**国連食糧農業機関(FAO)駐日連絡事務所 所長**

兵庫県神戸市出身。上智大学法学部で法学士、英国レディング大学大学院と米ワシントン DC ジョーンズホプキンス大学大学院 SAIS で国際関係学修士号を取得。銀行や新聞社勤務を経て、1995 年に国連人口基金 (UNFPA) ニューヨーク本部に入職。同アジア局、アフリカ局、中央アジア 5 か国現地事務所、本部人道支援局、バンコクのアジア太平洋地域事務所での経験を経て、2011 年に FAO 本部戦略企画室に異動。その後、紛争下の FAO シリア事務所長として人道支援を実施。2016 年からサモア独立国の大洋州事務所長として島嶼国 14 か国の現地代表を務めた。2020 年より現職。



● **岡根谷 実里 (おかねや・みさと)**

**世界の台所探検家**

1989 年、長野県生まれ。東京大学大学院工学系研究科修士修了後、クックパッド株式会社に勤務し、独立。世界各地の家庭の台所を訪れて一緒に料理をし、料理を通して見える暮らしや社会の様子を発信している。講演・執筆・研究のほか、全国の小中高校への出張授業も実施。立命館大学 BKC 社系研究機構客員協力研究員、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)連携研究員。近著に「世界の食卓から社会が見える(大和書房)」。



**モデレーター:**

● **平井 巧 (ひらい・さとし)**

**株式会社 honshoku 代表**

1979 年東京都生まれ。新潟大学理学部卒業。広告代理店での企画営業を経て独立。「サルベージ・パーティ®」を中心に企業・行政の foodloss&waste にまつわる課題解決を手がける一般社団法人フードサルベージを設立。食のクリエイティブチーム株式会社 honshoku では、「食卓に愉快的風を。」をキーワードに、食にまつわるコンテンツ運営、クリエイティブ制作、プロデュース等を行う。2020 年に食の学び舎「foodskole(フードスコレ)」を開校。2021 年に食のウェブマガジン「shokuyoku マガジン」を創刊。



**お問合せ先**

資源循環局 3 R 推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

# 令和5年10月1日から 横浜駅周辺の喫煙禁止地区を拡大します

横浜市では、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの防止のため、人通りの多い8か所の駅周辺や繁華街を喫煙禁止地区にしています。このうち、横浜駅周辺の指定区域を令和5年10月1日（日）から拡大し、喫煙禁止地区等指導員の巡回・指導が始まります。

横浜駅周辺の美化のため、皆様のご協力をお願いします。



- 1 根拠条例  
横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
- 2 指定拡大区域  
上記「拡大エリア」のとおり、南幸1丁目から南幸2丁目の一部



区域内的の路面に掲示しています

## 【喫煙禁止地区について】

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」では、たばこの吸い殻のポイ捨てや、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、喫煙禁止地区について規定しています。

- ・喫煙とは、たばこを吸うことのほか、火の付いたたばこを持つことも含みます。
- ・指定地区内の屋外における公共の場所において喫煙した場合、罰則として2,000円の過料を科しています。

拡大するエリアの周辺で歩きたばこ・ポイ捨て・受動喫煙の防止の呼び掛けや、清掃・啓発キャンペーンを実施します。

- ・9月29日（金）14時00分～14時30分、15時00分～16時00分（周辺清掃）
- ・10月2日（月）9時00分～10時00分

お問合せ先

資源循環局街の美化推進課長 藤塚 貴代 Tel 045-671-2536

# 見つけよう！地球にやさしい3R 大都市共同キャンペーンを実施します！



横浜市では、ごみと資源の総量等を削減するため、3R（スリーアール）の取組を推進しています。

今年も10月の3R推進月間※を中心に、大都市（16政令指定都市、東京23特別区）が連携して「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を行い、市民・事業者の皆様にご3R行動の実践を呼びかけます。

※ 3Rに対する理解と循環型社会の形成の取組を推進することを目的として、国が定めた月間（10月1日から10月31日）です。

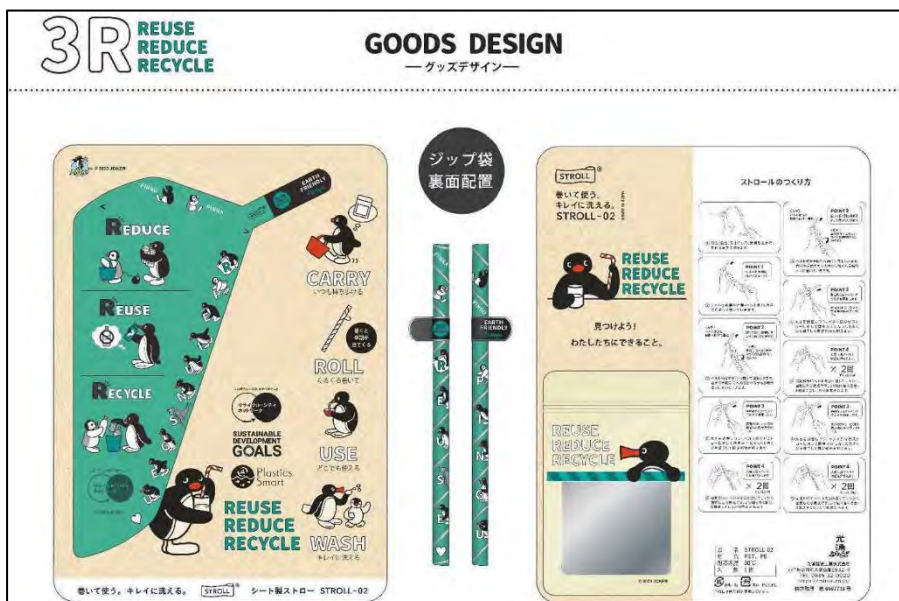
## 実施内容

◆キャンペーン期間中、市内公共施設等に啓発ポスターを掲出します。

◆各種イベント等を実施し、啓発物品を配布します。

※啓発物品は、なくなり次第終了となります。

※キャンペーン実施場所については、裏面をご覧ください。



今年配布する啓発物品  
「シート製ストロー」



「ヨコハマ3R夢（スリム）！」  
マスコット イーオ

裏面あり



## 実施場所

区名	日時	場所（住所）	
鶴見	10月21日(土) 9時30分～15時30分	入船公園	鶴見区弁天町3-1
神奈川	10月8日(日) 10時00分～15時30分	反町公園	神奈川区反町1-12
西	10月9日(月・祝) 11時00分～15時30分	サミットストア 横浜岡野店	西区岡野2-5-18
中	10月21(土), 22日(日) 10時00分～16時00分	横浜市庁舎	中区本町6-50-10
南	10月9日(月・祝) 10時00分～12時00分	マルエツ 井土ヶ谷店	南区井土ヶ谷下町 215-11
港南	11月4日(土) 10時00分～15時00分	港南ふれあい公園	港南区港南4-2
保土ヶ谷	10月28日(土) 9時30分～15時00分	県立保土ヶ谷公園	保土ヶ谷区花見台4-2
旭	10月9日(月・祝) 9時00分～15時00分	イトーヨーカドー 若葉台店	旭区若葉台3-7-1
	10月15日(日) 10時00分～15時00分	鶴ヶ峰商店街 駐車場	旭区鶴ヶ峰1-3-2
磯子	10月19日(木) 9時00分～13時00分	ヤオコー 横浜磯子店	磯子区磯子3-4-23
金沢	10月21日(土) 10時00分～15時30分	海の公園	金沢区海の公園10
港北	11月25日(土) 10時00分～15時00分	横浜アリーナ	港北区新横浜3-10
緑	10月15日(日) 10時00分～15時00分	県立四季の森公園	緑区寺山町291
青葉	11月3日(金・祝) 9時45分～15時00分	青葉区総合庁舎	青葉区市ヶ尾町31-4
都筑	11月3日(金・祝) 10時00分～15時00分	都筑区総合庁舎 センター南駅	都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区茅ヶ崎中央1-1
戸塚	11月3日(金・祝) 10時00分～14時00分	東戸塚小学校	戸塚区吉田町88
栄	10月25日(水) 10時00分～11時30分	イトーヨーカドー 桂台店	栄区桂台中15-1
	11月4日(土) 10時00分～15時00分	本郷中学校	栄区桂町84-14
泉	10月16日(月)～20日(金) 8時45分～17時00分	泉区役所 1階区民ホール	泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷	10月4日(水), 11日(水), 18日(水), 25日(水) 9時00分～15時30分	瀬谷区役所 2階区民ホール	瀬谷区二ツ橋町190-1
	10月15日(日) 10時00分～15時00分	旧上瀬谷通信施設 はらっぱ	瀬谷区瀬谷町付近

※キャンペーンの実施については、予告なく変更する場合があります。

最新情報は、横浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/sonota3/r5daitoseicampaign.html>



### お問合せ先

資源循環局 3R推進課長

津島 邦宏 Tel 045-671-2563

大都市減量化・資源化共同キャンペーン実行委員会参加都市による同日記者発表：

札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・東京23特別区・横浜市・川崎市・相模原市・静岡市・浜松市・  
名古屋市・大阪市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市

## 令和5年度大都市減量化・資源化共同キャンペーン実施概要

現在の社会は、豊かで便利な反面、大量生産・大量廃棄型の社会経済システムによる使い捨て文化を生み出し、ごみの急激な増加をもたらしました。今やごみの問題は、資源保護や地球環境保全の面からも、各自治体が緊急に対処しなければならない重要な課題の一つとなっています。

このような状況の中で、20政令指定都市及び東京23特別区の清掃事業担当部門で構成する「大都市清掃事業協議会」の中に「減量化・資源化担当課長会議」を設置し、ごみの減量化・資源化に向けた様々な検討や情報交換を行っています。さらに、ごみの減量化・資源化の推進は、継続的に取り組まなければいけないとの共通認識に基づき、平成4年度から大都市が連携して「ごみの減量化・資源化」に対する市民・事業者の意識啓発を図ることを目的として、共同キャンペーンを実施しています。

32回目となる今回は、再生紙を使用したオリジナルポスターと、オリジナル啓発用グッズである『STROLL®』（シート製ストロー）を、10月の3R推進月間に掲出・配布を行い、より多くの方にリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）をPRしていきます。

### 記

- 1 デザインの趣旨 別紙「令和5年度大都市減量化・資源化共同キャンペーンメインビジュアルの趣意について」のとおり
- 2 使用媒体  
ポスター 14,493枚  
グッズ 17,000個  
※ポスターは各都市の公共施設や公共機関等に掲出します。  
グッズは、環境に関するイベント等で配布します。
- 3 実施期間 令和5年10月1日から10月31日まで  
(3R推進月間)
- 4 事業費 16,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- 5 事業主体 令和5年度大都市減量化・資源化共同キャンペーン実行委員会  
(各都市ごみ減量化・資源化担当課長で構成)
- 6 キャンペーンエリア 札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・東京23特別区・横浜市・川崎市・相模原市・静岡市・浜松市・名古屋市・大阪市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市



40周年を迎え広い世代から愛されるピングーと一緒に  
見つけよう！地球にやさしい3R

ポスターデザイン インパクトのある3DCGを用いて行動を促すデザイン



《ビジュアルストーリー》

ピングーは「地球のためにできること」を探しています。  
ピングーとその仲間たちがそれぞれできることを見つけて、  
私たちに3Rについて教えてくれています。  
みんなニコニコ、とても楽しそう。一緒にやろうと呼びかけているよう。  
みなさん(ポスターを見た人)の報告もピングーが待っていますよ。  
これならできそう！ということを見つけて、報告してみませんか？

キャッチコピー - EARTH FRIENDLY -  
見つけよう！地球にやさしい3R

《趣意》 地球のためにできることを探しているようなピングーのポーズと連動し、見た人の行動を促すようなコピーとしました。「EARTH FRIENDLY」という言葉はピングーが普段から掲げている言葉です。今回の取り組みに限らずこれまでピングーが行ってきた様々な活動も含めて、統一感をもたせています。

起用キャラクター：PINGU ピングー

ピングーは、2020年に生誕40周年を迎えました。世界155以上の国と地域で放送されており、世界一有名なペンギンとも言われるほど、広い世代・男女問わず愛されてきました。

ピングーはペンギンという特性から地球環境にも親しい存在。そのため、ピングーたちの住む南極の氷を守ろう、という呼びかけを行っており、その呼びかけに共鳴した企業や雑誌とのコラボも多数実績有。国立極地研究所創立50周年記念の特別アンバサダーに就任しました。





自然と誰もが3Rの取り組みに加われるグッズには  
使いたくなる工夫も！是非手に取って使ってみてください。

STROLLについて 繰り返し洗えて環境にやさしいシート製ストロー



STROLLは、1枚のシートをくるくると巻いて自分で作るシート製ストローです。好みの太さに巻いたらベルトで固定し、ゆっくりと飲みものを楽しみ、飲み終わったらストローを広げて洗うことで再利用することができます。ちょっと変わったかたちですが、美味しく飲むという基本的な機能と環境への配慮、つくる楽しさを兼ね備えた、これまでとは違ったコンセプトのエコストローです。

《趣意》  
ペンギンの魅力を活かした使いやすい  
グッズデザイン

グッズには2Dのイラストを用い、どの年代・性別の方も使いやすいシンプルなデザインとしました。

グッズ本体にも3Rを訴求するデザイン

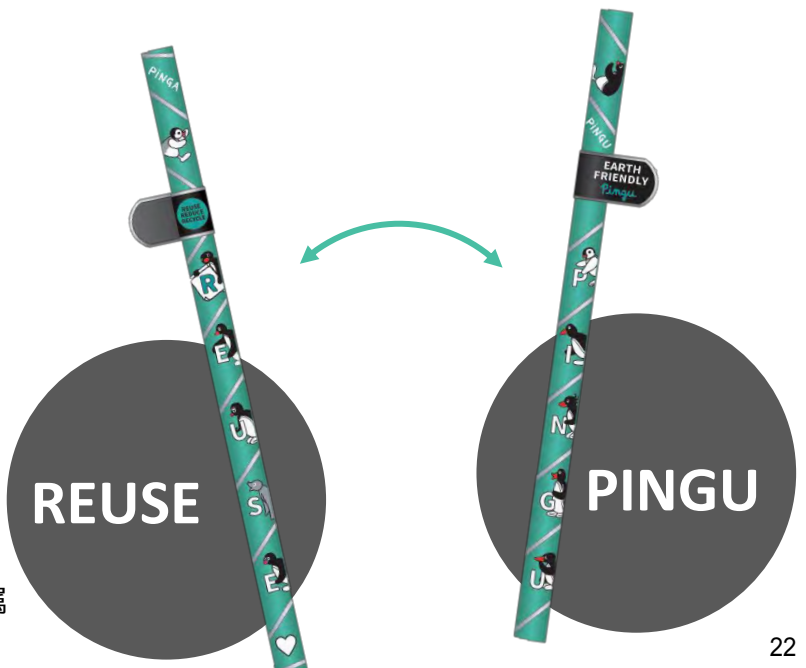
グッズ自体がリユースを促すグッズですが、3Rについての意識を持ち続けていただくために、本体の使用時には見えない部分に3Rについての内容を記載しています。文字で説明するのではなく、ペンギンたちが行動をイラストで示すことでデザイン性を損ねることなく訴求しています。

グッズを積極的に使いたくなる、使うと単語が出てくるギミック

グッズのデザインには巻くと2つの単語が出てくるギミックが仕掛けられています。もらって満足するだけでなく、積極的にグッズを使い、日常的に3Rに取り組んでいただきやすい工夫が仕掛けられています。



グッズを持ち運ぶためのジップ袋も付属



## 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンを実施します

九都県市同時発表（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」では、ワンウェイプラスチック製品（使い捨てプラスチック製品）、容器包装、食品廃棄物の減量化やリサイクルを促進するため、「チャレンジ省資源宣言」事業を推進しています。この事業は、事業者の自主的な廃棄物の発生抑制や減量化などの取組を支援するとともに、その取組を広く域内住民に周知することで、持続可能な資源利用への転換に向けた消費者の選択を促そうとするものです。

この取組を多くの方に知っていただき、廃棄物の削減を更に推進するため、下記のとおり「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンを実施します。

### 1 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーン概要

「チャレンジ省資源宣言」を行った事業者が実施する、ワンウェイプラスチック製品や容器包装、食品廃棄物の削減の取組を紹介するリーフレットを、小売店舗の店頭や九都県市の公共施設などで配布します。

リーフレットに添付された専用はがき又はキャンペーン特設サイトからアンケートに答えて応募すると、食材を無駄なく楽しく調理できる「スープクックプロセッサー」や、省資源化に取り組む事業者の商品など素敵なプレゼントが抽選で当たります。

小売・外食店舗、公共施設でのポスター掲示に加え、電車内でのポスター掲示、ウェブを活用した広告などによりキャンペーンのPRを実施します。

※詳細はキャンペーン特設サイト (<https://www.resource-saving.jp/challenge-2023campaign/>)  
をご覧ください。



### 2 キャンペーン応募期間

令和5年10月1日（日）～令和5年12月15日（金）（当日消印有効）

### 3 PRについて

キャンペーンを周知するため、期間内に下記PRを実施します。

#### （1）公共スペースでの広告

##### ○電車内広告

JR 京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車の車内窓上にポスターを掲示します。



## (2) ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信

### ○YouTube True View インストリーム広告

動画共有サービスのインストリーム広告を活用し、キャンペーンの周知を図ります。

### ○LINE、Facebook、Instagram 広告

各広告から配信される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図ります。

### ○Google ディスプレイネットワーク広告

ディスプレイエリアに表示される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図ります。

### ○ウェブメディアによる情報発信

ウェブメディアを中心に事業情報を発信し、キャンペーンの周知を図ります。

### ○公式 SNS の運用

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会公式X（旧ツイッター）及び公式 Instagram にて、キャンペーンの広報を行います。

## (3) エコプロ2023におけるPR活動

エコプロ2023に出展し、キャンペーンをPRします。

### 【チャレンジ省資源宣言ポスターイメージ】



### 【PR ポスターに掲載される各自治体マスコットキャラクター】



埼玉県マスコット  
コバトン



千葉県  
マスコットキャラクター  
チーバくん



神奈川県  
PRキャラクター  
かながわキンタロウ



「ヨコハマ3R夢！」  
マスコット  
イーオ



かわさき  
3R推進キャラクター  
かわるん



千葉市  
ごみ削減  
キャラクター  
へらそうくん



さいたま市  
PRキャラクター  
つなが竜ヌウ



相模原ごみDE71大作戦  
マスコットキャラクター  
レモンちゃん

### お問い合わせ先

資源循環局 3R 推進課長

津島 邦宏 Tel 045-671-2563

## 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンについて

「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンは、過度な資源利用の抑制・廃棄物の削減をするため、事業者の「チャレンジ省資源」の取組とその製品を紹介し、域内住民の意識向上を図るキャンペーンです。

### 1 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーン

#### (1) 概要

店頭で配布されるリーフレットに添付された専用はがき、またはウェブサイトからアンケートにお答えの上、ご応募された方の中から、抽選で合計 155 名に賞品をプレゼントします。

- ▶ 賞品の内容：食材を余すことなく調理できる「スープクックプロセッサー」（3名）、  
協力事業者の商品詰め合わせなど 15 種類各 10 名 ※一部 12 名

- ▶ 応募期間：令和 5 年 10 月 1 日（日）～令和 5 年 12 月 15 日（金）

※詳細はキャンペーン特設サイト (<https://www.resource-saving.jp/challenge-2023campaign/>)  
をご覧ください。

#### (2) スーパー・レストラン等での啓発ツールによる PR

下表の協力店においてポスターの掲出やリーフレットの配架を行い、各事業者の取組をご紹介します。

協力店舗数：1, 235 店舗

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	35 店舗
イオンリテール株式会社	65 店舗
株式会社エコス	14 店舗
サミット株式会社	121 店舗
生活協同組合コープみらい	84 店舗
生活協同組合ユーコープ	41 店舗
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	212 店舗
株式会社ダイエー	80 店舗
富士シティオ株式会社	50 店舗
株式会社東急ストア	76 店舗
株式会社マルエツ	303 店舗
株式会社ヤオコー	154 店舗

### (3) 協力事業者のオフィスや公共施設等におけるポスター掲出による PR

- ▶ 協力事業者のオフィスや域内の公共施設等にポスターを掲出し、普及啓発を実施します。
- ▶ 実施期間：通年（オフィス・施設により、掲出期間は異なります。）

### (4) キャンペーン協力事業者

協力事業者 36 社（50 音順）

小売・外食事業者（14 社）

イオンマーケット株式会社、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカドー、株式会社エコス、サミット株式会社、株式会社シジシージャパン、生活協同組合コープみらい、生活協同組合ユウコープ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ダイエー、株式会社東急ストア、富士シティオ株式会社、株式会社マルエツ、株式会社ヤオコー

製造事業者（22 社）

アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、味の素 A G F 株式会社、江崎グリコ株式会社、株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、玉露園食品工業株式会社、キリンビバレッジ株式会社、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社、サッポロビール株式会社、サントリーホールディングス株式会社、シーピー化成株式会社、中央化学株式会社、株式会社ニチレイフーズ、株式会社日清製粉グループ本社、株式会社ファンケル、プリマハム株式会社、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ヨコタ東北、リスパック株式会社

## 2 九都県市の取組

九都県市では、家庭から発生するごみの容積の 60%を超える容器包装を減量化する事業者がその取組を宣言する「容器包装ダイエット宣言」事業を実施し、宣言をした事業者の取組を域内住民等に紹介することで、ごみの減量化に取り組んできました。

近年はプラスチックごみや食品ロスが世界的な問題となっており、2015 年に各国の首脳が集まった国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）に、2030 年までに食品の廃棄を半減することや、2025 年までに海洋ごみ等あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することが記載されるなど、注目が高まっています。

こうした状況を踏まえ、これまでの容器包装に加え、ワンウェイプラスチック製品（使い捨てプラスチック製品）や食品廃棄物の削減を対象とした「チャレンジ省資源宣言」を開始しました。

### ～ごみの削減に向けて～

ごみを減らすために、消費者にもできることはたくさんあります。今回のキャンペーンをきっかけに、ごみの削減に取り組みましょう。

- ✓ 買い物の際にはマイバックを持参して、不要なレジ袋をもらわないようにしましょう。
- ✓ 飲食店では自分が食べきれぬ分だけオーダーしましょう。
- ✓ 使い捨ての商品はなるべく使わず、環境に配慮しましょう。

～「チャレンジ省資源宣言」～

**Challenge** (チャレンジ：挑戦)：企業が環境のために様々な挑戦をして

**Choice** (チョイス：選ぶ)：消費者が環境のことを考えて商品・サービスを選ぶと

**Change** (チェンジ：変わる)：持続可能な世界に変わります。

ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物を減らしたり、無駄にしないために企業が行う取組を応援し、住民への普及啓発を行うことで持続可能な資源利用への転換を目指しています。

チャレンジ省資源宣言ホームページ <https://www.resource-saving.jp/>



# チャレンジ・ザ・フードロス



「ヨコハマ3R夢<sup>スリム</sup>！」広報大使  
横浜市資源循環局 × 横浜F・マリノス



横浜F・マリノスの選手が、今年も「食品ロス削減」を呼びかけます！

10月は「食品ロス削減月間」です。このたび「ヨコハマ3R夢（スリム）！」広報大使である横浜F・マリノス様と一緒に、「食品ロス削減」を呼びかけるポスターを作成しました。

10月1日（日）から横浜市内各所で掲出します。

## 1 掲出期間

令和5年10月1日（日）～令和6年3月31日（日）

## 2 主な掲出場所

- ・市内公立小・中・高等・特別支援学校（約500校）
- ・市内公共施設（市庁舎、区庁舎、スポーツセンター、地域ケアプラザ、地区センター等）
- ・シーサイドライン新杉田駅構内及びシーサイドライン車内
- ・市営地下鉄ブルーライン駅構内（市内31駅：10月11日（水）～17日（火））

## 3 ポスターイメージ（3種類）

※イメージデータの提供を御希望の場合は、お問合せ先まで御連絡ください。



公共施設・交通機関等掲出用：B3サイズ  
MF6 渡辺 皓太 選手  
FW23 宮市 亮 選手  
DF15 上島 拓巳 選手



小学校掲出用：A3サイズ



中学校掲出用：A3サイズ

お問合せ先

資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563



# 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)」について パブリックコメントを実施します！

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、SDGsの達成や脱炭素社会の実現など様々な課題への対応が求められています。こうした時代の変化に着実に対応していくため、横浜市では「ヨコハマ3R夢プラン」に替わる、新たな「一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めています。

**このたび「横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)」を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。**

## 1 パブリックコメントの概要

- 実施期間 2023(令和5)年10月12日(木)から11月10日(金)まで
- 御意見の提出方法  
ア 電子申請システム

横浜市電子申請・届出システム > 手続き一覧(個人向け) > キーワード検索

- 電子メール [sj-newplan@city.yokohama.jp](mailto:sj-newplan@city.yokohama.jp)
  - 郵送 リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。切手は不要です。
  - FAX 045-550-4239
- ※ 御意見の提出に関する注意点等は添付資料を御確認ください。  
紙リーフレットは各区役所や収集事務所などで配布しています。



電子申請システム

- 計画(素案)・パブリックコメントの URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/shigen/sonota/hoshin/plan-2030/plan-2030.html>



資源循環局政策調整課  
ウェブページ

## 2 新たな計画の概要

- 名称 横浜市一般廃棄物処理基本計画 (愛称は今後決定予定)
- 期間 2023(令和5)年度から2030(令和12)年度まで
- 目標 **燃やすごみに含まれるプラスチック量を年間で2万トン削減**
- 目標達成に向けた重点施策 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
- 計画体系図

市民一人あたり  
5.3kg 削減

### 基本方針1 (市民・事業者編) SDGsの達成と脱炭素社会の実現

- 政策1 プラスチック対策の推進
- 政策2 食品ロス削減の推進
- 政策3 環境学習・普及啓発の推進

### 基本方針2 (行政編) 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

- 政策4 多様な社会ニーズへの対応
- 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分
- 政策6 将来を見据えた施設整備

お問合せ先

資源循環局政策調整課長 今井 健太郎 Tel 045-671-4567



## 粗大ごみ処理手数料支払いに クレジットカードとPayPayが使用できるようになります。

これまで粗大ごみを出す際、コンビニや銀行等へ粗大ごみ収集シールを買いに行く必要がありましたが、10月25日(水)から電子決済の利用ができるようにし、利便性を向上させます。

また、粗大ごみ自己搬入施設においても、現地での電子決済の支払いを可能にすることで、事前申込み不要で持込みができるようにする実証実験を行います。

### <電子決済での粗大ごみ処理手数料の支払いについて>

- ご利用できる電子決済  
・クレジットカード(Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners)  
・PayPay
- 利用開始日  
令和5年10月25日(水)
- その他  
現行の粗大ごみ収集シールでの対応も変わらず続きます。  
電子決済が利用できるのはインターネット・チャット・LINEでの申込みのみです。お電話での申込みの場合は粗大ごみ収集シールが必要となります。

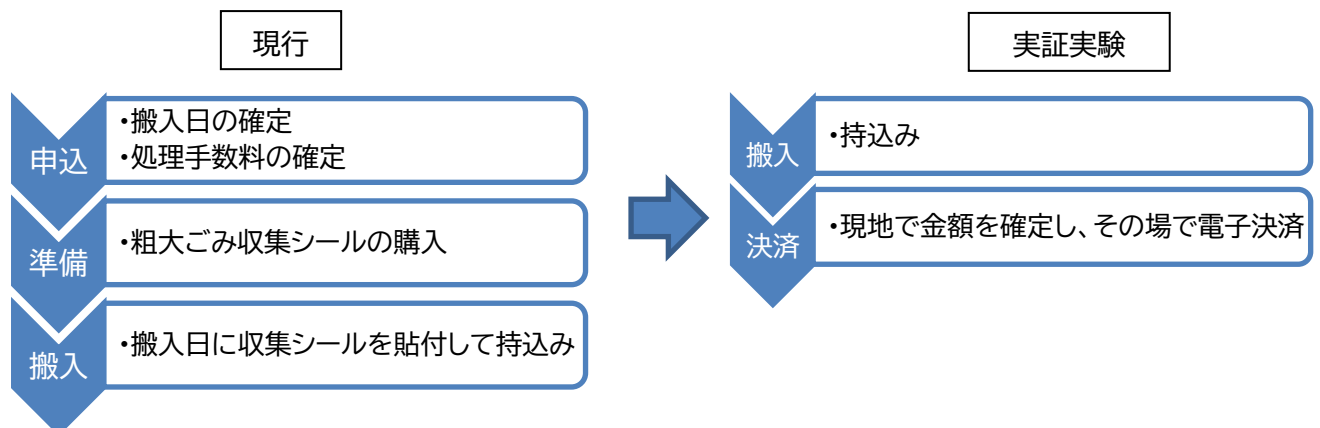
詳しい手順はこちら



### <粗大ごみ自己搬入施設での電子決済の実証実験について>

- 概要  
これまで、申込みの際に搬入日や処理手数料を確定させる等、時間がかかっていましたが、持込み後に現地での電子決済を可能にすることで、粗大ごみ収集シールを購入する必要を無くし、大幅に利便性を向上させます。
- 期間  
令和5年10月25日～令和6年3月31日
- 場所  
栄ストックヤード(横浜市栄区上郷町1570-1)
- その他  
現行の申込方法も継続して実施しております。

詳しい手順はこちら



お問合せ先  
資源循環局業務課長 澤田 亮仁 Tel 045-671-2532

## 専門学校生のデザインが模範のシンボルに 廃棄物の優良事業者が使用できるマークを新たに制定

横浜市では、模範となる廃棄物収集運搬事業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として認定しています。令和5年度の優良事業者が決定しましたので、認定証を授与します。

また、このたび優良事業者のシンボルとして、横浜市内でデザインを学ぶ専門学校生が作成したマークを新たに制定し、デザインした専門学校生に感謝状を贈呈します。認定事業者は、ごみ収集車の車体・名刺・自社のホームページなどにマークを使用できます。

### 1 令和5年度一般廃棄物収集運搬業優良事業者の認定

横浜市では、企業・商店などから排出される廃棄物のうち、生ごみなどの事業系一般廃棄物は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集と運搬を行っています。

一般廃棄物収集運搬業者のうち、法令を遵守し、事業系廃棄物の分別排出や3R活動等に積極的に取り組んだ業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として、平成17年度から認定しており、令和5年度は13事業者を優良事業者と認定しました。

大塚産業有限会社	株式会社神奈川保健事業社	三友環境サービス株式会社
株式会社春秋商事	株式会社神港商会	有限会社末広金属
株式会社ダイトーフジテック	株式会社滝田商会	武松商事株式会社
辻村商事株式会社	藤ビルメンテナンス株式会社	丸忠建工株式会社
株式会社萬世 (50音順)		

### 2 「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」シンボルマークの制定

認定された「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」であることが一見してわかるシンボルマークを令和5年度から新たに制定するため、学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校（港北区）にデザインを依頼し、同校の専門学校生がデザインした複数のシンボルマーク案から、一般廃棄物収集運搬業者の投票により、同校の石田 彩華（いしだ あやか）さんのデザインしたマークに決定しました。

▼新たに制定されたマーク



### 3 感謝状の贈呈、認定証の授与

資源循環局長からシンボルマークをデザインした石田さんへの感謝状の贈呈と、令和5年度優良事業者への認定証の授与を行います。

(1) 日時

令和5年10月20日（金）14時00分から14時45分まで

(2) 場所

市庁舎18階会議室

(3) 取材について

当日の取材を御希望の方は、10月19日（木）16時までに、資源循環局事業系廃棄物対策課（045-671-2511）に御連絡ください。

裏面あり



#### 石田さんのコメント

「キャラクターのモチーフはレジ袋で、優良という意味でオレンジ色の丸、循環するイメージで矢印を取り入れてデザインしました。市内でマークの付いたごみ収集車が走ってくれたらうれしいです」

#### 認定された事業者の1社のコメント

「親しみやすく可愛いマークだと思う。会社のホームページや収集車で使うことを検討したい」

シンボルマークをデザインした岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校の石田さん

<b>お問合せ先</b>		
資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長	田島 禎之	Tel 045-671-2526

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

1 趣旨

温室効果ガスを削減するために、現在燃やすごみとして焼却処理している、プラスチック製品を新たに分別収集します。

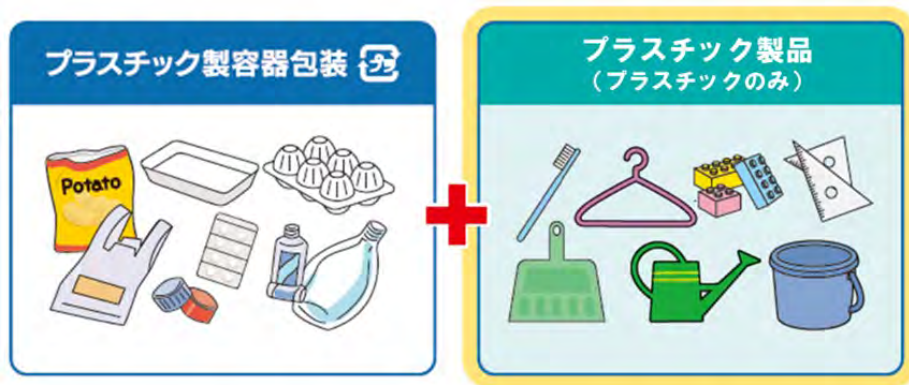
2 新たに分別収集するプラスチック製品

ハンガーやバケツなど、プラスチックのみでできた製品

(※金属などとの複合素材や合成繊維や合成ゴムなどは、引き続き燃やすごみ)

3 排出方法

既に分別していただいている、プラスチック製容器包装と同じ袋で、排出していただきます(週1回収集)。



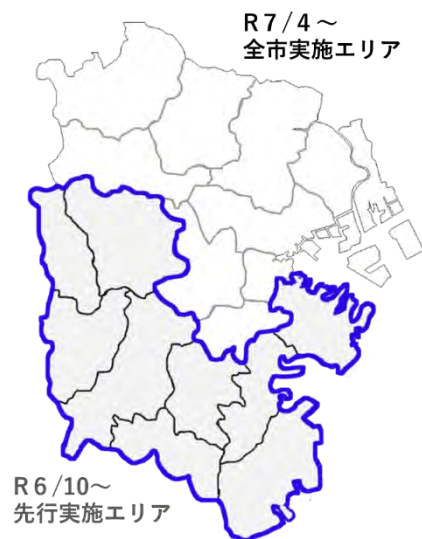
『プラスチック資源』として分別区分を新設  
 【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

4 開始時期

令和6年10月 先行実施

令和7年4月 全市実施

令和6年10月 先行実施		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年4月 全市実施		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



5 今後の予定

新たに分別収集するプラスチック製品の具体的な例を記載したチラシなどを製作し、十分な時間をかけて、丁寧に皆様に周知していきます。



## 6 その他

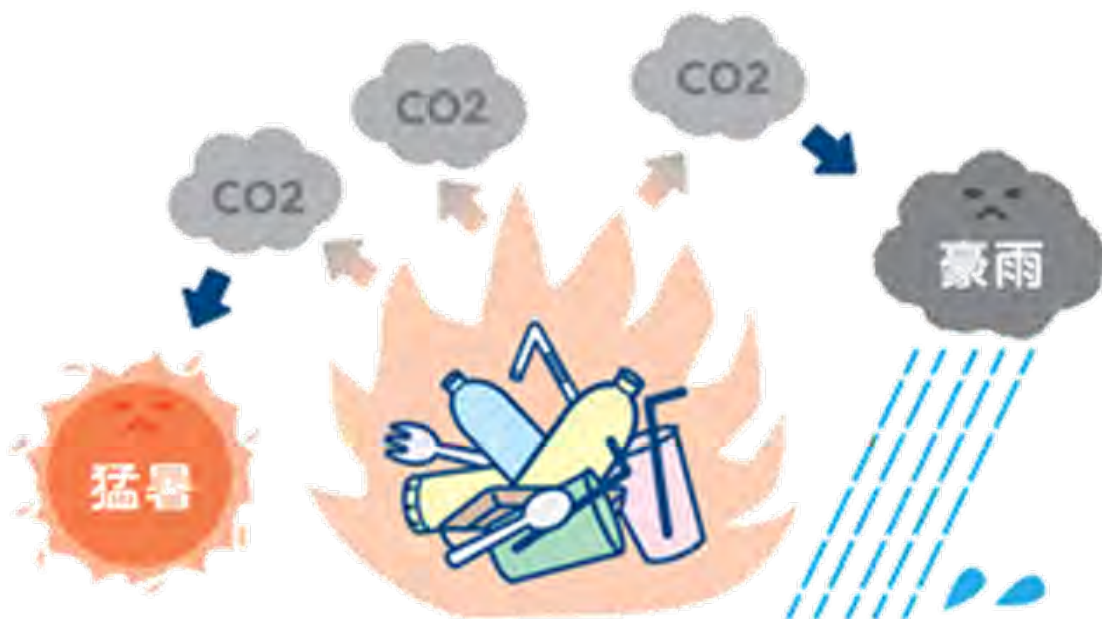
現在、本件を盛り込んだ「新たな一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めており、計画策定に向けたパブリックコメントにて市民意見募集を予定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

### 【参考①】 プラスチック資源の分別・リサイクルの流れ



### 【参考②】 地球温暖化とプラスチックを取り巻く状況

- 地球温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。
- プラスチックは燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）を多く発生します。



燃やすごみからプラスチックを減らすことが「温室効果ガスの削減」につながります

新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に関する  
パブリックコメントの実施について

1 趣旨

横浜市では、ごみ処理の基本計画である「横浜 G30 プラン(2002～2010 年度)」、「ヨコハマ 3 R 夢プラン(2010～2025 年度)」に替わる新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の素案を策定しました。この計画を市民の皆様の御意見をふまえた計画とするため、パブリックコメントを実施します。



計画(素案)冊子・リーフレットデータはこちら  
(横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ)

2 計画概要

別紙「パブリックコメント用リーフレット」を参照

3 募集期間

令和 5 年 10 月 12 日(木) から 11 月 10 日(金) まで

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1) 電子申請システム 【推奨】	①インターネットで横浜市電子申請システムと検索 ②ホームページの上部手続き一覧(個人向け)を選択 ③キーワード検索欄で一般廃棄物と検索 ④該当コメントを選択	
(2) 郵送	リーフレット付属のはがきをお送りください。(切手不要)	
(3) 電子メール	sj-newplan@city.yokohama.jp	
(4) F A X	045-550-4239	

※ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。

※ FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「新たな計画への意見」である旨を明記してください。

5 リーフレット配架場所

リーフレット配架場所
○各区役所広報相談係、地域振興課
○横浜市立図書館・主要駅 P R ボックス
○市民情報センター（横浜市庁舎 3 階）
○資源循環局政策調整課（横浜市庁舎 23 階）
○資源循環局収集事務所、焼却工場

6 今後の予定

令和 5 年 10 月 12 日～11 月 10 日 パブリックコメントの実施  
12 月 パブリックコメント結果公表・原案策定  
年度内 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」開始

担 当：横浜市資源循環局政策調整課 （計画全体について）今井、木村（貴）  
（パブリックコメントについて）近藤、木村（充）  
電 話：671-2503  
F A X：550-4239